

濟定檢省部

教科書文庫

4

370

51-1923

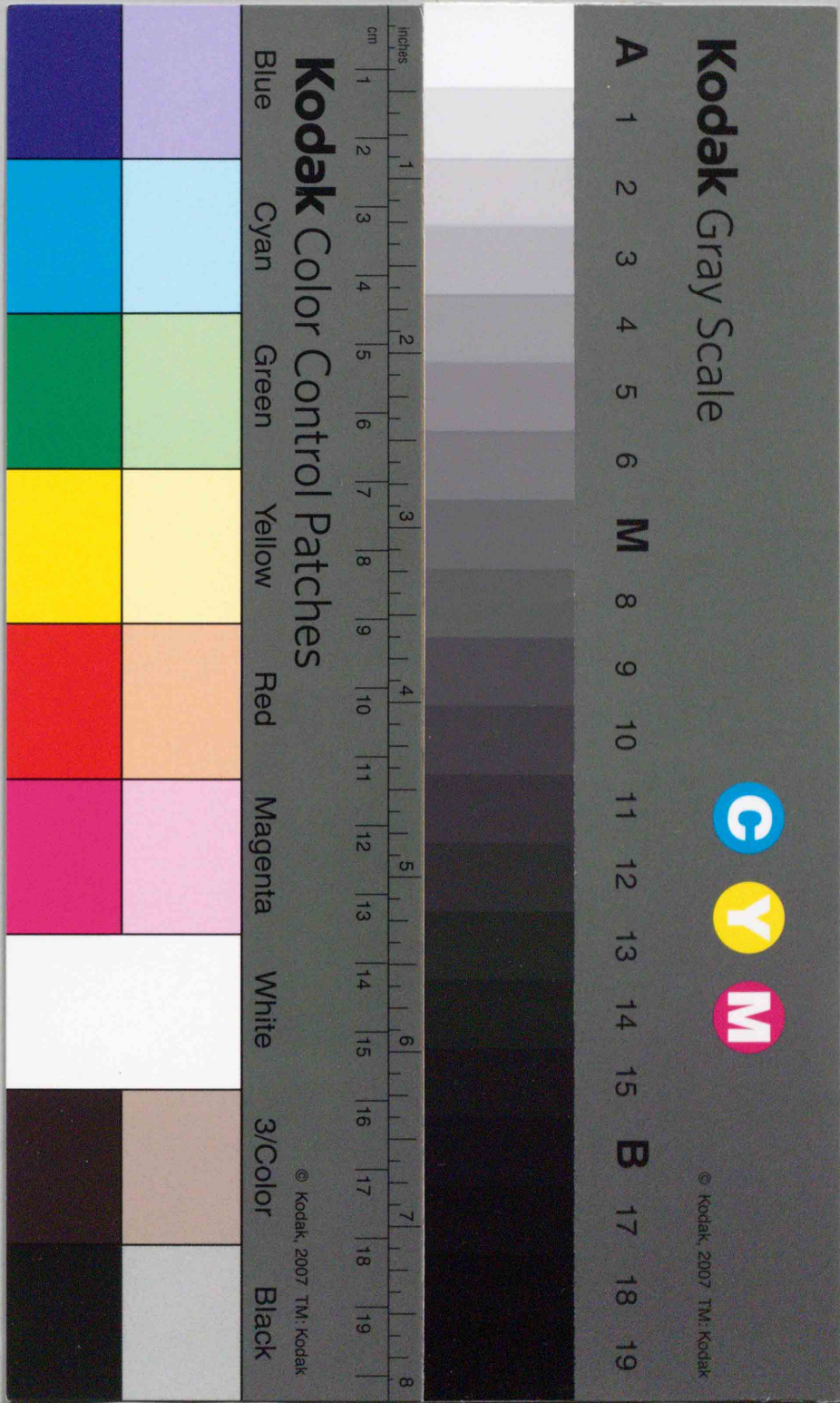
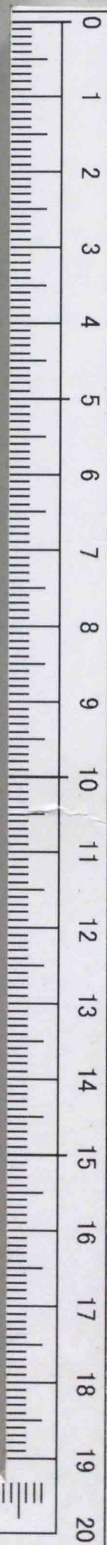
2000047533

近 軌 法理管校學小

篠 小 原 助
佐 川 正
藤 熊 治
共 著
市 行 郎



京 東
版 藏 館 文 寶



41208

教科書文庫

4
370
51-1923
20000 47533

T12

1923



資料室
日二十月三年二十正大
濟定檢省部文

教科書文庫
4
370
51-1923
2000047533

375.9
Shi14

系統的教育的教科書

近 軌

小學校管理法

篠原 藤 小 佐
市助 川 熊 藤 佐
行正 治 熊 藤 佐
郎 治 熊 藤 佐
著 共



京 東
版 藏 館 文 寶



広島大学図書

2000047533



緒言

一、本書は、明治四十三年師範學校に於ける教育科の系統的教科書として編纂したるものを改版したるものなり。從來と雖も學說の進歩に伴なひ時々部分的修正を怠らざりしが、尙不十分なるを以て今回殆ど全部に亘りて大改造を加へ最近の研究と思潮とは悉く之を漏らさざらんことを努めたり。

一、本書の編纂に當り、著者等は他の教育分科の各教科書相互の連絡に注意し、相補益して、生徒の理解を容易ならしめ、又なるべく材料を精選して、重要なものは稍々之を詳述して、他は之を略叙し或

は其の名目のみを掲げ、或は已むを得ず全く之を省略したり。故に實際の教授に當りては適當に之を活用せられんことを望む。

一、小學校管理法は、主として國家の制度・法規に據るべきものなるを以て、他の教育各分科の如く、急速に他の思潮の爲めに動かさるゝこと少し。然れども、之が教授に際し、徒らに法令上の精細なる規定を列擧するときは、生徒は、其の煩多なるに倦み、却つて之が研究に留意せざるに至るべし。故に本書に於ては説明の間に最も重要な法規のみを挿入して、教授に便にし、なるべく文章を簡にして教師の説明に委したり。故に教師は教育の原理と法規の精神とを參酌して現時の學校組織と之が經營の方案とを説明し、實地の詳細

なる施設運用に關しては、教育實習の際、適宜生徒を指導して之に通ぜしめんことを期せらるべし。

一、本書の教授に當りては現行諸法令の外、各府縣に於ける教育法規の要領をも附説し、又日本帝國文部省年報及び各府縣教育統計を利用し、又、優良小學校の施設等をも知らしめ、生徒をして十分小學校の現況を理會せしめ、併せて教育者たる信念を養成せんことを期せざる可からず。

一、本書中〔参照〕の部に〔令〕とあるは小學校令の略、〔則〕とあるは小學校令施行規則の略とす。

大正十一年九月

著 者 識

輓近小學校管理法目次

縮論	頁
第一章 小學校管理法の意義及び範圍	二
本論	
第一編 教育制度	四
第一章 本邦教育制度の概要	四
第一節 教育行政の性質	四
第二節 教育行政機關	六
第三節 小學校教育に關する法令	一
第二編 學校管理法	一五
第一章 小學校の本旨種類	一五
第一節 小學校の本旨	一五

第二節	小學校の種類	一九
第二章	小學校の設置	二二
第一節	市町村立尋常小學校の設置	二三
第二節	市町村立高等小學校及び私立小學校の設置	二七
第三章	小學校の費用	二九
第一節	費用及び負擔	二九
第二節	豫算及び支出	三二
第三節	學校基本財産及び授業料	三四
第四章	小學校の教科	三九
第一節	修業年限	三九
第二節	教科目	四〇
第三節	教科の程度及び教授時數	四四
第四節	教科用圖書	五一
第五節	教授の期間及び休業日	五四
第六節	教授の豫件	六〇

第七節	學業成績の考查及び修業卒業の認定	六六
第五章	小學校の編制	七〇
第一節	學級編制	七〇
第二節	教員の配置	八四
第六章	補習教育	八八
第一節	小學校の補習科	八九
第二節	實業の補習	九三
第七章	就學	九六
第一節	強制教育	九六
第二節	學齡兒童	九八
第三節	就學義務	一〇〇
第四節	就學義務の執行に關する事務	一〇五
第八章	小學校の職員	一一一
第一節	職員の種類及び名稱	一一二
第二節	服務及び職務	一二四

第三節	權限	一六六
第四節	資格及び待遇	一六八
第五節	任用及び解職	一七三
第六節	懲戒	一七六
第七節	俸給及び諸給與	一七八
第九章	小學校の事務	一四五
第一節	校務の種類及び分類	一四五
第二節	校務の整理	一四九
第十章	兒童の管理訓練	一五三
第一節	教授に關する管理訓練	一五四
第二節	學校生活に於ける管理訓練	一五八
第十一章	幼稚園	一六一
第十二章	小學校の管理及び監督	一六四
第十三章	小學校の設備	一六六

第一節	校地及び水	一六九
第二節	校舍	一七三
第三節	校具	一八五
第四節	學校園	一九三
第五節	諸設備の保管	一九五
第三編	學校衛生	一九七
第一章	學校衛生の必要及び範圍	一九七
第二章	學校設備に關する衛生	一九八
第一節	學校清潔法	一九八
第三章	學校生活に關する衛生	二〇四
第一節	兒童の姿勢	二〇四
第二節	教授の開始及び休憩	二〇六
第三節	教授上の文字	二一一
第四章	學校兒童に關する衛生	二二三

第一節	學校病	二二
第二節	學校傳染病の種類及び豫防消毒	二五
第三節	救急療法	三〇
第四節	身體検査及び學校醫	三四
第五節	病弱兒童に對する養護	三三
第五章	教師の衛生	三六
附錄		
一、	地方學事通則	一
二、	小學校令	三
三、	小學校令施行規則	二

輓近 小學校管理法目次 終



輓近 小學校管理法

縮論

第一章 小學校管理法の意義及び範圍

學校管理と云ふ語は、廣狹種々の意義に使用せられ、未だ學術的に限定せられたる意義を有せざるを以て、本書に於ては、先づ之を論定する必要あり。

小學校管理法とは、教育學の實際的方面にして、法令の規定と、諸般の學理に依り、小學校をして完全なる教育を施すに適當なる場所たらしめ、併せて其の事業の效果をして、十

管理法の意義

管理法の必要

分良好ならしむべき方案を、主として實際的、應用的方面より講究するものなり。

蓋し小學校教育の事たる、單に理論的方面より之を講究する必要があるのみならず、之が實施に當りては、其の地方に於ける特殊の事情に適應せしめざる可からざるを以て、又實際的講究を必要とす殊に現時の小學校の施設は、國民教育の事務として其の基礎を國家の法令中に有するを以て、法令規定の範圍内に於て、悉く之を運用するを要するのみならず、常に法令の精神を貫徹せんことを期せざる可からず。是れ理論的教育學と共に實際的教育學の忽かにすべからざる所以にして、従つて又、小學校管理法の講究を、必要とする所以なり。

管理法の區分

小學校管理法に於て講究すべき範圍は頗る廣く、小學校

の設置・教科・編制を初めとし、職員・兒童に關する事項に至るまで、一切の實際的事項を包括すれども、本書に於ては、之を大別して、主として本邦に於ける現時の教育制度と、此の制度に基づきて、小學校の施設・運用の完備を講究する狹義の**學校管理法**及び**學校衛生**との三部となせり。

本論

第一編 教育制度

第一章 本邦教育制度の概要

第一節 教育行政の性質

抑國家の行政は、内務、外務、軍務、財務の四大部に分たるゝものなるが、**教育行政**は、即ち内務行政中の一部にして、國民の福利を増進せんがためにする積極的施設なり。蓋し國民の精神及び身體の状態如何は、直接に國民自身の利益慶福に關係すること大なるのみならず、延いて國家の進歩發達に影響すること少からず、是れ教育行政が、内務行政中に在りて勸業、土木、交通等に關する經濟行政、衛生に關する衛生

教育行政の性質

行政と相鼎立して、共に**助長行政**と總稱せらるゝ所以なり。

凡そ一切の行政は、國家の存立發達の爲に必要なものなれば、國家自から之が機關を設けて、直接に其の事務を處理するを以て通則とす。然れば教育行政の事務に於ても、國民福利の消長に關すること最も重要なるものは、國家の最高機關たる中央官廳が、直接に之を處理するを以て本則とせりと雖も、別に地方の狀況に適應せしむる必要あるものは、國家は、特に其の權力を割きて、之を地方自治團體の處辨に委任せり。前者を**國の教育事務**と云ひ、後者を**市町村の教育事務**と云ふ。即ち小學校の目的、種類、修業年限、編制、教科目、及び就學の義務、教員の資格、費用の負擔等の如きは、最も重要なる事項なるを以て、國家は之を**國の教育事務**と定めて、自から之を規定し處理すれども、之に反して校舎の建設、修

教育事務の二方面

國の教育事務

市町村の教育事務

繕器具の購入及び旅費の支辨等の如きは、前者の如く重大ならざるのみならず、地方の情況に應ずる必要大なるを以て國家は之を市町村の教育事務と定め、其の經營を自治團體に委任せり。

然れども、若し之を自治團體の自由のみ放任するときは、或は國家の目的を達すること能はざるべきを以て、更に一定の法規を設けて之を監督し、其の範圍内に於て、地方に適したる方法を自由に選擇し處辨することを許せり。

第二節 教育行政機關

教育行政に關する主要なる機關左の如し。

一、**文部大臣** 本邦教育行政に關する最高の中央官廳を文部大臣とす。臺灣・樺太・關東州及び朝鮮の如き、特殊の行政

限 文部大臣の權

を施行する地方及び宮内省、陸海軍省、遞信省に屬する學校教育を除きて、全國の教育學藝に關し、左の事務を管掌す。

- (一) 教育に關する法律命令の立案
- (二) 教育に關する命令の發布
- (三) 教育に關し府縣知事以下の指揮監督
- (四) 教育上の處分

補助機關

文部大臣の補助機關たるものを、次官・局長・參事官・秘書官・書記官・督學官・學校衛生官・圖書事務官・圖書監修官・技師・屬及び技手等とす。

次官は大臣を佐け全般の省務を整理し、省内各局部の事務を監督す。局長は大臣の命を承け、主任の事務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督す。其の他參事官は便宜局課に兼務し、秘書官は主として機密の事務を掌り、書記官は大臣官

房の事務を掌る。

文部省所管の事務は、専門學務局、普通學務局、實業學務局、圖書局、宗教局の五局に分ちて之を掌理す。

専門學務局 帝國大學、高等學校、專門學校、天文臺、氣象臺、海外留學生、學士會院、學位等に關する事項及び學術、技藝の獎勵、調査等に關する事務を管掌す。

普通學務局 師範教育及び中學校、小學校、幼稚園、高等女學校、盲啞學校等の教育、其の他社會教育、教育會、兒童の就學及び圖書館、博物館等に關する事務を管掌す。

實業學務局 農業、工業、商業、商船學校、水産學校、實業補習學校等に關する事務を管掌す。

圖書局 教科用圖書の編輯、發行、調査、檢定、認可及び國語調査に關する事項を管掌す。

宗教局 神佛各派、寺院、宗教の用に供する堂宇、其の他宗教に關する事項並びに古寺社の保存、僧侶及び教師に關する事務を管掌す。

【参照】文部省官制

府縣知事

二、府縣知事 地方行政官廳の上級官は、各府縣知事（道廳長

官にして、部内に於ける一般行政を掌る。教育學藝に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて、法律命令を執行し、國の教育事務を行ふと共に、又地方團體たる府縣の教育事務を執行す。知事の教育事務を執行するに方り、補助機關たるものを内務部長、理事官（兼視學官）、府縣視學及び府縣屬等とす。

郡長

三、郡長 郡長（島司、支廳長）は、知事（長官）の指揮監督を受けて、部内に於ける行政事務を掌るものにして、國の教育事務を執行す。其の補助機關たるものを郡書記（島廳書記）及び郡視學

(島廳視學)とす。

【参照】 地方官官制

市町村長

四、市町村長 市町村長及び市町村學校組合長は、自治團體の機關なれども、知事・郡長の指揮監督を承けて、市町村若しくは市町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、及び市町村の教育事務を執行す。

學務委員

學務委員 市町村長及び市町村學校組合長が、教育事務を處理するに方り、補助機關たるものに、助役其の他の吏員の外、學務委員あり。學務委員は、他の名譽職委員と異なり市町村會の議決に依らず、必ず之を置くべき規定にして、市町村會議員(市町村會の選任)市町村立小學校男教員(市町村長の任命)市町村公民(市町村會の選任)中より任じ、其の人員は東京市以外の地に於ては十名以下とす。

學務委員は、教育事務に關して、市町村長・學校組合長・區長等を補助し、又は其の諮問に應じて意見を陳述するものにして、其の任務甚だ重し。

【参照】 市制町村制 (令) 第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條 (則) 第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條

第三節 小學校教育に關する法令

我が國の學校教育は、専門教育・普通教育・實業教育の三大系統に分たれ、高等専門の學術・技藝を授くるものには、大學及び各種の専門學校あり。日常必須の學術技能を授け、健全なる國民を養成するものには、小學校・中學校及び高等女學校・實科高等女學校あり。實業に必要な教育を施すものには、諸種の實業學校あり。又別に教員たらしとする者の爲に

小學教育に關する法令

小學校令

教育を施す師範學校あり。組織略整然として遺漏少きに庶幾し。就中小學校の教育は、社會の凡ての階級に亘りあらゆる學校教育の基礎をなすものにして最も重要なり。小學校教育に關する法令に種々あり。

一、小學校令 小學校教育に關する基本的法令を小學校令とす。明治五年學制を頒布し、小學制度を創定せられしに始まり、爾來數回の改正を經、明治十九年に至り、始めて小學校令と稱せられたり。現行のものは、明治三十三年八月勅令を以て發布せられ、其の後に至り、國勢の發展に伴なひ、數回の部分的改正を加へられたるものなり。

二、小學校令施行規則 小學校令に據り、實際教育の運用方法に關する細則を定めたるものを小學校令施行規則とす。從來に於ては個々獨立せる多數の規程なりしが、小學校

小學校令施行規則

令の改正と共に之を統一して、小學校令施行規則と改稱し、明治三十三年八月文部省令を以て發布せられたるものなり。其の後數回の改正を一部に加へられたれども、大體に於ては變更することなく、小學校令と相待ち、共に我が國小學校教育に關する二大根幹をなせり。

關係法規

右の外、市制、町村制、(明治四十四年修正發布) 地方學事通則、(明治

三年發布 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、(明治

三年發布 市町村立小學校教育費國庫補助法、(明治三十

三年發布 市町村立小學校教員俸給

に關する規定、(明治三十年勅令) 市町村立小學校教員加俸令、(明治

三年勅令 義務教育費國庫負擔法施行規程、(大正七年) を始め、小

學校教育に關する法律、勅令、其の他の法規少からず。

我が國小學校教育の特色 以上の諸法規に依り、整然と

本邦小學校教育の特色

して殆ど**全國一様**に制定せられ、實施されつゝあるは、本邦小學校教育の一大特色にして、次ぎに其の教育が、凡ての宗教の外に特立し、課程外と雖も、宗教教育を施し、又は宗教的儀式を行ふことを許されず、全然**宗教と分離**するは、又我が國小學校教育の一大特色なりとす。

〔參照〕 教育史

明治三十二年八月文部省訓令第十二號

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ、學政上最必要トス。依テ官立公立及學科課程ニ關シ、法令ノ規定アル學校ニ於テ、課程外タリトモ、宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許サザルベシ、

第二編 學校管理法

第一章 小學校の本旨及び種類

第一節 小學校の本旨

小學校教育の目的は、**小學校令第一條**に明かなり。同條の規定に曰く、

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と。今以上の旨趣を案ずるに、小學校教育に於ては**道德教育**、**國民教育**及び**知識技能の教育**を以て三大目的と定め、而して此の目的を達せんが爲には、之が基礎要件として、**兒童身體の發達**に留意せざる可からざることを宣明したるもの

小學校教育の本旨

道德教育

なり。尙左に以上の要項を略説せん。

一、**道德教育の基礎を作ること** 兒童は、他日社會の一員として世に立つものなるを以て、幼時より其の良心を啓培して、人道實踐の人となるべき基礎的習慣を養ひ、依りて以て、他日、圓滿完全なる人格を發展大成すべき徳性を涵養せざる可からず。實に道德的生活は、人生の到達すべき理想境なりと云ふべく、小學校時代に於て、道德教育を施さざるべからざること言を俟たざるなり。

二、**國民教育の基礎を作ること** 兒童は、又他日、日本國民として我が國家を組織するに至るべきものなるが故に、幼時より、我が國固有の國民的教化を與へ、國體の尊嚴なる所以を知らしめ、國語に通じ、國民として必要なる道德、風習に薰染せしめざる可からず。元來完全なる道德的生活は、完全

國民教育

なる國民生活を包括するものなれば、特に之を區別するの必要なが如しと雖も、今や世界の列國は、皆其の國民の教育に熱中し、各、國本を培養して、互に實力の競争を事とせんとす。然れば、小學校に於て、兒童の精神を陶冶し、國民的志操を育成して、眞に我が國家の進歩發達を企圖する忠良なる國民を養成するは、最も重要な事件にして、殆ど小學校教育の**中心的任務**なり。是れ特に國民教育と道德教育とを區別する所以なり。然れども此の兩者は短少なる歲月の間に於て、其の完成を望むを得ざるを以て、小學校に於ては、其の基礎を與ふるを以て満足せざるべからず。

三、**生活に必須なる普通の知識技能を與ふること** 次ぎに、兒童は又成長の後、各種の業務に従ひ各、獨立の生活を爲さざる可からず。故に小學校に於ては、なるべく日常の生活

知識技能の教育

に必須なる知識技能を附與するを要す。然れども、人生の職業は多種多様なるを以て、特殊の職業の爲に準備を與へんとするが如きは、到底望むべからず。されば、小學校に於て授くる知識技能は、家庭の地位、職業の如何に關せず、又兒童が將來に於て受くべき教育の如何を問はず、いつれにも必要なる**普遍的基礎的**なるものならざる可からず、是れ小學校教育の任務の重大なる所以なり。

而して**兒童身體の發達**に留意し、強壯にして有爲なる國民を育成すべきことは、又以上の三大目的の基本となり、小學校事業の全般を貫通する一大要件なりとす。蓋し心身の關係は、極めて親密なるものなれば、身體の健康及び其の發育の状態如何は、兒童精神の發達に影響すること頗る大なるのみならず、之を個人的に考察すれば、發育期に際して、不

身體上の注意

良なる影響を受くるときは、他日獨立の曉に及びても、其の健康を損ひ、永く幸福を享くること能はざるべく、之を國家的に考察すれば、國民の體力尪弱なるときは**國防上の兵力及び經濟的生産力**に於ても、常に他國に劣るの不幸を免れざるべし。是れ小學校教育に於て、以上の三大目的と共に、身體の養護を以て一大要件となせる所以なり。

第二節 小學校の種類

尋常小學校

小學校は、其の標準に従ひて、之を左の三種に分つ。

一 教科の程度に依る種別

尋常小學校、高等小學校、尋常高等小學校の三種に分つ。尋常小學校は、國民教育の場所にして、日本國民たるものは、將來如何なる教育を受けしめんとするも、必ず先づ其の子弟を此に入學せしめて、基礎教育を受けしめ

高等小學校

ざる可からず、所謂義務教育の場所なり。高等小學校は、尋常小學校よりも稍、高尚なる程度に於て、普通教育を施す所にして、児童を此に入學せしむると否とは、法令の規定上國民の任意とするところなれども、國民の子弟にして、上級の學校に入學せざる者が、此の程度の教育を受くるは、尋常小學校に於て受けたる教育の効果を益、完からしむる所以にして、之が設置普及は最も望ましきところなり。

尋常高等小學校

尋常高等小學校は、以上二校の教科を一校に併置したるものにして、其の各部には尋常小學校又は高等小學校の規定を準用すべきものとす。

二、學級の編制に依る種別

多級小學校及び單級小學校に分つ、多級小學校は、全校児童を二學級以上編制せる學校にして、單級小學校は、全校児童を一學級に編制せる學校なり。

三、經費負擔に依る種別

市町村立小學校及び私立小學校に分つ、市町村立小學校は、市町村又は

多級小學校
單級小學校

市町村立小學校

私立小學校

市町村學校組合、若しくは其の學區の負擔を以て設置せる學校なり、私立小學校は、私人の費用を以て設置せる學校なり。

官立小學校
府縣立小學校
公立小學校

以上の外、高等師範學校附屬小學校は、國費を以て設置せらるゝを以て、即ち官立小學校にして、又府縣立師範學校附屬小學校は、府縣費を以て設置せらるゝを以て府縣立小學校なり。又府縣若しくは、市町村の如き公共團體の費用を以て設立したる小學校を公立小學校と稱することあり。我が國に於ては、本則として市町村立小學校を以て、義務教育の場所となすが故に、其の數最も多く、私立小學校の數は甚だ少し。

(令) (二) 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス。

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常小學校トス。

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ、私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス。

(則) (三九) 全校児童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ、二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス。

第二章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

尋常小學校の設置

一、設置の義務 市町村は、其の区域内の學齡兒童を悉く就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置する義務を有す。蓋し我が國家は、學齡兒童の保護者に對し、必ず其の子弟をして尋常小學校の教育を受けしむべき義務を負はしめたるを以て、國家自から、此等の兒童を收容するに足るべき小學校を設置するを要すと雖も、元來、校舎の設備の如きは、地方の情況に適應すべきものなるを以て、國家は、別に之が設置の義務を地方團體たる市町村に負はしめたるものにて、即ち尋常小學校設置の本則とするところなり。

(令)六 市町村ハ其ノ区域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常

小學校ヲ設置スヘシ

然れども若し市町村が獨力を以て以上の義務を果すに堪へざる時は、別に特殊の方法に依らしめ、以て義務教育の支障なく行はれんことを期せり。其の方法左の如し。

町村學校組合

町村學校組合 若し町村の資力乏しく、獨力を以て規定の尋常小學校を設置すること能はざる場合に於ては、郡長は府縣知事の認可を受け、其の町村をして地方學事通則に依り、他の市町村と學校組合を設けしめ、共同の資力を以て尋常小學校を設置せしむるものとす。

兒童教育事務の委託

兒童教育事務の委託 若し一町村に於て就學せしむべき兒童の數僅少にして、一尋常小學校を構成するに足らざる場合、又は適度の通學路程内に、一尋常小學校を構成するに足るべき兒童數を得ること能はざる場合に於ては、郡長

は前例の如く、其の町村をして、他の市町村と共同して學校組合を設けしむるか、若しくは府縣知事の認可を受け、其の町村をして就學兒童の全部又は一部の教育を他の市町村、町村學校組合、又は其の區に委託せしむべく、尙、府縣知事は市又は町村、町村學校組合又は其の一部にして、必要と認むるときは、其の兒童の教育事務を他の市町村、町村學校組合又は其の學區に委託せしむることを得べし。而してこの際、其の委託を受けたる市町村、又は其の區は、他の委託に應ぜざる可からざる義務を有するものとす。此の場合を稱して**兒童教育事務の委託**と云ふ。

上級自治團體及び國家の補助 尙以上の孰れの方法に依るも、町村の資力乏しくして費用の負擔に堪えず、又は學校組合を設置すること能はざる時は、府縣は此等の郡市に

府縣の補助

相當の補助を與ふ可く、尙府縣知事に於て、財政貧弱なりと認めたる市町村には、特に義務教育費國庫負擔法及び同施行規程に依り、國庫より分配せられたる金額の一部を分割支給することを得るものとす。之を要するに、國民教育の義務たる、獨り市町村が之を負ふのみに止らず、府縣及び國家に於ても怠慢なる能はず、これ諸種の方案を設けて出來得べきだけ、其の旨趣を貫徹せんことを期し、萬一の遺漏なからんことを圖れるなり。

〔參照〕(地方學事通則) 第五條、第七條、(令) 第七條、第八條、第十條、第十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條

兒童教育事務免除

二、設置義務の免除 然れども土地の情況に依り、なほ以上述べたる町村學校組合又は兒童教育事務の委託の二

方法中、其の孰れをも取る能はざる場合に際して、府縣よりも補助を與ふること能はざるが如き例外の場合に於ては、府縣知事は其の町村の一部に對して、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除することを得べし。是れ實に情狀止むを得ざる場合なり。之を稱して**兒童教育事務の免除**といふ。

(令) (一一二) 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及ヒ第五十三條並ニ第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

尋常小學校の
校數位置

三、校數及び位置 尋常小學校を設置せんとするとき、市の場合に於ては、其の校數及び位置は、府縣知事之を決定し、町村の場合に於ては、郡長之を決定して府縣知事の認可を

受くべきものとす。而して此の際、知事又は郡長は市又は町村の意見を聞くを要するは、即ち之が設置の義務を有する地方團體の意見を尊重するの意に出でたるものとす。然れども、之が決定權を監督官廳に附與したるは、以て公平無私なる裁決を爲さしめ、兒童の教育に支障なからしめんことを圖れるなり。然れども概して小なる町村にては、**一町村一小學校主義**に依るを以て、自治行政上及び教育上最も有利の方策なりとす。

(令) (九) 市立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ
町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ郡長ニ於テ町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二節 市町村立高等小學校及び私立

高等小學校の設置廢止

小學校の設置

一、市町村立高等小學校の設置 市町村は、單獨に、若しくは町村學校組合を設け、其の負擔を以て高等小學校を設置することを得べし。此の際學校の設置及び廢止に就きては、府縣知事の認可を受け、町村學校組合の設立及び解除に就きては、郡長の認可を受くべき規定なり。蓋し高等小學校は、既に義務教育の課程を修了したる兒童を教育する場所なるを以て、國家は之が設置を市町村に強制することなく、其の自由に任じたりと雖も、思ふに、近き將來に於て義務教育年限を延長せらるべきを以て、市町村が今日より之が準備として高等小學校を設置するは、最も適當なる舉なりと云ふべし。

〔参照〕(令) 第十四條、第十五條

私立小學校の設置廢止

二、私立小學校の設置 小學校は、又尋常高等の種別を問はず、私人の費用を以て設置することを得べく、此の場合に於ては、設立者に於て設置廢止共に、府縣知事の認可を受くるを要す。元來小學校は、國民教育を中心となし、國民の精神的統一を圖るを以て最大任務となすが故に、市町村が之を設置するを以て本則となせども、私人の經營に出づるものにして、往々是等市町村資力の及ばざるを補ふものなきに非ざるを以て、以上の本則以外、更に私人の設置をも許容せる所以なり。

第三章 小學校の經費

第一節 費用及び負擔

市町村は、尋常小學校を設置せざる可からざる義務を有

市町村立小學校の費用

し、併せて又其の事情に應じて高等小學校を設置する必要を有す。小學校の設置に關する費用の概目を上ぐれば凡そ次ぎの如し。

- 一、設備及び其の維持の費用
- 二、職員の俸給、旅費、其の他の諸給與
- 三、校費

市町村の負擔

而して以上の費用は、皆市町村に於て負擔するを本則とすれども、尙學校設置の事情に依り、市町村學校組合、又は市町村の區に於て之を負擔すべく、又、兒童教育事務を他に委託したる場合に在りては、之を委託したる町村に於て、當然其の費用を分擔すべきものとす。然れども、小學校教育の事業は、國家の爲に最も重要なるものなるを以て、國家は又、國庫若しくは上級地方團體より、之に對して幾分の補助を與

ふべきことを規定せり。

〔參照〕(令) 第五十一條、第五十五條

郡及び府縣の補助

一、府縣の補助 上級自治團體たる府縣は、市町村の資力乏しく、尋常小學校設置の負擔に堪へざるときは、相當の補助を與ふべきものなることは、既に述べたるところなり、其の他、市町村立小學校教育費地方費補助令(明治四十年勅令第二十七號)に依り、府縣は國庫より小學校教育費補助のため、各府縣に對して配賦する金額と同額の金額を支出し、以て市町村立小學校教員の加俸に充て、又は其の住宅料を補助すべき規定なり。

國庫の補助

二、國庫の補助 國家は又、市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十二年法律第三號)に依り、毎年國庫より補助金を下附して各府縣に配賦し、小學校教員の年功加俸及び特別加俸に充て、別に又義務教育費國庫負擔法(大正七年法律第八號)に依り、小學校教員の俸給及び市町村教育費の補助に充て、尙教育基金令(明治三十二年勅令大正三年改正)に依り、國庫に保管する教育基金の利子を以て各府縣に配當し、市町村立小學校教員の獎勵、其の他の普通教育に關する費

用に充て、又は市町村立尋常小學校の校地、校舍等の費用に充つる爲にも、市町村に貸付すべきことを定むる等、公立小學校に對しては、出來得べきだけ補助を與へ、以て國民教育の進歩發達を期せり。

〔參照〕(市町村立小學校教育費國庫補助法) (同教育費補助ノタメ府縣費支出令) (同教員住宅補助規程) (教育基金令及同上施行規程)

第二節 豫算及支出

小學校教育に關する費用は、前節既に説きたるが如く、市町村に於て、之を負擔するを以て通則とするが故に、毎年其の費額を定めて市町村の經費豫算の内より之を支出せざるべからず。而して市町村の經費豫算は、毎年市町村長に於て、翌會計年度間に於ける收支豫算案を調製し、市會若しくは町村會の議決を経て成立するものなれば、市町村立小學校の經費豫算の調製は、當然市長又は町村長の職權に屬するも

豫算及び支出

豫算案調製

のなり。然れども學校經營上、學校長をして之が詳細なる調査をなさしめ、若しくは學校長と協議して後に立案する必要あるを以て、學校長たるものは、豫め來學年度に於ける學級の編制、教員の配置、其の他必要なる計畫を立て、地方の事情に顧みて、適切なる調査案を提供し、以て當局の參考に供すべきものとす。

豫算の執行も亦市町村長の職權に屬すと雖も、學校長は常に豫算の大局を明かにし、其の範圍内に於て、學校經營上最も必要なるものより、漸次之が供給購入を請求すべきものとす。然れども校費中、普通の備品及び消耗品費の如きは、便宜上之を學校長の處置に委任すること多きものなれば、學校長は常に適當なる取扱をなし、且帳簿を具へて、其の計算を明瞭精確ならしめざるべからず。

豫算の執行

學校基本財産

第三節 小學校基本財産及び授業料

一、基本財産

市町村立小學校の經費は、之を市町村の負擔となすを以て、市町村資力の如何は、直ちに其の教育事業の上に影響を及ぼさざるを得ず。元來自治團體が自己の費用を支出するに當りては、先づ其の財産より生ずる利殖又は其の他の諸収入を以て之を支辨し、而して尙足らざるときに於て、始めて其の住民より賦課徴收すべきことは、市町村制の現に定むるところなり。然るに之に反して、自治團體一切の費用を舉げて、悉く住民の課税に仰ぎ、以て之を支辨せんとするときは、國運の發展に伴なひ、國家の經營すべき事業益、多端にして國民の負擔漸く重からんとする今日に於ては、勢ひ教育費等の支出に節減を加へざる可からざるに至ることあり。之に加ふるに、農作の凶歉、商工の不振及び

學校基本財産設置の必要

天災、地變等、不時の災害に際會するときは、市町村の如き小團體の經濟は、先づ著しく其の打撃を被むるを免れず。此の如き時に方りては、學校教育事業の如き、比較的に緊急の事業に屬せざる觀を有するを以て、第一に緊縮の厄に逢ふに至るは、自然の勢とす。然れば、市町村に於ては、なるべく學校基本財産を作りて、先づ教育事業に對する財政の基礎を鞏固にし、市町村經濟の爲に、學校教育の動搖することなきを務むるは、今日の急務なりとす。是れ地方學事通則に於て、特に地方自治團體は、監督官廳の許可を受けて、學校基本財産を設けることを得ることを規定し、更に、一旦此の基本財産又は積立金を設けたるときは、之が廢止若しくは賣却交換其の他の處分をなさんとせば、監督官廳の許可を要する旨を定められたる所以なり。

基本財産の資

學校基本財産に編入することを得べきものは、寄附金、授業料、歳出の剰餘、市町村財産の利殖等にして、此等は土地の事情に應じて、或は積立金となし、或は又開墾、造林等の事業の計畫をなし、以て其の利殖を圖る方法を取るべく、學校長は市町村長を補翼して、永遠の策を樹つるを要す。

〔参照〕(市制)第九九條 (町村制)第八十九條 (地方學事通則)第九條、

授業料

二、授業料 凡そ國家の營造物は、之を利用したる者に於て、特別なる報償を爲すべきことは一般の通則なり。然れば、學齡兒童を市町村立小學校に入學せしめて、教育上に之を使用し、其の利益を受けたる保護者が、其の使用料を支拂ふべきことは、固より當然の理なり。然れども、授業料を徴收すると否と、及び其の金額の如何は、直接に就學の普及に影響するものなるを以て、之が普及を十分ならしめんが爲、今日に於ては、市町村立尋常小學校の、經費は之を市町村の負擔

授業料の制限

無月謝主義

とし、別に授業料を徴集することを得ざる規定となせり。是れ即ち無月謝主義にして、近世文明諸國の一般に採用する所なり。

現行規定に依れば、市町村の資力不足なるか、又は民度に於て就學の普及を妨げざる場合に於ては、府縣知事の認可を受けて、市に在りては、一箇月二十錢以下、町村に在りては、十錢以下を徴收することを得べし。然れど、高等小學校は義務教育に非ざるを以て、授業料を徴收すると否とは、市町村の隨意とするところにして、若し之を徴收するときは、市に在りては、一箇月六十錢以下、町村に在りては、一箇月三十錢以下に於て、其の金額を定め、監督官廳の認可を受くべし。但し特別の事情ある市町村又は町村學校組合に於て、府縣知事の認可を受け、期間を定めて、以上の制限額を超えたる授業料を徴收することを得べし。

授業料は、國家が其の徴收權を市町村に與へたるものなるを以て、之を徴收する場合には、租税と同じく、滯納者を處

免除及び減額

分することを得る性質のものなれども、國民教育上なるべく就學の普及を妨げざらんが爲に、貧窮にして之を納むる資力なきものには、市町村長に於て、全部又は一部の免除をなすべく、又一家二人以上同時に就學するときは、特に其の授業料額を減じて、以て兒童保護者の利便を圖ることを得べし。されど、學年に依り其の金額に等差を附するときは、却つて就學を妨ぐるが如き結果を生ずるの虞あるを以て、之を禁止せられたり。

既に述べたる如く、市町村は其の小學校の設置及び維持の費用を負擔せざる可からず。故に授業料は市町村、町村學校組合、又は其の區の收入となるべきものにして、之が收入事務は、當然市町村收入役の管掌すべきものなり。

(令)五七 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルコトヲ得ス

但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徴收スルコトヲ得

(八五) 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ區ノ收入トス

(參照) (則) 第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條

第四章 小學校の教科

第一節 修業年限

修業年限

尋常小學校の修業年限は六箇年にして、高等小學校の修業年限は二箇年とす。但し三箇年に延長することを得るを以て、此の場合には市町村、又は町村學校組合、若しくは設立者に於て、旨を具して府縣知事の認可を受くべし。蓋し尋常小學校は國民必修の課程なるを以て、其の年限は國運の趨

外國の義務教育

勢と國民經濟の程度とより考察して、之を全國一定の制度となすを要すと雖も、之に反して、高等小學校は、其の設置を市町村の隨意に任じたるを以て、修業年限も、亦地方の事情に應じて斟酌するの餘地を與へたるなり。

之を現時に於ける歐米諸國の狀勢に徴するに、獨逸の各聯邦は、多くは八箇年の國民學校を以て義務教育となし、更に之に加ふるに、二箇年又は三箇年の補習科を強制するものあり。佛蘭西、瑞典、那威、丁抹の諸國は八箇年乃至七箇年を以て義務教育となし、英國の如きも、強制教育制度を採用し、尙十八歳に達するまで補習教育を強制するとせり。

〔參照〕

（令）第十八條、明治四十年三月文部省訓令第一號

第二節 教科目

教科目

教科目の選定は、國民教育上極めて重要な事件なるを以て、國家は教育學上の原理と、自家の必要とに顧みて、大體上全國一樣に之を制定せり。今之を表示すれば次ぎの如し。

一、尋常小學校

(一) 必設教科目 修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科

圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)

(二) 選擇加設教科目 手工

手工は土地の情況によりて之を加ふることを得るものにて、即ち選擇加設教科目なり。然れども、本科は構想的・發表的教科にして、兒童の趣味に適し、教育上の効果顯著なるのみならず、將來に於ける我が國勢の發展は、主として工業技術の進歩に俟たざる可からざる事情あるを以て、なるべく一般に之を加設するを可とす。明治四十年三月文部省訓令

に於ても、此の旨趣を以て、本科を奨励し、將來本科の必設教科目となるの日あるべきを言明せられたり。

二、高等小學校

(一) 必設教科目 修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・唱歌・體操・裁縫(女兒)

(二) 選擇加設教科目 手工・農業・商業・家事(女兒)

高等小學校に在りては、手工・農業・商業及び女兒の爲に家事の一科目若しくは數科目を選擇加設せざる可からず、即ち**選擇加設教科目**なり。又土地の事情に依り、以上の諸教科の**外、圖畫・外國語**、其の他、必要なる教科目を加設することを得べし。

外國語は英語を課することを得るものとす。内外の交通頻繁なる港市、又は商工業盛大なる都會に於ては、なるべく

選擇加設教科目

英語

之を加設するを可とす。而して、以上の加設科目は、皆之を隨意科目又は**選擇科目**とし、兒童の學習を自由にすることを得べし。

(令) (一九) 尋常小學校ノ教科目ハ修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操トシ女子ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

(令) (二〇) 高等小學校ノ教科目ハ修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・唱歌・體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外、手工・農業・商業・女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫・外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコト得

教科目の加除

教科目の加除 必設教科目の外、他の教科目を加除せんとするときは、管理者又は設立者に於て、監督官廳たる府縣

知事の認可を受くるを要す。

(令) (二三) 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

其の他必修を要する教科目と雖も、兒童身體の情況に依り、之が學習に困難なる場合に於ては、該兒童には全然之を課することなくして、小學校の課程を履習せしむることを得。蓋し兒童身體の情況に依り、一二教科目の學習困難なるの故を以て、全く義務教育を受けしめざるか、又は、當該教科目の成績不良なりとし、其の修業卒業を認定せざるが如きは、常に該兒童の不幸のみに止まらざればなり。

(參照) (令) 第十九條、第廿條、第廿二條、第廿三條

第三節 教科の程度及び教授時數

教科程度及教授時數

小學校の修業年限及び教科目の選定に次ぎ、是等の教科目を各學年に配當して、其の程度を定め、並びに其の毎週教授時數を定むることは、教育の理論上及び國民教育上甚だ緊要なることに屬す。今之を理論上より講究すれば左の數要件を必要とすべし。

- 一、國民生活上、基本的價值を有する教科(修身・國語・算術・歴史・地理)に重きを置くべし。
 - 二、將來他の學習に對して、基礎的價值を有する教科(國語・算術)に重きを置くべし。
 - 三、學習困難なる教科(算術・國語等)に比較的重きを置くべし。
 - 四、兒童心意の發達に應じて教科を配當すべし。
- 更に又之を實地生活上より考察すれば、

五、兒童の卒業前には、なるべく社會生活上有用なる知識を配當すべし。

教科課程表

現今我國に於ては、以上の諸要件に顧み、國民教育の統一上、小學校令施行規則を以て全國一樣に之を制定せり。通常之を教科課程表と云ふ。教授學上の教科案と稱するもの即ち是れなり。

(一) 尋常小學校 (修業年限六箇年)

第四號表

國語	修身	學年	
		第一學年	第二學年
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二
一〇	二	發音、假名、日常文字、及近易ナル	二

算術	日本歴史	地理	理科	圖畫	唱歌	體操	裁縫	手工
五				四	四	四		細工
五				四	四	四		細工
六				三	一	三		細工
六			二	一	一	三	二	細工
四	二	二	二	一	二	三	三	細工
四	二	二	二	一	二	三	三	細工

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコト
ヲ得

計	二二	二三	二五	男女二七	男女二六	男女二六
---	----	----	----	------	------	------

第五號表 (二) 高等小學校 (修業年限二箇年)

學年	科目	授時數	第一學年		第二學年	
			授時數	科目	授時數	科目
第一	修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
	國語	八	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
	算術	四	四	分數、比例、珠算、加減乘除	四	比例、珠算、加減乘除
	日本歴史	二	二	日本歴史ノ大要	二	前學年ノ續キ
	地理	二	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習
	理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要
	唱歌	一	一	單音唱歌、(簡易ナル複音唱歌)	一	單音唱歌、(簡易ナル複音唱歌)

學年	科目	授時數	第一學年		第二學年	
			授時數	科目	授時數	科目
第一	修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
	國語	八	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
	算術	四	四	分數、比例、珠算、加減乘除	四	前各學年ノ補習、求積、(日用簿記)、珠算、加減乘除
	日本歴史	二	二	日本歴史ノ大要	二	維新以來ノ事歴
	地理	二	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以内、女兒四時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週數授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週數授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

第六號表 (三) 高等小學校 (修業年限三箇年)

學年	科目	授時數	第一學年		第二學年		第三學年	
			授時數	科目	授時數	科目	授時數	科目
第一	修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨		
	國語	八	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方		
	算術	四	四	分數、比例、珠算、加減乘除	四	前各學年ノ補習、求積、(日用簿記)、珠算、加減乘除		
	日本歴史	二	二	日本歴史ノ大要	二	維新以來ノ事歴		
	地理	二	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習		

計	理科		唱歌		體操		裁縫	
	男	女	男	女	男	女	男	女
男二 女二八	二	二	一	一	三	三	四	四
男二 女二八	二	二	一	一	三	三	四	四
男二 女二八	二	二	一	一	三	三	四	四
男二 女二八	二	二	一	一	三	三	四	四

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以內、女兒四時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目毎週教授時數ヲ增加スル事ヲ得但毎週教授時數合計男兒ニ在リテハ三十時、女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

(則) (二七) 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

(則) (二八) 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

教科目加除の場合

教科目加除の場合 前表の教授時數中、尋常小學校に於

減教授時數の増

て手工圖畫を加設する場合には、學校長に於て、他の教科目の教授時數を割き、又唱歌を缺く場合には、學校長に於て、之を他の教科目の教授時數に配當すべきものとす。

教授時數の増減 土地の狀況に依り、管理者又は設立者に於て府縣知事の認可を受くるときは、尋常小學校に於ては、**三十時以下十八時以上**、高等小學校に於ては、**三十二時以下二十四時以上**の制限内にて、毎週教授時數を増減することを得べし。

又以上の規定に拘らず、夏季・冬季の休業前後、各二十日以内にて、學校長は毎日の**教授時數を減ずる**ことを得べし。蓋し兒童心身の發育を保護せんが爲に外ならず。

(參照) (則) 第十七條、第十八條、第十九條、第二十條

第四節 教科用圖書

教科用圖書

小學校に於ける教授の效果は、教員の學力・人物・技能の如何に依ること最も多きは言を俟たずと雖も、教科用圖書も亦頗る重要な關係を有するを以て、文明諸國に於ては、多く檢定制度を採用せり。我が國に於ては、明治三十六年以降、小學校教科用圖書採定の法を改め、主として文部省に於て著作權を有するものを使用せしむることとせり。所謂**國定教科書制度**是れなり。但し、同一教科目に數種の著作あるときは、其の中に就き、府縣知事が適當と認むるものを定めて、之を管内に使用せしむ。今現行制度に依り小學校教科書を分てば次ぎの如し。

(一) 文部省に於て著作權を有するものに非ざれば採定することを得ざるもの。

修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、家事、

國定教科書制度

圖書

以上の教科目中、修身科の用書は、國民道德の涵養上最も重要なが故に、帝國議會の建議に依り、夙に國定制度を取られたるものにして、國語・日本歴史・地理の如きも、又之に次ぎて國定とせられたり

(二) 文部省の著作又は文部大臣の檢定を経たる圖書につき府縣知事の採定すべきもの。

農業、商業、外國語、體操、裁縫、手工、唱歌、

(三) 兒童用の教科書を全然採定することを得ざるもの。
體操、裁縫、唱歌、(尋常小學校第四學年以下のもの)

(四) 學校長に於て兒童に使用せしめざることを得るもの。
國語書き方手本、兒童用算術書、兒童用理科書、家事教科書、圖畫手本、小學地理附圖

(五) 國定教師用書の刊行せられたるもの左の如
修身、日本歴史、算術、理科、家事、圖畫

(令) (二三) 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理教教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

(參照) 則 第五十三條第五十四條第五十五條第五十六條

第五節 教授の期間及び休業日

一、學年 小學校に於ける學年は、四月一日に始まり、翌年

三月三十一日に終はるを以て本則とす、即ち會計年度と一

學年學期

二重學年

致せしめたるものなるが、更に土地の情況に依り、九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終る秋季始業の學年を置くことを得べし。所謂二重學年の制是れなり。

二、學期 地方の情況を斟酌して之を定むる要ありと雖も校務の整理、兒童成績の考查上、夏季・冬季及び學年末休業の期を以て限界とし、一學年を三學期に分つを通常とす。かくて一學年間に施行せんとする教育事業を各學期に配當し、更に之を各月又は各週に配當するときは、其の施設に錯誤を生ずることを免るゝを得べし。

(則) (二二五) 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

授業終始の時刻

三、授業終始の時刻 毎日に於ける授業終始の時刻は、土地の情況及び季節に依りて一様ならざるを以て、之が制定を學校長の職權に委任せり。概して授業の開始餘りに早きに過ぐれば、兒童遅刻するもの多く、且つ心意の活動未だ十分なるに及ばずして、授業を開始するに至り、之に反して、餘り遲きに過ぐるときは、兒童の心身漸く倦怠を生じたる時に於て、授業を開始するの不利を來すのみならず、尙、遠隔せる部落より通學する兒童の歸宅に不利を生ずるを以て、土地の情況氣候の關係等を考察して定むべく、概して夏季には冬季よりも早く、又都會にては稍、早きも可なれども、通學區域廣き村落にては餘り早からざるを可とす。

(則) (二五) 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

休業日

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

(則) (二六) 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

四、休業日 小學校の休業日は次ぎの如し。

- 一) 祝日・大祭日
 - 二) 日曜日
 - 三) 夏季休業日
 - 四) 冬季休業日
 - 五) 學年末休業日
 - 六) 其の他府縣知事の定めたる休業日
- 以上の内、祝日・大祭日・日曜日は、全國一定なれども、夏季休業以下の休業日は、地方の情況を參酌して、**府縣知事**之を定むることを得、即ち耕作・植付・養蠶期等、地方産業の最も繁忙なる期節を休業日と定め、兒童をして家業の補助をなさしむるを得べし、而して、其の際學年に依り休業日を異にし、又は休業日數を同じからざらしむるも可なり、其の他府縣知

休業日數の制限

事は、學校創立記念日、地方鎮守祭等を休業日に指定し、兒童に精神的感化を與へしむるを得べし。然れども一學年間の休業日數は、日曜日を除き、一箇年總計九十日を超ゆるを許さず。若し此の規定以外に休業日數を増加せんとせば、文部大臣の認可を受けざる可からず。然れども、傳染病又は非常變災等、特別の事變ある場合に於ては、臨機の處分を爲すを得べし。

以上規定の休業日數を通算するときは、少くとも毎年總計百二三十日に上るべきを以て、實際の授業日數は、約四十週日（日曜を除き二百三四十日に過ぎず。休業永きに亘るときは、兒童を全く家庭の監護のみに放任することなく、時々學校に召集して心身の狀況に注意し、併せて兒童の復習・質問に應じ、尚必要なる訓戒を與ふるを要す。

(令) (二七) 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコ

トヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ監督官廳ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

(參照) (則) 第二十七條

祝祭日

儀式

五、祝祭日 國家の祝日・大祭日は、國民の舉つて祝祭をなさざるべからざる所とす。特に小學校に於ては、此の際壯嚴なる儀式を舉行し、適切なる訓話をなすときは、忠君愛國の心情を涵養することを得、教育上の効果尠からず。紀元節・天

長節祝日・一月一日奉祝式次第の主要なる規定左の如し。

一、職員及び兒童「君が代」を合唱す。

二、職員及び兒童 兩陛下の御影に對し奉り、最敬禮を行

ふ。(御影を拜戴せず又は府縣知事の適當と認めたる御影を奉藏せざる學校に於ては之を缺く)

三、學校長は教育に關する勅語を奉讀す。

四、學校長は教育に關する勅語に基づき、聖旨の在るところを誨告す。

五、職員及び兒童は其の祝日に相當する唱歌を合唱す。

(注意) 御影を奉掲するには、天皇陛下の御影は向つて左側に、

皇后陛下の御影は向つて右側に奉掲すべきものとす。

(參照) (則) 第二十八條

第六節 教授の豫件

教授の豫件

一、教授細目 小學校に於ける教科課程教科用書、及び教

教授細目

授の期間等は、概劃一に制定せられたるものなるを以て、實際の教授に方りては、常に土地の情況、兒童の發達學級の編制等諸種の事情を顧慮し、適切に其の學校の境遇に適應するやうに教材を選択排列し、以て其の効果を大にし、進行を適當ならしめざる可からず。此の校定の標準豫定案を名づけて**教授細目**と云ふ。實に教授細目は、實際の教授に對して教員の指針となるものにして、國家は之が制定を小學校長の職權に委任したり。蓋し小學校長は、一校教育の中心にして、兼ねて地方教化の首腦なればなり。教授細目編制に關する主要なる原則を擧ぐれば次ぎの如し。

教授細目編制の原則

(一) 各教科目の教材を各單元に就きて研究し、土地の狀況學級の狀態兒童の事情等に適應するやう之を教授するに要する時間を調査し、而して後、一學年間の週數又は小期數に配當排列すべし。此の如き細目は、即ち

教材本位の細目なり。之に反して、單に一學年間の週數を案じ、器械的に教材を均分排列したるものは、週期本位の細目にして、實際教授の指針となすに足らず。

- (二) 各教材の取扱上、必ず教授するを要する補充教材又は訂正資料參考資料等は適當に之を記入し置くべし。
 - (三) 各教材排列は季節に適應せしむべし。
 - (四) 一教科内に於ける縦の聯絡統合と、他の教科との横の聯絡統一を保つことに注意すべし。
 - (五) 兒童の發達に應じて、偶發事項を應用し、又は反覆練習をなすべき適當なる時間の餘裕を設くべし。
 - (六) 粗密繁簡宜しきに適ふべし。
 - (七) 時々修正を施し、時勢の進歩と學校の事情とに適合せしむべし。
- (則) (二二) 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

二、日課表 教科課程表に定められたる每週教授時數に

日課表

日課表調製の要件

應じ、各教科目の教授を適當の日時に配當したるものを、日課表又は教授時間割と云ふ。日課表の調製は、教授の進行、校務の整理、兒童學習の上より考案して、最も重要なる事業に屬す。近時實驗教育學及び心理學、衛生學の進歩に伴ひ、兒童の心力經濟と、身體の養護とに基づき、日課表制定の原理盛に論究せられつゝあり。日課表を制定するには、

- (一) 一日中に於ける兒童心力活動の旺盛なる時
- (二) 一週中に於ける兒童心力活動の旺盛なる時
- (三) 各教科難易の度

の三標準に基づき、精確なる研究を経ざる可からず、

(1) 一日中に於ける兒童心力の活動は、一般に午前を以て旺盛なりとす。然れども午前の第一時に在りては、兒童注意の緊張未だ不十分なりと稱せらる。又午後の時間に於ても、心力の活動午前に比して劣らざる時間

* 近時體操科は午前又は午後の終りの時間に置くべしとの説多し

ありとの研究ありて、未だ明確なるに至らず。
(2) 一週中、心力活動の旺盛なる日に就きては、諸種の研究あれども、概して月曜・火曜の如き週初に於ては旺盛にして、週の終りに近づくに従ひ、疲勞漸く加はるものなり。

(3) 各教科の難易に就きては、諸家の研究未だ歸一するに至らざれども、概して數學の如きは心力を疲勞せしむること大にして、體操※の如きも亦心力を勞せしむること少なからざるが如し。

日課表制定の原則 日課表制定の主要なる原則を擧ぐれば左の如し。

- (一) 各教科目の毎週教授時數を考へ、其の多少に依り、適當なる間隔を定めて之を週日中に排列すべし。
- (二) 各教科目の性質學習の難易を調査し、思考的教科は之を第二時に配當し、情操的教科は之を第一時又は第二時に技能的教科は之を午後配當すべし。

(三) 兒童心身疲勞の轉換に注意し、各教材の性質に依りて、疲勞多きものと少きものとを交互に排列すべし。

(四) 毎週教授の時數と同數とは、概して一致するを原則とすれども、教科目の性質と、兒童の發達とに應じて、適宜之を異にし、一時限内に二教科を配當し、三十分授業となすことあるべし、初學年に於ける場合の如し。

其の他、授業終始の時刻、休憩時間の如きも、日課表調製に關係すること多く、更に特別教室及び體操場使用の關係、教員の關係等をも參考する必要があるを以て、學級數の多きと、教室設備の不十分なるとに従ひ、之が調製は益、困難に陥るを免れずと雖も、なるべく以上列擧したる、教授上衛生上、管理上の諸點に注意して之を定め、且一旦之を定めたる後は、なるべく變更せざるを以て得策とす。

(參照) (本書第一篇第三章第二節教授の開始及び休憩)

四、教授草案 各教材の單元を適當の時間に配當して、之

教授草案

が教授の目的、順序、方法を考案し記述せるものを教授草案と云ふ。通常略して之を教案と稱す。常に確實なる教授の効果を擧げんと欲せば、必ず教材の研究と教授方法の工夫とを積み、豫め之を調製するを要す。故に各小學校に於ては、教授上の主義綱領を定め、教員をして之に據りて教授草案を作成せしむるを可とす。

〔參照〕(教育學)教授論、教式論

第七節 學業成績の考查及び修業卒業の認定

業の認定

成績の考查

一、學業成績の考查 小學校に於て、兒童の學業、其の他の成績を考查する旨趣は左の三項に在り。

成績考查の旨趣

- (一) 教員が兒童學業習熟の程度如何を案じて、更に自己の教授上の參考に資し、

- (二) 兒童をして己の學業の進歩を自覺し、益、發奮努力せしめ、
- (三) 兒童の修業卒業を認定する必要上、教員は學校長に對して、其の認定の資料を提供すること、

然るに、明治三十三年、小學校令施行規則に於て從來の試験を廢し、平素の成績を考查して、修業又は卒業を認定すべしと定められたり。蓋し從來の如く、學年末又は學期末に於てのみ、特に嚴格なる試験を施すは、兒童の過勞を來し、却つて平素の學業を輕んぜしむる弊風を馴致するを以てなり。然れども、是れ決して、**課題的成績考查法**、即ち廣義の試験を悉く禁止せられたるものに非ざるが故に、教師は時々、課題的考查法を用ひて、教授の効果を檢し、併せて兒童の自覺を促して發奮努力せしむるを要す。

成績考查法

平素の成績考查法 平素に於ける學業の成績を考查す

るには、

- (一) 教授の際に於ける理解及び應答の状態。
 - (二) 課題の解答及び記憶推究の實力。
 - (三) 雜記帳に記述したる成績。
 - (四) 技能科成績品等の良否及び進歩の度。
- に依りて理解、記憶と應用の實力とを調査すべく、かくて、數回の成績に依りて學期末の成績を定め、又之に依りて學年末の成績を定むべし。

學業成績の記述法には、評語法及び點數法最も多く行はる。前者は不精密に失し、後者は精細に傾く缺點あり。然れども又、兩者各、長所を有するを以て、通常、考查には點數法を用ひ、之が發表には評語法を採用するもの多きが如し。

學業の外、尙操行も兒童平素の言行に依り、其の心性を察

して之を考查し、身體の狀況と共に、學年毎に學籍簿に記入すべきものとす。

(則) (二三) 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若クハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

修業卒業の認定

二、修業卒業の認定 修業年限の終に於て、小學校の全教科を修了せりと認めたる者に對しては、學校長は卒業證書を授與すべし、是れ即ち尋常小學校に在りては、國家の規定せる義務教育を完了したるものにして、兒童は之に依りて將來一個の日本國民たるべき資格を作り、保護者は又、國家に對する自家の義務を完うせるものなり。學年末に於て、各學年の課程を修了せりと認めたる兒童には、學校長は又、修業證書若くは學習證書を授與することを得べし。通常前者

は、單式編制の學級に於て、完全に各學年の課程を修了せるものに授與し、後者は、數學年の兒童を一學級に編制して教育せる場合に於て、一學年間學習したる者に授與するものにして、共に卒業に至る段階とす。

(則) (二四) 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ
學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第五章 小學校の編制

第一節 學級の編制

學級の意義

一、學級の意義 抑、學級は、今日の學校を組織する基本に

して、合同教育の事業は、主として學級に於て行はるゝものなり、然れば學級は、實に現今行はるゝ**學校教育上の單位**と稱すべく、學級成績の擧がると擧がらざるとは、直接に學校教育の效果に關係するものなるが、明治二十三年以前に於ては、其の意義漠然として、級又は年級と稱し、單に等級を云ふに止りしが、如し。

現今の所謂學級とは、一人の本科正教員が、一教室内に於て、同時に教授すべき**兒童の一團**を云ふものにて、學年又は等級の意義とは、何等の關係なく、或は一學級にして單に一個學年より成り、或は二個乃至六個學年の如く、教科履修の程度の甚だしく相違せる兒童を包括せることあり。

二、學級編制の種類 小學校兒童の學級編制法に**單級小學校**及び**多級小學校**の二種あることは、既に述べたるところ

單級小學校
多級小學校

多級編制法の種別

ろなり。而して多級編制法に、又三種の別あり。單式學級制、複式學級制及び二部教授制是れなり。

單式學級制とは、同一學年の兒童のみを以て一學級を組織する編制法にして、複式學級制とは、二個學年以上、程度の相異なる兒童を合せて一學級を組織するを云ひ、二部教授制とは、一學校の全部又は一部の兒童を、前後二部に分ちて教授する如く編制したるものを云ふ。

(參照) (則) 第三十九條、第二十一條

學級編制上の要件

三、多級小學校學級編制上の要件 小學校内に於ける學級編制法の如何は、教育行政上重要なることなるを以て新に學級を編制し、又は之を變更したるときは、遲滞なく管理者又は設立者より之を府縣知事に届け出でざる可からざる規定なるが、更に教育上より之を考察するも、學級の編制

市町村財政上の關係

は、又極めて緊要なることに屬するが故に、今多級の場合に於ける學級編制上、注意すべき主要なる條件を擧げて、左に之を説明せん。

(甲)市町村財政上の關係 抑、學級數の多少は、教室及び其の他の設備、教員の配置等に影響を及ぼし、直ちに學校經費の上に關係するところ大なるを以て、新に學級を編制するに方りては、學校長は能く管理者と熟議をなし、先づ其の經費の支出如何に就き、市町村の同意を得て、然る後に之を實行せざる可からず、然れども、單に編制の方法を變更するのみにて、學級數の増加を生ぜざる場合に於ては、教育上の問題たるに止まるを以て、固より學校長の職權内に屬するものとす。

法令上の制限

(乙)法令上の制限

一學校の學級數

(一) 一學校の學級數 次ぎに、一小學校内に於ける學級數多きときは、教育上の効果を減殺し、學校長の感化、普ねく校内に及ぶ能はずして、全校の統一困難に陥るべきを以て、現行制度に於ては**十八學級**を最多限となし、特別の事情ありて此の制限を越ゆるときは、府縣知事の認可を受くべき規定なり。但し分教場を置くときは、更に六學級を増置することを得べし。現今に於ては、尙二十乃至八十學級を有する小學校なきに非らずと雖も、決して教育上好ましきことに非ず。只經濟上の關係ありて、容易に之が縮少を許さざるが爲めなり。

(則) (二九) 小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス

一學級の兒童數

(二) 一學級の兒童數 學級内に於ける兒童數も、亦其の數少きときは、教師の精力能く兒童各個に徹底すべきを

以て、教育の效果大なるを得べし。近時個性教育主義の唱道せらるゝに従ひ、一學級内の兒童數を減少せんとする傾向益盛にして、歐米に於ては、兒童の定員を**二十四五人**乃至**三十人**となす可しと説くものすらあり。本邦の現狀に於ては、經濟上、到底此の如き編制をなすを許さざるを以て、已むを得ず、尋常小學校にては**七十人**、高等小學校にては**六十人**を以て一學級の收容最大限度となし、尙特別の事情あるときは、各十人を増すことを得る定めなり。然れども小學校に於ては、教員の精力、直接に兒童各個の上に及ばざる可からざるが故に、一學級の兒童數八十人に達するが如きは、決して適當ならざるを以て、漸次之を**五十人前後**に制限するを可とす。特に**單級尋常小學校**に在りて、兒童數六十人を超ゆるときは、其の教授漸く困難と

なるを免れざるが如し。

(三〇) 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ在リテハ六十以下トス特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

兒童の性別

分離教育
共學教育

(三) 兒童の性別 男女の性別に従ひ、兒童は之を分離して教育すべきや、若しくは、又之を共同に教育すべきやに就ては、**分離主義共學主義**の主張するところ各異にして、諸外國に於ても、獨逸は多く分離教育に依り、英佛亦之に類するもの多しと雖も、米國に於ては大學に至るまで殆ど共學主義に依るが如く、各國の制度同一ならず、然れども本來男女は心身上自然の相違を有し、其の發育の状態また同一に非ざるのみならず、將來に於ける生活、職業に至るまで、悉く異なるべきを以て、年齢稍長ずるに至れば

各學級を區別して教育し、其の特色を發揮せしむるを以て最も適當なりとす。

現行の法規に依れば、尋常小學校に於ける第三學年以上は、同一學年の女兒の數、一學級を編制するに足るときは、男女に依り學級を分たざるべからざる規定なり。然れども、心身性別上の相違未だ甚だしからざる時代に在りては、強ひて之を分離するの要を見ざるべしと雖も、一町村内に二個以上の小學校を設立すべき場合に於ては、なるべく、之を男女の學校に分つは、最も現行法令の精神に合し、又實際教育に適するものと云ふべし。然れども、特別の事情ある場合に於ては、別に除外例を設け、尋常小學校に在りては、同一學年の女兒の數、一學級を編制するに足る場合、高等小學校に於て、全校女兒の數、一學級を編制す

るに足る場合に於ても、男女に依り、學級を別たざることを許容せり。

(参照) (則) 三十一條

教育上の關係

(四) 教育上の關係 學級編制に關しては、以上の外、尙教育の効果上より考察すべきことあり。

1、同一學年の兒童を數學級に編制する場合 此の場合には、兒童學業進歩の程度に依り、優劣別種の數學級を作るものと、優劣混合の數學級を作るものと、二法あり。兩者共に得失を有すれども、一校の兒童數甚だ多く、其の學業優劣の差、特に甚だしきときは、前者の編制法に依るを適當とす。所謂マンハイム式學級編制とは、即ち此の方法の稍、複雑なるものなり。人口十萬以上の大市に於ては、所謂低能兒學級を編制する必要を生ずることあるべし。

マンハイム式編制

2、數個學年の兒童を一學級に編制する場合 複式學級編制の場合に於ては、なるべく兒童の學力、年齢の相接近したる兒童を合せて編制するを以て原則とす。例へば第一、第二學年又は第五、第六學年を以て各、一學級を編制するが如し。然れども、教室の設備、兒童數の多寡等に依り、此の如く編制すること能はざるときは、高學年と最低學年とを合併するが如きも亦一策たるべし。例へば第六學年と第一學年とを合併するが如し。

二部教授制

四、二部教授制 二部教授とは、兒童を前後二部に分ちて教授するものにして、地方經濟の情況良好ならざるが爲に、十分の設備をなし難くして、兒童を同時に同一校舎内に收容し得ざる場合、又は學級數に應ずる多數の正教員を備聘すること困難なる場合、又は經濟の情況良好なるも、正教員

制 二部教授の編

の供給不足にして、適當なる人物を得難き場合、若しくは地方産業上の關係、又は地理的事情より通學に困難を生ずる等、兒童の就學上特に必要と認めたる場合等に於て實施することを得べし。

二部教授の編制をなすには、先づ二學級を組合はせて**前後部**を組織するを要す。即ち一人の本科正教員の擔任すべきものなり、之を正則の二部教授制となす。而して之が組合はせ法には、學年別、成績別、地方別、男女別等の諸方法あれども、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年と第二學年の如き相接近したる學級を以て、前後部を組織するを以て最も可なりとす。

又、教室の餘裕ある學校に在りては、悉く前後部の兒童を全日昇校せしめ置き、交互に教授を施す**隔時制**、又全日二部教授と云ふものありのも

變則二部教授

の、或は二部制を單級小學校の年少部にのみ用ひて、年長部には定時の教授をなし、年少部は前後部を組合はせて、交互に昇校せしむるが如き、變則的**二部制**を採るも亦可なり。

二部教授に於ては、一人の教員を以て前後二部の教授を擔任するものなるを以て、毎週教授の時數を**十八時以上**に定め、特に尋常小學校年少部に限りて、**毎週十二時**を最少限と規定せられたり。然れど、前後部交代の中間に於て、**兩部交錯の教授時間**を作り、合同教授を施し、且事情の許す限り、兒童に自修を課するときは、通常の教授に比して甚だしく教授の効果を減殺することなきを得べし。其の他、二部教授に於ては、前後部交代の期間に關し、**毎日常交代制**、**毎週交代制**等あり、更に一日中の交代時間に關しても、前後部を合して合同教授を施すことあるもの、及び前部降校後、直ちに後部の教授を開始するもの、前部の降校と後部の昇校との中間に、教師の休憩時間を設くるもの等の種別あり。

教授時數

制 三學級二教員

五、三學級二教員制 又三學級二教員制を採らんと欲せ

ば、高學年又は中學年兒童の學級に、通常の如く正教員一人を配し、第一學年又は第二學年の如き低學年兒童の學級を組合はせて二部教授制とし、他の一人の正教員之を擔當する組織となすべし。

〔參照〕(則) 第十九條第三十四條第三十五條

單級小學校の
組分け

六、單級小學校 單級小學校は學力年齢の相違甚だ多き全校兒童を一學級に編制するものにして、教授上の損失多きが如しと雖も、經濟上訓練上の利益多く、且教授上に於ても、復習練習の機會多きが故に、少量なれども比較的確實なる知識を收得せしむるの利あり、單級編制に於ては、教授上の便利を圖るがため、兒童の學力に依り、教授中兒童の組分けをなすを要す。此の組分けは、教科目に依りて一様ならずと雖も、尋常小學校に在りては、第一學年、第二學年、第三、第

四學年、第五、第六學年の**四組**又は**五組**に分つを普通とし、高等小學校に於ては、全く組み分けをなさざるか、又は第一學年を乙とし、第二學年、第三學年を甲とするが如く、二組となすを以て足れりとす。

單級小學校と
二部教授制

單級小學校と二部教授との長短に就きては、獨・澳諸國の教育社會に議論甚だ多く、或は單級教育の效果少きを唱へて之を排斥するものあり。或は二部教授を排して單級教育を賛するあり、是等諸國の政府に於ても、或は其の一方を許して他を禁ずるものあり、未だ諸説の一致を見るに至らず。本邦に於ては、二部教授及び三學級二教員の制は、共に實施以來、日尙淺きを以て、其の研究尙不十分なるを免れず。概して以上の三編制は、資力不十分なる山村僻邑に限りて採用すべきものなり。

學級の合同

七、學級の合同 學級學年の異同に拘らず、修身、體操、唱歌の如き教科目に在りては、數學級を合同して之を教授することを得べし。蓋し此の方法は、學校訓育の統一、又は兒童の成績を進むる上に於て、良好なることあるのみならず、教員の關係上又は男女兒童の教授上、大に利益ある場合なきにあらざればなり。其の他、裁縫、手工、農業、商業の如きも、兒童數七十人の制限を超えざる場合に於ては、又此の方法を採用することを得べし。

(參照) (則) 第三十三條

第二節 教員の配置

教員の配置

一、教員の配置 現行規定に依れば、小學校に於ては、二部編制の場合の外、一學級毎に正教員一人を配置するを以て本則とし、土地の情況に依り、若し之に依り難きときは、二學

級毎に正教員一人、准教員一人、又は三學級毎に正教員二人を置くことを認許せり。勿論准教員は獨立して一學級の教育を擔任する資格なきものなるを以て、此の場合に於ては、學校長は、自から之を指揮するか、若しくは他の正教員をして之を指揮せしめ、其の監督の下に教授をなさしむべし。

(則) (三五) 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クヲトヲ得

學校長

二、學校長 市町村立小學校に於ては、凡て校務を統理せんが爲に學校長を置くを要す。而して學校長は其の學校の本科正教員をして之を兼ねしむる規定なるを以て、又一學級を擔任せざる可からず。然れども、學級數多きに從ひ、全校の統一、教員の指導に力を盡さざる可からざるを以て、内外

補助教員

諸般の校務多端にして、學級教育に専らなる能はざるが故に、六學級以上の小學校に於ては、制規の外に、尙正教員又は准教員一人を置き、以て學校長の擔任する教授を補助せしむることを得。但し専科正教員を置くときは、本科正教員の配置以外に之を置くべきものとす。

〔參照〕(則) 第三十六條、第三十七條

教員の擔任

三、教員の擔任 教員の擔任法には、學級擔任法及び教科擔任法の二法あり。

學級擔任法と教科擔任法

學級擔任法 一人の教員が其の學級の全教科目を擔任するものにして、各教科相互の連絡を得るの利益あるのみならず、教員は兒童各個の個性を知悉し、訓練上の統一を得るの利益あり。

教科擔任法 一人の教員が數個の學級に亘り、一科又は

數科の教科目を擔任するものなり。此の方法は教員の研究に利便を與へ、且、各自所長の教科を受持たしむるを得るを以て、該教科の縦の連絡を適當ならしめ、兒童の成績の上進を助くる等の利益あり。然れども、元來小學校の教育は、教授の成績と、訓練の効果と、兩者相待ちて、善良有爲なる人物を養成するに在り。故に學級擔任法を採用するを適當なりとす。然れど、某教科目に關して、特殊の長所、嗜好を有する教員ある場合に於て、教科受持制を加ふるときは、却つて兒童の成績を良好ならしむることを得べきを以て、高學年に至れば、**教科擔任法を加味するを可とす。**例へば理科、算術又は農業、商業若しくは諸種の技能科に於て、特に優良教員又は専科正教員を有する場合の如し。

又學級擔任法に就きては、教員が毎年某學年のみを受持

固定的受持法
と持上がり法

つ**固定的受持法**と其の學年兒童の進級に伴なひて進む**持
ち上がり法**との二法あり。前者は教員をして某學年の教授
訓練に精通せしむるの利ありと雖も、動もすれば、他の學年
の教育を忽かせにし、研究心を鈍くする虞あり。後者は其の
受持兒童の觀念界と個性とに通ぜしめ、教授訓練の効果を
大ならしむるの利ありと雖も、若し教員其の人を得ざれば、
兒童の不利となること少からず。概して教員の性格學力に
特殊の缺陷なき場合には、低學年に於ては、**持上がり法**を採
用し、**二三年間**、兒童の進級に伴ひて進ましむるを以て最も
適當なる擔任法とす。

(参照) (則) 第三十七條

第六章 補習教育

補習教育

補習科の旨趣

第一節 小學校の補習科

補習科の旨趣 兒童が小學校を卒業したるのみにて放
任せらるゝときは、從來學習したる知識・技能を忘却し易く、
或は社會の惡風に感染して、漸次諸種の罪惡を犯すに至る
もの尠からず。故に其の卒業後に於ても尙、一定の期間之を
教育し、其の徳性及び知能の補充増進を圖り、併せて實際生
活に入るの準備をなすは極めて必要なりとす。**補習教育制**
度は即ち之が爲に起りたるものにして、歐米諸國中、獨逸聯
邦の如きは、最も早く力を此の教育に盡し、夙に法規を設け
て、之を強制せり。サクセン及びバーデン王國の如きは其の
適例なり。近時英國に於ても、亦之に倣ひて、大に補習教育を
奨勵するに至れり。我が國に於ては、未だ此の域に至らざる
を以て、單に市町村又は設立者に於て、府縣知事の認可を受

種類

け、小學校に補習科を附設することを得る規定なり。
種類 補習科に二種あり、尋常小學校の補習科は尋常小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、尋常小學校の教科を補習せしむるを目的とし、高等小學校の補習科は、高等小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、高等小學校の教科を補習せしむるを目的とす。

修業年限

修業年限及び教科 補習科の修業年限は二箇年以下とし、其の年限及び教科目教授等は、管理者又は設立者に於て、なるべく兒童の便宜を考へ、土地の情況に適すべく之を定め、府縣知事の認可を受け、又教科用圖書は學校長之を定め、府縣知事の認可を受くべく、其の他、教室は校舎以外の便宜の屋舎内に移すことを得る如く、一般に法令の制限極めて

教科用圖書

教授季節及び日時

教科目

寛大自由なり。これなるべく地方に便宜を與へて、之が設置を普ねからしめんが爲なり。特に補習科の規定が、小學校の正教科と、著しく相違する所は、其の教授を**一定の季節**、即ち農閑又は長夜の時期等を利用して爲し得る様に、地方の自由任ぜられたること、其の教授日時を隨意に休業日等に選定し、又便宜、夜間教授等となし、毎週教授時數も便宜之を定めて、夫々府縣知事の認可を受くる如く制定せられたること等なりとす。但し補習科は、小學校に於ける教授の補習をなすと共に、**實際生活に入る準備**をなすを以て主眼となすものなれば、徒らに小學校以外の學科を加へ、又は其の校授程度を濫りに高尙にし、恰かも中等學校の如くならしむるが如きは、補習教育の精神に違背するの甚だしきものなり。されば、小學校の正教科目の外、農村に在りては**適宜農業**

編制

事項、海濱に在りては、水産事項を加へ、其の他、女兒に在りては裁縫又は養蠶等を加へ、特に其の取扱を實際的ならしむるを以て最も適當とす。

高等小學校補習科の兒童は、年齢漸く長ずるを以て、正教科の教授時間内に教授する場合の外は、男女を區別し、各其の生活に適切なる教育を施すべし。

補習科の教授は、小學校の正教科を教授する教員又は代用教員に於て擔任すべきものなり。然るときは、小學校時代の教育と前後相統一することを得るを以て利便甚だ多し。然れども、補習科の教授時間を、正教科の時間内に定めたるときは、別に補習科を擔任すべき教員を定めざるべからざる規定なり。

〔参照〕(令) 第二十三條、(則) 第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四

教員

十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條

第二節 實業の補習

一、目的 實業補習教育は、既に職業に従事し、又は將來職業に従事せんとする者に對し、簡易なる職業的知識技能を授け、併せて又國民生活上須要なる教育をなすを以て目的とす。獨逸が商工業を以て、一時世界の霸王たらんとしたるは、實にこの教育の結果なりと稱せらる。本邦の如き科學的、智能未だ一般の國民に普及せず、教育と勞働とは今尙、劃然區域を分ち、諸般の實業も、其の大部分は、尙舊習を脱せざる社會に於ては、此の種の學校の設置は最も必要とするところなり。

二、種類 實業補習學校は、主として其の課する實業に關

する教科目の種類に依り千差萬別なれども、其の主とするところに依り工業補習學校、農業補習學校、商業補習學校、水産補習學校等と稱することを得べし。

三、教科目 實業補習學校の教科目は、修身、國語、數學、理科及び職業等に關する學科目及び公民の心得とし、其の他必要に應じて増減することを得べし。然れども此等の教科目及び其の教材の取捨選擇に就きては、なるべく地方の情況に適應せしむるを可とす。而して實業に關する科目は、必ず之を課する規定なれども、必ずしも實習作業を主とするものに非ず。蓋し此の種の學校に於て目的とするところは、生徒が日常實際に作しつゝある職業上の事柄に、平易なる學問的の解釋を下し、生徒をして自から反影照應して之を了得せしむることを期するものにして、依りて以て農工商の

子弟をして、各其の業務に對する趣味を深からしめ、益、勉勵せしめんことを希圖するものなり。

四、課程、修業期間及設置 實業補習學校の課程は之を前期及び後期に分ち、前期は尋常小學校の卒業者又は之に準すべきもの、後期は、高等小學校卒業者又は之に準すべきものの課程とし、其の修業年限は二年又は三年を標準とし、小學校のみならず、各種の中等學校、試験場、講習所等に之を併設することを得べく、其の組織極めて自由なり。

實業補習學校の設置は、地方長官の認可を受くべきものとす。

〔參照〕 實業補習學校規程 大正九年十二月文部省令三二二號 實業補

習學校教員養成所令 同施行規則

第七章 就學

第一節 強制教育

強制教育

國民教育の事業が國家の進歩發展に關係すること甚だ大なれども、國家が其の教育に干與する程度に至りては、各國の制度必ずしも同一に非ず。或は單に之を獎勵するに過ぎざるものあり。或は之に干渉し、國民をして必ず其の兒童に國家の要求する程度の教育を受けしむるものあり。後者を稱して**強制教育** (Compulsory education) と稱す。始めて強制教育を實施したるは普魯亞にして、同國にては、千七百十七年及び同六十三年の勅令、千七百九十四年の普通國法に依りてこの主義を確立し、千八百五十年始めて之を憲法に明記するに至れり。其の他、他の獨逸聯邦、佛蘭西、伊太利、奧太利及

強制教育の旨趣

び瑞典、那威、瑞西、英吉利等の如き、現今に於ける文明國の多く採用する所にして、近年に至り、和蘭、白耳義の如きも、漸く之を採用せり。強制教育主義に反對する者は曰く、國家は國民の知能及び道德の程度如何に依りて、影響を受くること固より切なりと雖も、兒童の教育の如きは、もと、これ一家の私事なるが故に、愛情の連鎖を有する兩親の自然的に干與すべきものにして、國家の之に干渉するは不當なり」と。然れども、國家と個人とは有機的關係を保ち、個人の行動は國家の利害に關すること頗る大なるを以て、今日に於ては、國家は國民の諸種の行動に干渉せざるを得ざるに至れり。特に教育の如きは、積極的事業にして、兒童の知能及び道德心を啓培して、將來に於ける個人的、國家的福利の根原を養ふものなれば、國家が之に干渉するも決して不當に非ざるなり。

況んや自然的愛情の連鎖を有する両親は、必ずしも其の子弟を教育するに足るべき知識・徳行を備ふるものに非ず、縱令之を有するも、之を教育すべき餘暇を有するもの甚だ稀なるに於てをや。是れ現時文明諸強國が、多く強制教育制度を採る所以にして、本邦に於ては、明治五年學制頒布以來、此の主義を採用し、漸次之を嚴格に規定して、遂に今日の制度を見るに及べり。

第二節 學齡兒童

學齡とは、兒童が始めて小學校の教育を受くるに堪ふる程度に達したりと認むる時期より、小學校の教育を終るべき時期に至るまでの期間を云ふものにて、之を論究せんには、民族生理學・解剖學及び民族心理學を基礎とし、尙教育學、

學齡

學齡兒童

其の他の諸科學の補助を要し、更に義務教育終了の遲速は國民經濟の上にも影響するところ少からざる問題なるを以て、學理的に之が解決をなすは甚だ困難なり。されば、現今文明諸國の制定せる制度は、多く習慣と經驗とに依りて之を定めたるものゝ如く、概して六歳又は七歳を以て、始めて小學校に入るべき時期、即ち就學の始めとなせり。唯其の年限は、國民文化の程度と經濟狀態とに依るを以て各國同一なること能はず。本邦に於ては、兒童滿六歳に達したる翌日より、滿十四歳に至る八箇年を以て學齡と定め、此の間を學齡兒童と稱す。歐米諸國に在りては、普魯亞・サクセン・バーデン・バイエルン等の獨逸諸聯邦及び奧太利・佛蘭西・伊太利等は皆我が國と同じく、滿六歳を以て就學期となせども、瑞典・那威・丁抹等の諸國は滿七歳を以て就學期となし、英吉利は

満五歳を以て就學期と定むるが如く、各國の定むるところ
必ずしも一致せず、

〔參照〕(令) 第三十二條

第三節 就學義務

就學の始終

就の學始期終
期

一、就學の始終 現行規定に依れば、兒童は満六歳となり、
既に學齡に達するも、直ちに就學すべきものに非ずして、學
齡に達したる日以後の、最初の學年の初を以て就學の始期
となし、尋常小學校の課程を修了したるときを以て、就學の
終期と定め、兒童の保護者は、即ち此の始期より終期に至る
までの間、其の兒童をして市町村立若しくは官立府縣立尋
常小學校に入學せしめ、其の教育を受けむしべき義務を有
するなり。之を稱して**就學義務**と云ふ。是れ即ち學齡兒童保
護者が、國家に對して負へる公法上の義務にして、敢へて、納

就學義務

就學期

兒童雇傭者

家庭及び私立
小學校の教育

税・兵役等の義務と異なることなし。然れば三月三十一日迄
に、満六歳に達したる兒童は、其の年の四月一日の新學年よ
り、又九月學年を開始したる地方に在りては、四月以後、八月
三十一日まで、に満六歳に達したる兒童は、九月一月の新學
年より入學するを要するなり。而して學齡兒童を雇傭する
ときは、其の雇傭主に於て相當の方法に依り、兒童をして此
の程度の教育を修了せしめざる可からず。

然れども、兒童保護者は、市町村長の認可を受くるときは
家庭に於て教授し、若しくは私立尋常小學校等に子弟を入
學せしめて、其の教育を受けしむることを得べし。蓋し國家
が兒童の教育に干渉するは、其の自衛の必要に出でたるも
のにして、個人の意志を抑制するの趣旨に非ざるを以て、兒
童をして尋常小學校の教育を受けしむることを要求すれ

義務教育の年限

ども、必ずしも、之が爲に學校の種類を一定するものに非ざればなり。然れども此の場合に於ては、市町村長は、國の教育事務の執行者として、監督者たる職權を有するを以て、何時にても其の兒童に就き試験を行ふを得べく、而して結果不良なりと認むるときは、其の認可を取消すことを得べきものとす。

二、義務教育年限

我が國に於ては、義務教育の年限は、學齡期間と一致せずして六箇年なり。諸外國に於ては、國情に依りて同一ならず。歐洲中、獨逸聯邦の主要なる諸國は、多くは八箇年にして、更に之に加ふるに三箇年以内の補習教育を強制するものあり。其の他、那威及び奧太利は八箇年、佛蘭西、瑞典、丁抹は七箇年にして、獨り伊太利は三箇年の正科と、一箇年の夜學校入學を強制するのみ。

(令) (三二) 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

學齡兒童の保護者

三、學齡兒童保護者

學齡兒童をして就學せしむべき義務を有するものは保護者なり。保護者とは、學齡兒童に對し親權を行ふ者、即ち其の子の家に在りて、監護懲戒及び財産の管理等の權利義務を有する父、又は母か、若しくは父母なきときは、其の後見人、即ち最後の親權者の遺言に依りて、又は遺言なきときは、戸主就職し、戸主なきときは親族會より選任、選任せら

就學義務の猶豫及び免除

れたる親權補充者を云ふなり。

又尋常小學校を卒業せざる學齡兒童を雇傭する者は其の雇傭に依りて兒童の就學を妨ぐることを得ず。

四、就學義務の猶豫及び免除 就學義務に關する規定は甚だ嚴なりと難も、次ぎの場合に於ては、已むことを得ず市町村長は監督官廳の認可を受けて、其の年四月に於て、就學の始期に達すべき兒童に在りては一箇年、(九月學年の場合は五箇月又は七箇月)既に始期に達したる兒童に在りては一箇年以下、(九月學年の場合は五箇月以下又は七箇月以下)其の義務を猶豫し又は免除することを得べし。

(一) 猶豫の場合

- (1) 學齡兒童病弱又は發育不完全のため、就學すべき時期に於て就學すること能はずと認めたるとき
- (2) 兒童保護者貧窮のため其の兒童を就學せしむること能はずと認めたるとき

(二) 免除の場合

- (1) 學齡兒童、瘋癲、白痴又は不具癱疾のために就學すること能はずと認めたるとき。
- (2) 市町村長に於て兒童保護者貧窮のため、其の兒童を就學せしむること能はずと認めたるとき。
- (3) 當該區域が尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免せられたるとき。

(參照) (令) 第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、
(則) 第八十六條、第八十七條、第八十四條、第八十五條、

第四節 就學義務の執行に關する事務

就學事務の執行は、教育行政事務中、最も緊要なるものにして、其の職に在るものは、孰れも皆嚴正に其の責を盡すに非ざれば、強制教育の制度も、徒らに美名を有するに止らん。

就學事務

市町村長の事務
學齡簿

今左に順次其の事務を略説せん。
一、市町村長の事務

(一) 毎年十二月末日迄に、市町村内の學齡兒童を調査して學齡簿を編制し、學年の開始以前に異動を生じたるものは、遲滞なく之が加除訂正をなすこと。學齡簿は、就學事務の根原をなす重要な公簿なるが故に市町村長は最も嚴正に之を整理せざるべからず。

學齡簿の様式左の如し。

氏名	住所	生年月日	學齡ヲ終ル年月日	入學シタル學校又ハ教授者氏名	就學シタル年月日	尋常小學校ノ教科ヲ了リタル年月	保護者	
							氏名	住所
							關係兒童トシテノ係	

不 就 學	猶 豫	年 月 日	除 事 由	免 年 月 日	備 老

- (二) 家庭又は其の他に於て、尋常小學校の教科を修むるものを監督すること。
- (三) 兒童を入學せしむべき期日を指定し豫め保護者に通知すべきこと、(若し区内に尋常小學校二校以上あるときは其の學校を指定することを得)
- (四) 入學せしむべき兒童の氏名並びに入學期日を關係學校長に通告すること。
- (五) 不就學又は缺席の兒童あるときは、其の保護者に對し、就學又は出席を督促し、二回以上督促するも、尙應せざるものあるときは、監督官廳に報告すること。

〔參照〕(則) 第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十六條、

町村長に報告すること

- (四) 在學兒童にして、正當の事由なく、引續き七日間缺席したるときは、其の保護者に對し出席を督促し、尙引續き七日以上出席せざるときは、關係市町村長に報告すること。

- (五) 每學年の終りに、卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。

- (六) 當然入學すべき學校區域以外より來れる兒童にして、卒業したるとき、又は半途に於て退學廢學したるときは、關係市町村長に其の旨報告すること。

而して官立府縣立の學校に、尋常小學校の課程を置きたるときは、其の學校長は、就學事務に關しては、當然市町村立小學校長の事務を取扱ふ可きものとす。

(參照) (則) 第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十四條

第九十五條、第九十六條

保護者の義務

四、學齡兒童保護者の義務

- (一) 學齡兒童保護者は、其の兒童の入學すべき期日及び學校を指定せられ

たるときは、當然兒童を入學せしむべきこと。

- (二) 區域内に尋常小學校二校以上ある場合に於て、兒童を或一校に入學せしめんとするときは、之を選定して市町村長に申立つべきこと。

- (三) 當然入學すべき學校以外の市町村立尋常小學校、又は官立府縣立學校に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、其の學校の管理者、又は學校長の承認書を添付し關係市町村長に届け出づべきこと。

- (四) 家庭又は其の他の私立小學校等に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、之を市町村長に届け出で其の認可を受くべきこと。

- (五) 兒童を就學せしむること能はざる事由あるときは、其の義務の猶豫又は免除を市町村長に申出づべきこと。

(令) (三六) 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

(參照) (則) 第八十二條、第八十四條、第八十八條、第九十六條

第八章 小學校の職員

第一節 職員の種類及び名稱

小學校の職員

小學校長

小學校の職員は、小學校長・教員及び代用教員の三種とす。
一、**小學校長** 其の學校の本科正教員の兼務すべきものにして、全校の校務を統理し、職員を統督し、小學校教育の首腦たるものとす。

(令) (四三) 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネ

シムヘシ

小學校教員

二、**小學校教員** 小學校教員免許狀を有するものにして、

其の資格上より之を正教員及び准教員の二種に分つ。

(一) **正教員** 兒童の教育を擔任し、單獨に小學校の全教科を教授し得るものを**本科正教員**と云ひ、**圖畫唱歌體操**

裁縫・農業・商業・手工・家事・外國語の一科目、若しくは數科目に限りて教授し得るものを**專科正教員**と云ふ。本科正教員の内、更に又尋常小學校の全教科に限りて教授することを得る尋常小學校本科正教員と、尋常小學校及び高等小學校の全教科を教授し得る小學校本科正教員とあり。職務上に於ては共に**訓導**と稱す。蓋し教導訓練の方面に重きを置きたるものにして、教諭又は教授の名稱よりも、其の任務一層重きことを示せり。

(二) **准教員** 本科正教員を補助する資格を有するものにして、尋常小學校准教員及び小學校准教員の二種あり。職務上よりは共に**准訓導**と稱す。

三、**代用教員** 小學校教員免許狀を有せざれども、教員缺乏の際、特に准教員に代用せらるゝものなり。

代用教員

服務及び職務

第二節 服務及び職務

〔參照〕(令) 第三十九條第四十二條 明治二十四年勅令第二百十八號

小學校を組織するものは、校舍兒童及び教員の三者なれども、就中最も重要な要素を教員とす。若し夫れ、教員にして常に自己の品性及び學術を磨勵し、誠實に其の職務を遂行するに至れば、學校教育は必ず良好なる結果を齎らすべく、教員たるものゝ責任實に重大なりといふべし。今小學校長及び教員が、其の職務上の關係より、必ず遵奉せざる可からざる義務、即ち**服務規律**と、職務上必ず爲すべき事務、即ち**職務**とに就きて左に説明せん。

小學校教員の服務

一、服務 小學校長及び教員は、一般官吏の服務規律の精神を遵奉すべきは勿論なれども、別に其の服務は小學校令施行規則中に定めらる。今之を分てば住居に關するもの及び營利に關するものゝ二つとなす。

び營利に關するものゝ二つとなす。

住居 小學校長及び教員は、誠實に其の職務を執行せざる可からざるが故に、監督官廳の許可を受けたる場合の外は、常に**當該學校所在の市町村内に住居する義務**を有し、又相當の手續を経ずして、擅に其の職務を離れ、勤務を缺き、若しくは住居地を離れて他に旅行するが如きことあるを得ざるものとす。

營業 小學校長及び教員は、府縣知事の認可を受くるに非ざれば、營利を目的とする業務を營み、又は營利を目的とする會社の業務執行社員、取締役、監査役となり、或は給料を受けて、他の事務を行ふことを得ざるものとす。蓋し是等の營利的事業に従事するに至れば、自から斯の道の爲に、誠實に力を盡すこと能はざる可ければなり。

(則) (一三七) 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
 學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

(則) (一三八) 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル社會ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
 學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

學校長の職務

二、職務

(一) 學校長の職務 小學校長は、正教員として兒童の教育を擔任し、其の事務を掌る外、一校の統理者として、校務を整理し、所屬職員を統督すべきものにて、其の任務最も大なり。

(則) (一三四) 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

小學校長の執るべき主要なる校務を舉ぐれば左の如し。

(甲) 校務の整理

(一) 法令規定の事項

(イ) 就學事務 就學の章に詳かなれども、主要なるもの左の如し。

- 1、學籍簿の調製整理
- 2、出席簿の調製整理
- 3、缺席兒童の督促及び報告
- 4、不就學兒童の報告
- 5、卒業兒童の報告
- 6、性行不良兒童又は傳染病傳播の虞ある兒童の出席停止

(ロ) 教科に關する事務 教科の章に詳かなれども、主要なるもの左の如し。

- 1、教授細目の編制及び整理

- 2、修業卒業證書の授與
- 3、法規の範圍内に於ける教授時數の増減
- 4、某教科書を兒童に使用せしむることの決定
- 5、夏季冬季休業前に於ける教授時數の減縮
- 6、教授始終時刻の決定

(二) 當然の職務事項 特に法令に規定せられざれども、校務の整理、職員の統督上、當然爲すべき事項左の如し。

(い) 教科に關する事項

- 1、教授の方針を定むること
- 2、日課表及び學年曆の制定
- 3、教授週録、其の他の校簿を定め、職員をして之に依らしむること

(ろ) 職員及び兒童に關する事項

- 1、各教員の受持學級又は受持教科を定むること
- 2、諸種の儀式を執行すること

- 3、兒童の訓練及び養護に關する方針を定むること
- 4、兒童入退學の處分をなすこと
- 5、臨時に起りたる事件に關し職員兒童の指揮をなすこと

(は) 庶務に關する事項

- 1、校務處理のため、執務内規を定め、職員に分擔を定むること
- 2、職員會、研究會等の會長となり、校務の統一整理を圖ること
- 3、校地、校舎、校具及び諸表簿の保管整理をなすこと

乙) 職員の統督

小學校長は部下職員を統率指導して其の任務を盡し、又は指揮監督して、法規命令に違背することなからしめ、互に協力して校務を處理せざるべからず。

(三) 教員の職務 正教員は小學校長の指揮を承け、兒童の教育を擔任し、且之に屬する事務を掌る。准教員は獨立して

教員の職務

以上の職務を執行する資格なきを以て、本科正教員の指導を受け、其の職務を助くるを以て任となし、代用教員の職務も亦之に準ず。今、主として正教員の職務事項を擧ぐれば次の如し。

- (イ) 學級を擔任して、兒童の教授訓練の任に當り、且學級に屬する事務を整理すること
 - (ロ) 學校の内外に於ける兒童の監督取締をなすこと。
 - (ハ) 分擔事務を整理すること。
 - (ニ) 其の他特に小學校長の命ずる兒童の教授をなし、又は事務を處理すること。
 - (ホ) 當直・宿直の勤務をなすこと。
 - (則) (一三五) 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル
 - (則) (一三六) 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク
- 以上法令の規定に依るもの、外、小學校長及び教員は、又

小學校教員心得

青年團の指導、婦人會、處女會等の擁護等、地方教化の任に當らざるべからざるを以て、其の直接間接の職務事項は煩雜なると共に、重要なもの少からず。然かも、能く之を執行して遺憾なからんと欲せば、教員たるものは、常に精神の修養を怠る可からず。小學校令施行規則の規程に曰く、

學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ奉體シ又法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

明治十四年文部省布達にかゝる小學校教員心得は、更に條目を揚げて詳細に小學校教員の服膺すべき事項を示せり。所説懇篤にして痛切、永く教育者の典則として遵奉し實踐すべきものなれば左に之を示さん。

小學校教員心得

(明治十四年六月文部省布達)

小學校教員の良否は、普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は、國家の隆替

に係る。其任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學教員其人を得て普通教育の目的を達し、人々をして身を修め、業に就かしむるにあらずんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學教員たる者宜く深く此意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學教員の職に在る者、夙夜黽勉服膺して忽忘すること勿れ。

明治十四年六月

文部卿 福岡 孝悌

教育の本旨

一、人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむるに比すれば、更に緊要なりとす。故に教員たる者は、殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈み及自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て之が模範となり、生徒をして徳性に薰染し、善行に感化せしめんことを務むべし。

一、智心教育の目的は、専ら人々をして智識を廣め、材能を長じ、以て其本分を盡すに適當ならしむるに在り。豈徒に聲名を博取し、奇功を貪求せしめ

智心教育

身體教育

んが爲めならんや。故に教員たる者は、宜く此旨を體認し、以て生徒智心上の教育に従來すべし。

一、身體教育は獨り體操のみに依著すべからず。宜く常に校舎を清潔にし、光線温度の適宜及大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癖習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

一、鄙吝の心志、陋劣の思想の懷くべからざるは、人々皆然りと雖も、特に教員たる者は、自己の心上に於て最も謹で之を除去せざるべからず。蓋し幼童の智徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、偷安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらざればなり。

一、學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具はずべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たる者は、宜く特に起居飲食等の常度を守り、散鬱及運動等の良規に循て其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

心志の高潔

快活

規律

學識

一、教員たるものは、唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりとせず、博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

一、教員たる者は、常に整然たる秩序に由り、學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざるの心志を以て、能く他人の心志を練磨し得るものは、未だ曾て之あらざるなり。

一、師範學校等に於て、嘗て學習せし所の教育法は、概ね其一様子たるに過ぎざるものなり。故に教育者たる者は、徒に之を踏襲するを以て足れりとせず、宜く常に自ら其得失利病を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

一、人の心神及身體の組織作用に至ては、教員たる者最も深く意を留め、講究と經驗とに由て、其原理實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令孜孜汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝことを能はざるなり。

教育の方法

校則

一、學校管理の事は、之を教授の事業に比すれば、更に困難なりとす。故に教員たるものは、常に人情世態を審にし、通義公道を辨じ、且事を處するの方法、務を理するの順序等を諳練せざるべからず。

一、校則は校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼て生徒の徳誼を勸誘するの要具たり。故に教員たる者は、能く此旨趣を體認し、以て之を執行せざるべからず。

教員の徳

一、熟練、懇切、黽勉の三者は、亦教育上に缺くべからざるの美事たり。故に教員たる者、能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實功を奏するを得べきのみならず、又生徒をして不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一、學校を統率するは、殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等の諸徳に由るべし。蓋し、剛毅にあらざれば、難に勝る能はず、忍耐にあらざれば、久を持する能はず、威重にあらざれば、人を服する能はず、懇誠にあらざれば、衆を懐る能はず、勉勵にあらざれば、事を成す能はず。

中正

一、生徒若し黨派を生じ、争論を發する等の事あらば、之れを處置する、極めて穩當詳密にして、偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す。故に教員たる者は常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持ち、就中政治及宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のことあるべからず。

性行

一、人として善良の性行を有すべきは、言を俟たずと雖も教員たる者に至ては、最も善良の性行を有せざるべからず、否らざるときは、獨り幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却て其天賦を戕賊するに至るべし、蓋し幼童の中心たる至虚至冲にして、外物の爲めに感染せらるゝこと極めて鋭敏なればなり。

一、教員たる者の品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは、其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。

第三節 權 限

凡て官職を有するものが、其の職務の執行上、與へられたる權利の範圍を稱して**權限**と云ふ。小學校教員の有する權限は、俸給其他の諸給與を受くるの權及び其の他一二なるが、最も重要な權限は次ぎの如し。

小學校長の權限

一、出席の停止 小學校長は國の教育事務を執行し、兒童の出席を督勵すべしと雖も、多數の兒童中には、身體上又は精神上の状態不良にして、爲に其の悪影響を他に與ふるものなきに非ざるを以て、傳染病に罹り、若しくは其の虞あるとき、又は性行不良にして教育の效果なく、他の兒童の教育に妨げありと認めたるときは、其の兒童の出席を停止するの權利を有す。

小學校長及び教員の權限

二、兒童の懲戒 小學校長及び教員は、教育を實施する際、性行不良なる兒童には懲戒を行ふことを得るの權を有す。

體罰

蓋し罰は教育上最後の手段にして、固より希望すべきものに非ずと雖も、兒童の性行を改善せんが爲には、已むを得ず之を用ふるを必要とすることあればなり。然れども體罰は往々不測の變を生じ、父兄の感情を害し、兒童の反情を誘起するの虞なきに非ざるを以て、歐洲文明國中には今尙之を使用するところなきに非ざれども、我が小學校令は全く之を禁止せり。

免許許狀を取得せざる可からず

(令) (三八) 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良

ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

(令) (四七) 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四節

資格及び待遇

教員たるべき資格

一、資格 小學校教員とならんとするには、先づ法定上の資格即ち禁錮以上の刑に處せられ、又は破産若しくは家資分散の宣告を受けたること等の所業なき者が、更に檢定を受けて免許狀を取得せざる可からず。

各府縣には、小學校教員檢定委員會を設け、會長、常任委員、臨時委員を以て之を組織し、小學校教員及び幼稚園保母の檢定を行ふ。

檢定には無試験檢定、試験檢定の二種あり。共に學力、性行及び身體につきて之を行ふものとす。無試験檢定は、中等學校教員免許狀を有する者、又は中學校を卒業して二箇年以上教育に従事したる者、高等女學校を卒業して修業年限一箇年以上の補習科に入り、教員たるに適する教育を受けたる者等に就き、其の學科目及び程度に照らし、試験を要せず

教員檢定の種類

試験檢定

と認めたる者に之を行ひ、試験檢定は、法定の學科及び程度に依り、毎年一回以上、期を定めて之を行ふものとす。

免許狀

小學校教員免許狀は、師範學校若しくは文部大臣の指定したる學校を卒業するか、又は前述の検査に合格したる者に限り、府縣知事これを授與し、全國に通じて有効とす。

小學校教員の待遇

二、待遇

小員校教員の法律上に於ける地位に關しては、從來二個の反對せる意見あり。即ち小學校教員は、任官と稱する公法上の手續に依りて選任せられ、國家の事務を執行するものなれど、其の職務は官制上に規定せられざる事務にして、又別に特殊の服務規律に従ひ、地方自治團體より其の俸給を支給せらるゝを以て官吏に非ず。然かも地方團體の選任にも依らざるを以て之を公吏とも云ふべからず。故に小學校教員は、官吏にもあらず、公吏にもあらず、官吏と同

判任待遇

一の待遇を受くる待遇官吏(准官吏なり)と云ふものと、更に又小學校教員は任官に依りて任命せられ、國家の公務に従事するものなるが故に、純然たる官吏なり、其の職務の官制に依りて頒たるゝと否と、俸給の地方自治團體より支給せらるゝと否と、特別な服務規律を有すると否とは、官吏たる地位の成立に何等の關係なきものなりとの説是れなり。

以上の兩説は、尙學者の論究に待つべきものなれども、現行の規定に於ては、小學校長及び正教員は、待遇官吏にして、特別の規定ある事項を除くの外は、凡て判任文官と同一の待遇を受くべく、其の職務及び俸給に應じ、判任四等より一等に至るまでの取扱を受くるものとす。但し小學校長にして其の功勞著しきものは、道府縣の大小に依り別に定むるところの規程範圍内の員數を限り、特に奏任文官と同一の

奏任待遇

待遇を受くることを得べし。

(參照) (令) 第四十條、第四十一條、第四十九條 (則) 第九十八條乃至第百十五條及大正六年文部省告示第九號

第五節 教員の任用及び解職

教員の任用及び解職

市町村立小學校校長及び教員の任用は、郡市長の申請に依り、府縣知事之を行ふものとす。蓋し地方の情況に應じ、適當なる人物を任用するの必要あればなり。而して解職に當りては、其の必要なきを以て、郡市長の申請を待たずして府縣知事直ちに之を行ふ。然れども小學校教員の地位は、一般官吏と異なるところ多きを以て、特に法規の保障を與へられ、規定の條項に該當せざるものに解職を命ぜんとする場合には、文部大臣の指揮を受くるに非ざれば、其の處分を行ふことを得ざるものとす。

解職の種類

休職

(參照) (令) 第四十四條 (則) 第二百二十七條

小學校教員の解職には、休職及び退職の二種あり。

一、休職

(甲) 休職を命ぜらるゝ場合 市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するときは、府縣知事は之に休職を命ぜらるゝことを得。

- (一) 傷疾を受け、若しくは疾病に罹りたるに因り、職務を行ふに妨げあるとき。
- (二) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因り、過員を生じたるとき。
- (三) 教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學するとき。
- (四) 名譽職たる町村長及び助役に當選したるとき。
- (五) 私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育するために設置したる學校の教員となるとき。
- (六) 刑事事件に關し、告訴又は告發せられたるとき。

退職

(乙)當然退職となる場合 市町村立小學校正教員にして、陸海軍現役(六週間現役を除く)に服し、又は戰時事變に際し召集せられたるものは當然退職者とす。退職者は現に職務に従事せざれども、全然教員たる關係を離れたるものに非ざるを以て、退職中は、市町村、町村學校組合又は區に於て、特別の事情ある場合等に非ざれば、俸給の三分の一を給するを本則とす。

(參照) (則) 第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百五十三條

二、退職 退職は全然教員關係を離るゝものにして、一般官吏の免官に同じきものとす。

(甲)退職を命ぜらるゝ場合 市町村立小學校正教員が左の各項の一に該當するときは、府縣知事は之に退職を命ずることを得べし。

(一) 不具癡疾に因り、又は身體若しくは精神の衰弱に因り、職務を執るに堪へざる時。

(二) 傷疾を受け、若しくは疾病に罹り、其職に堪へざるに因り、又は自己の便宜に因り退職を出願したるとき。

(三) 退職者復職したるため、其の代員を要せざる時。

(乙)當然退職となる場合、

(一) 當該學校の廢せられたるとき。

(二) 退職期間満ちたるとき。

(參照) (則) 第二百二十六條、第二百二十八條

三、失職 以上の外、市町村立小學校教員重大なる非行の爲、免許狀を褫奪せられ、又は禁錮以上の刑に處せられ、若しくは破産又は家資分散の宣告を受くる等のことあれば、所謂資格喪失となり、當然其の職を失ふものとす。

(參照) (令) 第四十九條 (則) 第二百二十九條

資格喪失

教員の懲戒

第六節 懲戒

小學校教員は、前述の如く、官吏と同一の待遇を受くるものなるを以て、其の職務上の失態に關しても、亦官吏の如く法規上の處分を受けざる可からず。即ち市町村立小學校長及び教員にして、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠りたるとき、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱するの所爲ありたるときは、府縣知事に於て懲戒處分を行ふものとす。懲戒處分は、之を分つて譴責、減俸及び免職の三とす。

懲戒の種類

譴責
減俸
免職

譴責は、文書を以て公然戒飭するものなり。減俸は、俸給を減ずるものにして、一箇月以上一箇年以下、其の處分を受けたる當時の俸給月額三分の一以下を減給するものとす。免職とは教員の職を免ずるものにして、此の處分を受けたるものは、二箇年を経過するに非ざれば、再び教員の職に就くことを得ざるものなり。

免許狀褫奪

其の他、現在職務に従事するものと否らざるものとを問はず、小學校教員免許狀を有する者、不正の行爲をなし、又は教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて、其の情狀重しと認めたるときは、文部大臣又は府縣知事に於て免許狀褫奪の處分をなすことあり。

業務停止

又、私立小學校長及び教員にして、職務上の義務に違背し、又は體面を汚辱するが如き所爲ありたるときは、府縣知事は、一箇月以上二箇年以下、業務停止の懲戒を行ふものとす。然れども、若し府縣知事が行ひたる免職、業務停止又は免許狀褫奪の處分に對し不服あるものは、文部大臣に訴願することを得べく、又免職若しくは業務停止の處分を受けたる者にして、改悛の實顯著なるときは、府縣知事は文部大臣の

認可を受け、其の處分を解くことを得べし。

〔參照〕(令) 第四十八條、第四十九條 (則) 第三百三十九條乃至第四百十七條

第七節 俸給及び諸給與

一、俸給

(一) 本俸 市町村立小學校教員の俸給は市町村の費用を以て支辨せらるれども、其の標準額は、文部大臣の定むるところに基つき、府縣知事に於て、之を定むべきものにして、又一旦俸給を給したるときは、本人の意志に反して之を減ずることを得ざるものなり。(俸給標準額は施行規則中に在り) 尙本科正教員にして、一級上俸を受け、特に功勞あるものは、本科正教員に在りては二百四十圓、専科正教員に在りては百六十圓まで増給することを得べし。

小學校教員の俸給

〔參照〕(則) 第四百十八條、第四百十九條、第五百十二條

加俸 (二) 加俸 市町村立小學校教員は市町村立小學校教員加俸令に依り、本俸以外、別に年功加俸及び特別加俸を受くることを得べし。

年功加俸 五箇年以上、同一府縣内に勤續し、成績佳良なりと認めたるときは、府縣知事は、本科正教員には年額二十四圓乃至六十圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至二十四圓の加俸を給すべく、爾後勤續五箇年を加ふる毎に本科正教員には、年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至十八圓を加給するを得るものとす。

特別加俸

特別加俸 1 本科正教員にして市町村立單級尋常小學校に勤務する者には、年額六十圓以下、

複式擔任加俸

2 多級學校の一學年乃至四學年、五學年又は六學年を以て編制したる學級を擔任する者には、年額四十八圓以下

僻陬地在勤加俸

3 僻陬地の市町村立尋常小學校に勤務する者には、本科正教員には年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には年額十八圓以下而して又別に、同一府縣内に於て、僻陬地の市町村立尋常小學校に五年以上勤續する者には、本科正教員には年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には、年額十八圓以下を加給せらるべし。

諸給與

二、諸給與 其他教員は左の諸給與を受くることを得べし。

- (イ) 毎週三十二時以上の教授を擔任する者は手當金
- (ロ) 宿直をなす者は賄料。
- (ハ) 職務のため傷痍を受け若しくは疾病に罹りたる者、又は教員にして兒童の衛生上特に考慮すべき疾病に罹り、休職退職を命せられたる者は、勤續年數其の他の事情に依り、療治料。
- (ニ) 特に勤勞ある者は慰勞金
- (ホ) 土地の情況に依りては住宅又は住宅料。

退隱料

(ヘ) 又教員は公務を以て旅行するときは、正教員に在りては判任文官の例に準じ、准教員に在りては府縣知事の定めたる規程に依りて、共に旅費を給せらるべきものとす。

〔參照〕(則) 第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第六十八條

三、退隱料 市町村立小學校教員は、他の官吏と同じく、服務規律に依りて、他の營利的事業を營むことを禁ぜられ、一意國家の教育事業の爲に力を盡さしめらるゝを以て、國家は又、教員をして老後の憂を懷くことなく、安んじて其の職に従事せしめんが爲に、明治二十三年十月法律を以て市町村立小學校教員退隱料及び遺族扶助料法(大正十年三月改正)を制定して之を待遇せり。所謂恩給と稱するもの是なり。

(一) 普通退隱料 在職滿十五年以上の者にして、左の各

普通退隱料

項の一に該當するものには終身退隱料を給せらる。

(イ) 年齢六十歳を超え退職を命せられたるとき。

(ロ) 傷痍を受け、若しくは疾病に罹り、其の職務に堪へざるため退職を命せられたるとき。

(ハ) 廢職、廢校に依り退職し、又は學校編制の變更に依り退職を命せられたるとき。

普通退隱料の金額は、最初は俸給年額約二百四十分の六十に近けれども、在職年數の増加と共に累加率を高め、**滿四十年**に至れば、俸給の約**三分の二**を支給せらるゝものなり。

特別退隱料

(二) **特別退隱料** 在職滿十五年に達せざるも、職務のため傷痍を受け、一肢以上の用を失ひ、又は健康に有害なる感動を受くるを顧みずして勤務に従事し、爲に疾病に罹

退職給與金

り、一肢以上の用を失ひたる等にて退職を命ぜられたる者は、普通退隱料を受くるのみならず、尙終身其の最下金額十分の七までの**増加退隱料**を給せらるゝものとす。

(三) **退職給與金** 退隱料を受くる資格なきも、在職滿一年以上にて退職したるものは、退職當時の俸給半箇月分を以て、在職年數の一箇年に當て、其の年數に應ずる金額を一時給與せらるゝものとす。但し自己の便宜のために退職し、又は免職に處せられ、若しくは失職に該當するものは之を受くるの權利を有せず。

遺族扶助料

四遺族扶助料 市町村立小學校正教員、左の各項の一に該當するときは、其の遺族に扶助料を給す。

イ、在職滿十五年以上の者在職中死亡したるとき。

ロ、在職滿十五年未滿にして職務のため死亡したるとき。

ハ、退隱料を受くるものの死亡したるとき、扶助料の金額は退隱料の三分の一とす。

其の他教員死亡したるときは、在職中と休職中とに拘はらず、在職最終の俸給三箇月分を其の遺族に給與すべく、死亡賜金又、在職十五年に満たざるも、在職中職務の故にあらざして死亡したるときは一時扶助金を給す、其の金額は退職給與金に同じ。

小學校教員の待遇は、未だ十分ならずと雖も、以上の如く國家はなるべく之を優遇せんことを期し、尙明治三十八年文部省令を以て小學校教育効績狀規程を設け、特に小學教育上効績の顯著なるものを表彰する等、漸次優遇の途を開きつゝあり。

〔參照〕則 第一百五十七條 小學校教育効績狀規程

第九章 小學校の事務

第一節 校務の種類及び分類

小學校の事務

小學校の教育事務は複雑多端なれば、之を適當に整理するは、學校の統一を全くし、教育全般の事業を進歩せしむる所以にして、學校經營上最も必要とするところなり。而して之が全責任を有するものを學校長とす。然れども、多級小學校に於ては、校務頗る多端なるを以て、學校長一人にては到底之を處理するを得ず。故に事務分掌規程を定め、更に内規又は細則を制定し、各教員をして此等の規程に據りて校務を分擔處理せしめ、以て各部の整理を圖り、學校長は更に之を監督して、全般の整理統一を圖るを常とす。

校務は之を大別して學級事務、教科事務、一般校務の三類

校則

校務の分類

學級事務

となす。

一、**學級事務** 擔任學級兒童の教育に附隨する事務にして、學級擔任たる本科正教員の當然分擔すべきものとす。其の種類左の如し。

- (一) 該學級に關する教授豫定週録等を整理すること。
- (二) 該學級兒童の成績、操行考査及び身體檢査に關すること。
- (三) 該學級兒童の出缺席調査に關すること。
- (四) 該學級兒童の保護者と交渉に關すること。
- (五) 該學級教室の整理清潔に關すること。
- (六) 其の他該學級に關する一切のこと。

教科事務

二、**教科事務** 小學校に於て教授する各教科目を分類して、文科的教科、理科的教科、技能的教科等の部門に分ち、各教員をして、其の嗜好、長所に依り、各其の一部門に屬せしめ、又

は**教科主任**を置き、某教科に關する調査研究をなさしむべし。其の事務左の如し、

- (一) 該教科の教授細目の調査修正立案に關すること。
- (二) 該教科の教授法の研究に關すること。
- (三) 該教科の教材の調査、器械、標本、圖書等の調査整理に關すること。
- (四) 該教科の學習に要する兒童の用具に關すること。

一般校務

三、**一般校務** 其の種類頗る多きを以て、**教務庶務**及び**會計**等の數類に分ちて、各職員に分擔せしむべく、又多數の職員を有する學校に在りては、便宜之を細分して分擔せしめ、各係に**主任**又は**係長**を置くを可とす。而して更に處務細則を定めて、各係の校務整理方法を制定し、他に關係ある事務は、他係に交渉し、其の稍重大なるものは、係員の協議又は係長の承認を経て之を施行する等の方法を定むべし。各係に

於て取扱ふべき主要なる事務左の如し。

(一) 教務係

- イ、教授週録、日課表、兒童成績簿の整理、其の他教授に關係ある事務。
- ロ、兒童の入退學、出席、修卒業證書、其の他調査處分等、凡べて兒童に關係を有すること。
- ハ、以上に關係する諸表簿の整理保管。

(二) 庶務係

- イ、諸儀式、會議の施行及び教員の當直、宿直に關すること。
- ロ、文書の往復に關すること。
- ハ、諸統計記録に關すること。
- ニ、學校の清潔、兒童の衛生に關すること。
- ホ、他の係に屬せざる學校全般のこと。
- ヘ、以上に關係する諸表簿の整理保管。

(三) 會計係

- イ、校地、校舎の保管、修繕に關すること。
- ロ、備品、消耗品の調達、修繕、受渡に關すること。
- ハ、授業料に關すること。
- ニ、以上に關係する諸表簿の整理保管。

以上諸校務の取扱は、なるべく煩瑣ならずして、單簡明確に之を處理し得るを要す。其の他、尙通俗講演會、青年會、處女會、貧困兒童保護會等の如き社會的事業にして、小學校教員の關係せざるべからざる事業少からず。

第二節 校務の整理

校務の整理統一を圖らんには、學校長たる者、自ら率先して校内の諸規程を實行し、職員の執務を督すべきは言を俟たずと雖も、職員たる者も、亦自己の分掌に屬する事務を怠慢に附することなく、能く自己の責任を重んじて、之が整理

校務整理の方

會議

に任ずるのみならず、戮力協心、互に利便を圖るを念とし、常に校務全般の向上進歩を致さんことを期せざる可からず、校務の整理統一に必要な方案を擧ぐれば左の如し。

一、會議 學校長は、自己の職權を以て部下の職員を監督し、命令傳達に依りて校務の統一を圖るを得べしと雖も、なるべく之を職員全體に諮り、其の意見を徵するを可とす。然るときは、職員各自の所思を發表して、審議討究を盡すを以て、各員も亦遺漏なく、其の旨趣を了得するを以て、之が實行に方りて利便を得ること大なり。會議は毎週又は毎月定日に開會するを可とす。

職員の會議に數種あり、其の目的に依りて、之を分てば次ぎの如し。

職員會議

一 職員會議

教授上、訓育上、管理上の改良進歩を圖り、

研究會

又臨機の處分問題を決定し、全校の統一を保たんがため必要な會議にして、最も重大なるものとす。

(二) 研究會

各教科の擔任に屬する職員をして、問題を

實地授業研究會

選びて研究調査せしめ、一定の期日に於て、其の研究の結果を報告せしめ、之を討究審議する**教材研究會**及び職員の授業を參觀し、交互に批評を交換して、教授管理の方法を研究し、其の進歩發達を圖る**實地授業研究會**あり、實に此の教材研究會と實地授業研究會とは、互に相待ちて其の學校に於ける教授の主義方針を確定せしむるに至るものとす。又同一學年に屬する多數の學級を有する學校に於ては、是等の學級の擔任教員を以て**同學年打合會**を組織し、互に教授上、訓育上の打合をなすが如きも必要なることとす。

同學年打合會

學校行事

二、學校行事の調製 諸般の校務は、臨時に起るものの外は、概ね一定の期日に發生するものなれば、豫め其の取扱の整理期日を定め、毎週・毎月・毎學期・毎學年に於ける學校行事を調製し、職員室に掲示し置きて、其の進歩を圖り之が處理に便すべし。

諸表簿檢閲

三、諸表簿の檢閲 諸校務は、重大なるもの、外、日常各係をして處理せしめ、其の記録及び帳簿は、臨時又は定期に、其の事務の輕重に従ひ、學校長又は首席教員の手許に差出し之が檢閲を受けしむべし。

小學校に於ける重要なる諸表簿左の如し。

- (一) 教務係に屬する諸表簿 中學籍簿 出席簿 學業成績簿 操行調査簿 身體檢査統計表 教授細目 日課表 卒業證書 臺帳等は、或は就學事務に關し、或は教育の效果に關し、孰れも重要なる記録なり。

重要なる諸表簿

- (二) 庶務係に屬する諸表簿 中には、日誌 學校一覽表 職員出勤簿 文書往復簿 諸法令通達 綴統計綴 學校沿革史等は、最も重要なるものに屬す。

- (三) 會計係に屬する諸表簿 中には、備品原簿 同借用簿 豫算一覽表 消耗品受拂簿等は、最も重要なるものとす。

以上の帳簿中、其の最も重要なるものは永久に之を保管すべく、或は又五年乃至十年を経れば不用に歸するものあるを以て、其の輕重に従ひ、適當なる保存期限を定め、之を保管整理すべし。

第十章 兒童の管理訓練

以上、略、法令の規定に據る小學校教育の重要事項を叙述したれども、兒童の管理訓練に關しては、實際上尙重要なるもの少からず、今其の主要なるものを左に略述せん。

兒童の管理訓練

教室内の管理

第一節 教授に關する管理訓練

一、教室内の管理 教室の窓戶の開閉、机腰掛及び其の他の諸器具は、常に之を整頓して、亂雜に陥らざるべく、又兒童自身の學習中は、餘りに嚴肅に之を拘束することなく、却つて熱心と自己の創意とを以て勉學せしむべきも、教師教授の際には、靜肅を旨とし、專心に考究せしめ、苟も疑惑の點あらば、躊躇なく之を教師又は、他の學友に發問し、之が解決を得ざれば己まざらしむべし。

校外の管理

二、校外に於ける管理 日々の登校歸宅の途上は勿論、時

々兒童を校外に引率して、直接に自然界の現象、又は人事、社會の事物を見學せしめて、實際的知識を收得せしむる校外教授又は體育を主とする遠足、登山等の場合に於ける管理は特に必要なり、概して兒童は、校外に出づれば興に乗じて、

注意散亂し易く、従つて教授の効果を失ひ、時としては危害を被ふることなきにあらざるを以て、日常の訓練に注意し、又豫め目的地の地勢、距離、通路等を考究して、適切なる方案を立て、嚴密に兒童を監督せざるべからず。

1、乗車、乗船、往復の途上は、嚴重なる規律の下に行動せしめて、危害なからしむること。

2、靜肅に教師の指導説明に従はしむること。

3、銳意熱心に事物を観察して、或は其の要點を記録し、或は略圖を描かしむること。

課外讀物

三、課外讀物に對する管理 課外讀物に就ては、時々家庭

と連絡を通じて、兒童の發達に適し、徳性、趣味、常識を養ふに足るものを推奨し、徒らに多數の書籍、雜誌を濫讀することなからしめ、又學校圖書館を設け、良書を備へ付けて之を讀

家庭課業

ましむるを可とす。

四、家庭課業に對する管理 學校課業の外、家庭に於ける兒童独自の學習は、應用練習を完全にし、技能を土達せしめ、自學自習の精神を涵養する點に於て利するところ多し。然れども、又、兒童の休養時間を減殺し、負擔を重からしむる虞なきにあらざるを以て、豫め兒童の發達程度に應じ、相當なる標準時間を定めて之を制限せざる可からず。適當なる家庭課業の時間略左の如し。

尋常第一、第二學年	三十分
同 第三、第四學年	一時間
同 第五、第六學年	二時間
高等科	二時間半

1、復習 復習は、既に教授したる結果を益々固定して、應

用自在ならしめんとするものにして、最も家庭課業に適當するものなり。例へば、讀み方、書き方、歴史、地理、理科等に於ける復習練習の如し。

2、家庭作業 練習の一種なれども、主として作業の形式を以て行はるゝものにして、地圖の描寫、圖畫、手工の仕上げ、綴り方、書き方の宿題等の如し。是等に於ては、兒童の自由活動を認め、創意的方面を重視することを得べく、且其の成績良好にして、往々教室教授の成績を凌ぐものなきにあらずと雖も、屢之を強制するときは、兒童の負擔を増大するに至るを以て、餘りに困難なるものを選ばず、又其の分量を多からしむることなくして、時々之を課し、期日を一定して、必ず當日までに提出せしむるを可とす。

3、豫習 豫習は、兒童が自力を以て、未だ教授を受けざる

教材を考究するものにして、陶冶上の効果最も大なれども、幼年者に適せず、概して幼年者には復習を課し、學年の進むに従ひ方法を授け、自ら進んで豫習するやうに訓練せざる可からず。

學校生活の訓練

第二節 學校生活に於ける管理訓練

學校は多數兒童の活動する小社會なるを以て、種々の方案を定めて之を實踐せしめ、其の生活を豊富にし、他日大なる活社會に入る準備としての訓練を施さざる可からず。

訓練要綱

一、訓練要綱 教授上に細目を要するが如く、訓練上に於ても亦其の要目を設定し、之を各學年に配當し、適當の機會を捉へて實踐を獎勵し良習を育成するを可とす。

校訓校歌

二、校訓校歌 校訓は、重要なる二三の中心徳目を選定し、主として之に依りて日常生徒の行動を律し、生活を統一せ

んとするものにして、餘りに一局部に偏すべからず。校歌は、校訓の旨趣若しくは學校所在の山河、歴史的事蹟等を諷唱するに適せしめたるものを最も適當とす。

其校訓、校歌は、時勢の推移と、學校當事者の異動とに依りて改廢の必要を生ずることあるべしと雖も、一旦之を制定したる上は、徒らに改廢すべきに非ざるを以て、最初に於て慎重に之を考慮せざる可からず。

講堂訓話

三、講堂訓話 全校兒童を集めて實踐上適切なる訓話を

施すは、又、訓練の統一徹底を期する上に於て有効なり。朝會及び終禮は、日常の行動に關して、簡單なる注意を與ふるに適す。概して、兒童に對する訓話は、常に叱責非難のみを事とすることなく、其の長所を擧げて之を賞揚し、更に其の缺陷の改善に就きて適切に教訓すべきものとす。

共同作業

四、共同作業 兒童は、又種々の會合に關する仕事、内外の掃除、整頓、其の他の雜務に關する教師の補助を爲すことを喜ぶものなるを以て、役員、當番、其の他の割當を定めて、共同に是等の作業に當らしむるときは、責任の觀念を養ひ、併せて協同勤勉等の良習を育成することを得べし。

自治制度

五、校内の自治制度 尋常第三、四學年以上の兒童に對しては、特に自治協同の精神を涵養する必要があるを以て、學級會、學年會、全校役員會、其の他の組織を設け、兒童をして風紀、規律の改善、運動遊戯の振興等に就て協議反省せしめ、更に其の結果を全校生徒に周知せしめて校風の向上を圖るを可とす。近時歐米諸國の都市に於ては、學校市制 School City を定め、兒童中より諸種の役員を選び、校内生活に關する諸般の事務に參與せしむる方案を實行するもの少からずと

云ふ。

第十一章 幼稚園

幼稚園の旨趣

一、保育の目的及び項目 兒童漸く成長して、獨力を以て自由に嬉戲運動をなし、言語及び覺官の機能亦漸く進みて他人と談話を交へ、物體の直觀を好むに至れば、所謂幼兒期に入れるものにして、此の時代より教育の必要大に加はり、他年、小學校以上の學校に入りて受くべき教育の基礎は勿論、或は人格の基礎たる意志の方向も、亦漸く定まることなきにあらず。然れば、教育者をして、是等幼兒の教育を擔任せしめ、以て其の發達を助け、併せて家庭の缺陷を補はしむるは、極めて必要にして幼稚園の本旨實に此に存す。

保育の目的

幼稚園に於ける幼兒保育の目的は、滿三歳より尋常小學校に入學する

に至るまでの幼児を收容して、其の心身を健全に發達せしめ、善良なる習慣を養ひ、家庭教育を補ふを以て主眼とす。然れば、其の教育は、小學校の教育の漸く知識的なるに比して、大に其の趣きを異にするを以て、殊に之を保育と稱す。

保育事項

保育の項目は遊戯・唱歌・談話及び手技の四項目に限り、其の時數は管理者又は設立者之を定め、府縣知事の認可を受くべきものとす。

〔參照〕(則) 第九十五條、第九十六條、第九十七條、第二百二條

二、設置 幼稚園の設置は、府縣知事の認可を受くるときは、市町村又は其の區、若しくは私人に於て之を設置することを得べく、又之を設立するに際しては、小學校に附設することを得るものとす。

職員

三、職員及び園兒 幼稚園の職員は、園長及び保母とす。幼稚園長の資格には、別に規定なく、又小學校長の如く、必ず之を置くを要するものにあらず。保母は小學校の本科正教員又は准教員の資格あるもの、又は檢定に合格して府縣知事の免許を得たるものたるべく、其の採用・解職・懲戒等は、市町村幼稚園にては、小學校教員の例に依るものとす。

幼兒數

幼稚園の保育は、小學校の教育に比して一層訓練の方面に重きを置くを以て、幼兒多きに過ぐるときは不利少からず。故に幼兒數は約百二十人以下を以て本則と定め、特別の事情あるも、約二百人を超ゆる事を得ずと定められたり。又保母一人の保育すべき幼兒數は約四十人以下とす。

〔參照〕(則) 第二百三條、第二百四條、第二百五條、第二百六條、第二百七條

設置

四、設備 幼稚園設備上の規定左の如し。
(一)敷地・飲料水及び採光窓に就きては、小學校の例に依るべく、建物は平屋造りとし、保育室・遊戯室を主とし、其の他の必要なる諸室を備ふべし。

(二)保育室の面積 幼兒五人に付、一坪より小なる可からず。

(三)遊園は幼兒一人に付、一坪の割合を有すべし。

(四)恩物・繪畫・遊戯道具・樂器・黑板・机・腰掛・時計・寒暖計・煖房器、其他必要なる器具を備ふべし。

〔參照〕(則) 第二百八條

小學校の管理
及び監督

第十二章 小學校の管理及び監督

管理者

小學校教育の事務に就きては、國の教育事務と市町村の教育事務との二類あることは、既に述べたるところなり。然れば市町村會、又は市町村學校組合、町村學校組合は、法律命令の範圍内に於て、其の自治權を以て、市町村の教育事務の處理を議決し、市町村長又は市町村組合長は其の議決を執行すれども、市町村長は、又別に國の機關たる資格を以て、就學事務の如き市町村又は町村學校組合の區域に關する國の教育事務を管掌し、併せて市町村立小學校を管理するものとする。所謂市町村長が市町村立小學校を管理すとは、國の機關として、當該學校に關し、校地の選定、校舍の建設、器具器械、圖書の備付、保管等をなすが如き、主として物質的設備を

監督機關

完うして、教員の實際事務に支障なからしむるの義なり。然れば、小學校長及び教員の執行する國の教育事務とは、全然其の任務を異にするを以て、市町村長は、何等小學校長又は教員を監督拘束するの權能なきものとする。

監督 監督とは上級官廳が、下級官廳の執行する事務の法規命令に違反せざるや否やを監視し、消極的に其の統一を圖るものにして、上に述べたる管理とは其の意義を異にせり。而して町村の教育は、町村長の管掌する國の教育事務たるも、其の管理する町村の教育事務たるも、又小學校長及び教員の執行する國の教育事務たるもを問はず、第一次に於て郡長之を監督し、第二次に於て府縣知事之を監督す。又市の教育は其の孰れの事務たるを問はず、第一次に於て府縣知事之を監督す。而して、最後に全國教育の事務を監督す

地方官廳の監督

る最高官廳を文部大臣とす。

(參照) (令) 第六十條、第六十五條

郡長及び府縣知事が間接に其の部内の吏員の執行する教育行政事務及び小學校長教員の執行する教育事務を視察し、監督するが爲に使用する補助機關中、主要なるものを郡視學、府縣視學及び府縣視學官とす。

郡視學は郡長の命を承け、府縣視學は上官の指揮を承け、各其の部内に於ける學事の視察をなし、及び教育に關する庶務に従事す。又府縣視學官は府縣理事官を以て之に充て、上官の命を承け、學事の視察、其の他教育に關する事務を掌る。以上視學及び視學官の視察事項左の如し。

- (一) 教育に關する勅語の旨趣の實際に行はるゝ狀況
- (二) 町村に於ける教育行政の狀況

郡視學
府縣視學
府縣視學官

文部大臣の監督

- (三) 學校教育の狀況
- (四) 學校衛生の狀況
- (五) 學事關係職員執務の狀況
- (六) 學事集會の狀況

文部大臣は、全國の教育行政事務を管掌すると共に、又之を監督す。而して、其の視察及び監督の爲に使用する補助機關中、主要なるものを督學官及び視學委員とす。督學官は學事の視察監督を掌り、又各局に屬して其の事務を掌る。視學委員は兼任にして、多くは専門の學科に關し、特に視學の事務を命ぜらるゝものとす。視察の事項畧、左の如し。

- (一) 教育行政の狀況
- (二) 學校教育の狀況
- (三) 學校衛生の狀況

- (四) 學校經濟の狀況
- (五) 學事關係職員執務の狀況
- (六) 通俗教育其他の教育學藝に關する諸施設の狀況
- (七) 其の他殊に指命を承けたる事項

第十三章 小學校の設備

小學校の設備

現時の小學校教育は、合同教育なるを以て、往昔の個別教育時代と同一視すべからず。若し小學校の設備にして缺陷多からんか、幼弱なる兒童の身體若しくは智徳に影響を及ぼすや必せり。然れども、又市町村立小學校の設備は、市町村の資力に基づくものなるを以て、徒らに完備を求めて、地方民度に適應せざるが如きは、却つて教育の健全なる發達を阻害するものと云ふべし。故に其の局に當るものは、専ら諸般

設備上の注意

の設備をして必要永遠の二條件に協はしめんことに注意し、務めて地方の情況に適切なる計畫を爲さざる可からず。然れば、以下論述する事項の如きは、一般の場合の標準となるべき理想的のものを示すに止まるを以て、實際に於ては土地の事情に應じて、大に取捨斟酌を加ふると共に、又、大に考案を回ぐらすを要す。小學校設備上必須なるものは、**校舎校地・校具及び屋外體操場**なり。以下順次之を説明せん。

〔參照〕(令) 第二十九條、第三十條

第一節 校地及び水

校地は一旦選定せられたるときは、容易に之を變更すること能はざるのみならず、之を一面より考ふれば、校地が兒童の徳性に及ぼす偶然の感化は、頗る有力なるものあるを以て、學校建設の最初に方りて、最も慎重に之を選定するを

校地

校地選定の要件

要す、選定上の要件左の如し。

一、校地の位置

(一) 通學上の要件 各部落の中央にして、兒童の通學に適當なる距離に在る地點を選ぶべし。然れども、單に中央のみを選び、山頂、溪間の如き地點に設くるは固より不可なり。兒童通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては二十五六町、高等小學校に於ては約一里を以て限度とすべし。獨逸に於ては四キロメートルを以て小學校兒童通學の最遠限度なりとの説をなす者多きが如し。

(二) 道徳上の要件 閑靜にして、歴史上の遺蹟等を有し、兒童の徳性涵養上、適當なる地を選定することを得ば最も可なり。之に反して、周圍に卑猥・賤劣・風俗を紊すが如きものある地點は、斷じて之を避けざる可からず。
(三) 衛生上の要件 高燥にして排水良く、空氣清潔にして流通宜しく、光線の射入良好なる地點を選ぶべし。其の他、有害なる瓦斯、臭氣ある物質、又は有機物の發散する地、煤煙の飛散する地、陰鬱なる土地等は、孰れも不可

なり。概して粘土質、植物質の地質は衛生上不良なりとす。

(四) 教授上の要件 喧噪にして、兒童の注意を亂し、學習を困難ならしむる場所、即ち市場、工場、停車場等の附近を避けざるべからず。

(五) 風致上の要件 以上の三要件は最も必要なものなれども、尙土地開豁にして眺望に富み、山川草木の自然美に圍繞せらるゝ土地を選ぶことを得ば、教育上特に有利なりとす。

(參照) (則) 第六十四條

二、校地の面積

校地の面積は、なるべく廣濶なるを可とす。其の標準を示せば、兒童一人に付平均二坪以上を有し、將來、尙擴張の餘裕ある地を選定すべし。普魯西に於ては、兒童一人に付平均三メートル平方の面積を以て校地の標準とし、山地又は都會地に於ても、少くとも一・五メートル平方の面積を有すべしと規定せり。

面積

體操場

屋外體操場はストウの云へる如く、屋根なき教室にして、衛生上、訓練上、小學校に缺くべからず。而して其の位置は、なるべく校舎の南方又は東南に設け、其の面積、兒童一人に付平均一坪以上とし、地中は小石を以て固め、表面に砂土を敷き、多少の勾配を設けて排水に便にし、又西方又は北方には、常綠樹を植ゑて、秋冬の西北風を防ぎ、又適當なる地に落葉樹を植ゑ、以て夏季綠蔭を得ることに注意すべし、

而して、適當の場所に鞦韆、圓木、回旋塔、築山、鐵棒懸垂棚等、種々の遊具器械を設けて運動に便にし、且教員は便宜當番を設けて之が監護の任に當るべし。

給水

校地に缺く可からざるものは、十分清冽なる飲料水を提供し得るの設備とす。單に兒童衛生上の爲のみならず、校舎其の他の清潔及び非常變災の際に於ける消防上極めて必

要なりとす。

第二節 校舎

校舎

小學校の校舎は、教授上、管理上、衛生上の利便を主とし、尙地方經濟上の事情を考へ、外觀の裝飾を去り、質朴堅牢を專らとすべし。

建築の材料

校舎建築の材料には種々あり。煉瓦を以て最良となせども、本邦現時の經濟狀態に於ては、木造を以て最も民度に適するものとす。屋根には、瓦、木羽、藁、スレート葺等あり。防火上、保存上瓦葺となすを得策とす。窓戸は、外面風雨に暴露する方には硝子を用ふるを可とすれども、内面には日本紙を用ふるも可なり。

校舎の位置

校舎の位置は、校地の形狀及び地方風等の關係を有するを以て一定し難しと雖も、概して東南向又は南向を以て最

良とし、西南向之に次ぎ、東向、西向は不利にして北向最も不可なり。且なるべく道路に接近せず、少くとも六七間の距離を有するを可とす。

建築の様式は、和洋折衷式を利便とし、若し建築費の制限なくんば平屋建離散式を取り、各室を分離せしむるときは、管理上、訓練上の利便大なり。

校舎の形状にも種々あれども、一字形・二字形・三字形・四字形等を可とす。而して、二種以上の建物相並ぶときは、其の相互の間隔は、少くとも、光線の來る方向に在る建物の高さと同尺以上の距離あるに非ざれば採光を妨ぐる虞あり。

校舎内の間取りは、學級編制及び兒童の性別等に應じて多少の工夫を要すれども、概して正面を玄關とし、附近に教員室を設け、又圖書室、應接室、器械標本室、小使室を其の附近

校舎の形状

校舎内の間取り

に設け、其の他、順次普通教室、特別教室及び必要なる諸室を設くべし。

一、普通教室

(一)面積 兒童數の多少に依りて一定し難しと雖も、教師の方面よりは、管理上の利便を有し、兒童の方面よりは、教師の音聲及び黑板上の文字を容易に判別し得る範圍内に、其の座席を有するを要す。其の面積は幅三間乃至四間、長さ四間乃至五間を適當とし、且審美上の方式に従ひ稍、長方形なるを以て可とす。

教室内に於ける兒童の最前方の机は、教壇を距ること四尺以上、最後方の腰掛は後面の壁を距ること少くとも一尺五寸、最近の窓を距ること一尺五寸以上なるを要し、又机間の距離は中央に於ては二尺以上、其の他は少くとも一尺五寸以上とすべし、兒童に對する室内の牀面積は、一人平均

教室

面積及び設備

牀面

通風

三尺平方(二坪四人)より少からざる割合とし、天井は牀面より九尺以上、尙牀面は濕氣を避くるため、少くも地上二尺以上とすべし。教室の床には乾燥せる床板を用ひて十分相密接せしむるを要す。教室面の壁隅に前は三角形の棚を据えて、盆栽花瓶石膏像等を置き、黒板の上面又は左右の壁間には、偉人の肖像風景畫校訓格言又は地圖等を掲ぐるの用意あるべし。而して、若し講堂を設くること能はざるときは、豫め數教室を合併して之を代用することを得る設備となすを要す。

(二)通風 次ぎに吾人の呼出する氣中には、著しく炭酸瓦斯及び其の他の有毒性物質を含有するものなるが故に、教室は其の收容兒童に對して、常に十分なる新鮮の空氣を供給することを得ざる可からず。學者の計算に依れば兒童一人の要する新鮮なる空氣の量は、毎時約十二乃至十五立方メートルなりと云ふ。然れば、數十名の兒童を收容する教室に於ては、回轉窓の設備をなし、又教授の前

後には必ず窓戸を開放して空氣の流通を調節すべく、殊に一室内に數學級の兒童を集合せしめたる場合に於ては、二層之に注意するを必要とす。

若し空氣の交換を怠るときは、教室内の空氣は漸く汚濁に變じ、兒童をして頭痛眩暈等を起さしむるに至るべし。通常空氣の清濁の度は、其の含有する炭酸瓦斯の分量を標準として檢するものなるが、其の量千分の一至れば、人類に危害を與へ、千分の三乃至四に至れば、他の有毒性物質のために、人をして窒息せしむべしと云ふ。本邦小學校教室に於ける空氣が、千分の三に近き炭酸瓦斯を包含したることあるは、既に學者の實驗したるところなり。

採光

窓の面積

(三)採光 日光は衛生上に必要なものみならず、兒童の精神を爽快にし、學習に生氣を與へ、動作を活潑ならしむるものなるを以て、學校設備上、採光窓の裝置は、又極めて重要なものなりとす。採光窓の總面積は、少くも牀面積

光線の方向

の六分の一以上なるを要し、五分の一に達すれば満足すべし。窓の下縁は、床上凡そ二尺五寸とし、上縁は高く天井に接せしめ、且なるべく其の上部に回轉窓を設け、開閉自在ならしむべし。窓の下縁の高きに失するときは、採光及び通風に不利を來し、之に反して、低きに失すれば危険の虞あり。

教室の光線は、凡て兒童座席の左方より採るを以て原則とす。前面より來る光線は、明視を妨げ、且視力を害する虞あり。若し左方の光線のみにて不十分なるときは、更に右方より採光するも不可なしと雖も、其の際には、左方の光線よりも微弱なる補助光線たるに止むべきものとす。屋上より採る光線は、稍平均に兒童の座席に達するの利便あれども、窓の構造困難なり。

壁色

又餘りに強烈なる光線の直射は有害なるを以て、窓掛を設けて之を緩和すべく、若し之を設けること能はざる場合には、磨硝子を用ふるか、又は硝子に白ペンキを塗りて、白亜細粉を附し、又は白紙を張るべし。其の他、壁色及び窓掛の色も、室内の明暗に關係深きを以て、なるべく淡灰白色、淡黄色或は淡青色等の如き、暗黒に遠き中性色を用ふべし。又壁の破損汚穢を避けんがため、窓より下部二尺五寸乃至三尺を度として腰板を附するを可とす。

暖房

(四)暖房 教授上適當なる教室の溫度は、攝氏十五度乃至十八度とす。若し氣候甚だしく寒冷に過ぐるときは、暖房装置をなさざる可からず。暖房装置は、均一に溫熱を兒童の座席に與ふることを得、且諸種の有害瓦斯等を發することなきものを以て完全とす。

火鉢

されど小學校に於ては、暖爐又は火鉢を用ふるを常とす。火鉢は木炭の燃焼に依りて、炭酸瓦斯及び其の他の有害物を發生するのみならず、溫熱

の傳達不均一にして、且危険多しと雖も、經費の關係上尙使用するもの多し。之を用ふるには、豫め木炭を烈火となしたる後、室内に入るゝこと、及び兒童養護上の注意を怠らざるを要す。煖爐は、火鉢に勝ること大なれども、尙温熱を全般に傳達する装置、及び水蒸氣を發生せしめて、空氣の乾燥を防ぐ装置を必要とす。又兒童の座席は、少くとも火鉢又は煖爐より二尺五寸以上を隔つるを要す。

以上は教室の設備に關する標準なるが、尙左に文部省に於て調査せられたる教室の面積と、收容兒童數との割合を示さん。

室の大きさ	兒童數	室の大きさ	兒童數	室の大きさ	兒童數
長さ三間半 幅三間	三十八人乃至 四十二人以内	長さ四間半 幅三間半	五十六人以内	長さ四間半 幅四間	七十二人以内
長さ四間 幅三間	四十二人乃至 四十八人以内	長さ四間半 幅三間半	七十二人以内	長さ五間 幅四間	八十八人以内
長さ四間半 幅三間半	四十四人以内	長さ五間半 幅三間半	八十人以内		
長さ五間 幅三間	六十人以内	長さ五間半 幅三間半	八十八人以内		

特別教室

二、特別教室 特殊の設備を要せざれども、多少離隔したる教室を可とするものは唱歌教室なり。若し之を設くるを得ざるときは、講堂を代用するも可なり。裁縫教室は、之を疊敷にして女兒の作法教授等にも兼用せば利便多かるべし。其の他、手工教室、理科教室、圖畫教室等も事情の許す範圍に於て適當に之を設備すべし。

御影奉置所

三、御影及び勅語謄本奉置所 校地内一定の場所を選び、最も尊嚴に之を奉置すべし。校地内に堅牢なる石造又は煉瓦造の一棟を建設することを得ば最も可なれども、別に一室を選びて奉置するも可なるべく、講堂若しくは教員室の一部を劃して奉置する場合には、殊に鄭重にし、神聖に奉置する用意なかるべからず。

講堂

四、講堂及び屋内體操場 講堂は全校の修身講話、若しく

屋内體操場

は數學級の合同教授、其の他諸種の儀式を舉行するに必要なり。多數の兒童を一時に收容する場所なるを以て、若し之を階上に設くる際には、牀の構造を最も堅牢にすることを怠る可からず。階上に於ける講堂が牀の墜落のために、多數の兒童をして負傷せしめたる實例少からず。
屋内體操場は、最も質朴、堅牢なる構造たるを要し、其の牀は板敷となすを可とす。近時大都市に於ては、體操場又は運動場の一部をコンクリート・アスファルト若しくは煉瓦敷となすこと行はると雖も、衛生上、運動上却て不利なりとの説多し。又雨雪多き地方に於ては、兒童控所兼用として最も必要なるを以て必ず之を設くべし。若し講堂を設くることを得ざれば、屋内體操場の構造を稍鄭重にし、之を講堂兼用となすも不可なし。

圖書室、器械標本室

宿直室・教員住宅

昇降口

廊下

五、圖書室、器械標本室 教員室に接近して設くるを可とす。若し之を設くる餘裕なきときは、教員室を擴大なる一室に設け、其の一部に圖書室及び器械標本室を合併するも亦不可なし。

六、宿直室、教員住宅 便宜の位置に宿直室を設け、宿直室に近く小使室を設くべし。教員住宅は成るべく校地附近に設くるを可とすれども、多數の教員ありて、且部落多きときは、各部落に之を設けて教員を配置するを可とす。

七、兒童昇降口及び廊下、階段出入口 昇降口は常風の方角を避け、男女を區別して相對せしめ、履物及び傘置場を設くるも、尙餘裕十分にして混雜なきやう廣濶に設備すべし。廊下は凡べて片廊下となし、且舎内の北方に設け、**間内廊下**となすを以て原則とす、但し冬季雨雪侵入の恐れなき暖地

階段

にては、吹抜廊下となすも不可なし。廊下も亦簡易なる兒童控所となり、屋内運動の場所なるを以て、なるべく六尺以上の幅となすを可とす。

又二階建の校舎に於ては、必ず二個以上の階段を設備すべく、幅四尺五寸以上、蹴上げ五寸乃至六寸、踏面八寸乃至一尺とし、且勾配を緩くせんが爲に曲折構造とし、中間には踊場を設け、手欄を附し、階上の正面には採光窓を設くべし。

出入口

出入口は、一般に外開き戸又は引戸となし、餘り音響を發せざる装置をなし、各教室に必ず二個以上を附すべし。

便所

八、便所 便所は別棟とし、夏季常風の方面を避け、校舎及び井戸を距ること四間以上の地に設くべく、又屋根に近く通風窓を設け、天井を張らず、且周圍に常緑樹を植ゑて臭氣の發散を防ぐべし。便所の内溝は、不滲透物を用ひて之を作

校具

り、適當なる高さに採光窓を設けて、不潔に陥らざるやうに注意すべし。便所の數は男兒百人に付大便所二箇以上、小便所四箇以上、女兒百人に付五箇以上の割合を適當とす。

第三節 校具

小學校に於て備へ付くべき用具は、簡單にして其の用に適し、然かも堅牢なるものならざる可からず。徒らに高尚複雑なるものを具へ、若しくは外觀美麗なるも、高價にして脆弱なるものを具ふるか如きは、常に經費上の損失たるのみに止らざる可し。小學校に必要なる校具を大別して教授用具、教室用具及び雜用具の三種とす。

一、教授用具 教授上必要なる用具は、圖書類、器械類、標本

類の三となす。

(一) 圖書類 教科用書、教育諸法令、掛圖類、地圖類、辭書類、其の他の教師用

圖書館

教授用具

參考書を含む、漸次少年書類を蒐集して兒童圖書館を設け、又通俗的なる實業書類、社會に關する書類、法律、經濟、教訓に關する書類等を購入し、地方人民のために學校圖書館を設けて、之を開放するに至らば、社會教育上甚だ有益なるべし。

(二) 器械類 理科算術、地理等の教授上に必要な器具器械類を含む。先づ教授上最も重要なものを具へ、其の他は、なるべく教員の自から工夫製作したるものを保存するを可とす。

(三) 標本類 庶物標本、博物標本、地理歴史標本、其の他算術、手工、裁縫等の教授に要する標本亦少からず、是等も學校附近に於て蒐集し得らるるものは、出來得る限り、教員自から之を採取し、或は他校と彼我交換して漸次全きを圖るべし。

教室用具

二、教室用具 教室用具は、常に教室内に備へ付け置くべきものにして、大小黑板、教卓、教鞭、教壇、兒童用机及び腰掛、其の他踏み臺、水差等の小器具なり。

黑板

教卓・教壇

兒童用机・腰掛

(一) 黑板 黑板には固定黑板及び回轉黑板の二種あり。其の用材は朴、銀杏、檜等の乾燥したるものを以て最良とす。長さ六尺幅三尺二三寸とし、一教室毎に二枚を備へ、稍斜面に之を懸くべし。其の下端には溝を設け、白堊粉末の飛散するを受けしめ、兩端に教鞭及び黑板拭を懸くる装置あるべし。黑板の表面は純黒又は青黑色にして光澤なく、且之を拭拂するも其の色の脱落せざるを必要とす。

(二) 教卓・教壇 教卓は、普通の机より稍高く、教壇上約三尺の高さあるを要す。教壇は高さ六寸、幅四尺とし、長さは略、黑板と同じくすべし。又幼年兒童の板書に便ならしむる爲に踏臺を備へ置くべし。

(三) 兒童用机・腰掛 校具中、兒童身體の發育、健康に至大の關係を有するものを兒童用机及び腰掛とす。其の構造

善良なる机腰掛の條件

に就きては、種々の考案を用ひたるもの多く、獨逸に於ては既に二百餘種の様式を見るに至れりと云ふ、今兒童用机腰掛を選定するに方り、最も必要なる條件を擧ぐれば次ぎの如し。

甲、教育的條件

- イ、起立着座共に容易靜肅にして、教授の妨害をなさざること。
- ロ、机及び腰掛共に、牀面に定安し、教室内の整頓を妨げざること。
- ハ、兒童の學習に便にして、學用品の出入、整頓に利便なること。
- ニ、兒童の起立又は着坐に際し、隣席を妨げざること。
- ホ、教員の机間巡視を容易にし、且各兒に直接の指導を與へ得ること。

乙、衛生的條件

- イ、兒童をして正しき姿勢を保たしめ得ること。
- ロ、兒童の動作に窮屈を感せしめざること。
- ハ、掃除清潔に利便なること。

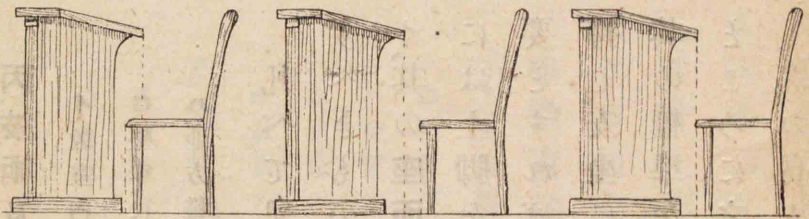
丙、技術及び經濟的條件

- イ、教室内にて多くの面積を占領せざること。
 - ロ、堅牢にして且廉價なること。
 - ハ、地方職工の手にて容易に製造し得ること。
- 凡べて兒童用の机及び腰掛の高さは、兒童の身長に應ずべきものにして、腰掛の高さは下脚の長さより稍短かく、其の座面の幅は上脚の長さに従ふべし。蓋し着坐の際には上脚を座面に載せ、兩下脚は之を床面に達するを必要とすればなり。又腰掛の倚靠は、腰椎骨及び胸椎骨を支持し、安坐に便ならしむるものにして、嘗て文部省に於て其の標準を示されたれども却つて座面より一尺以上のところに之を設くるを可なりとするが如し。

机面の高さ及び傾斜

机・腰掛の高さ

机の高さは、兒童をして腰掛に坐して、上膊を鉛直に垂



無距離

陽距離

陰距離

れしめ、其の肘關節より腰掛面までの距離に、三乃至四センチメートルを加へ、之に腰掛の高さを加へたるものを以て標準とすべし。机の表面は、之を平面となすべしとの説と、斜面となすべしとの兩説ありと雖も、若し經費上の都合悪しからざる時は、前方に三寸以内の平面(筆等の置場)を作り、其の面内を斜面とするを可とす。傾斜の角度は十二度乃至二十度を以て適度とすること學者の定説なり。机腰掛は一人用のものを以て最も可なりとなせども、經費の關係及び教室内面積の關係より二人用を備ふるもの多しなるべ

机腰掛の距離

く一教室内に高低數種を具へ兒童の身長に従つて適當のものを給すべし。机の内端と腰掛座面の前端との距離に就きては、其の間全く相離るゝことなく、即ち其の水平距離、零なるときは、之を無距離と云ひ、若し兩者相離れて距離を生ずるときは、之を陽距離と云ひ、相互の一部相重なるときは、之を陰距離と云ふ。此の位置は兒童の姿勢に著しき關係を有するものな

正しき筆寫の姿勢



不正な筆寫の姿勢



れば、教員は、常に児童をして陰距離に於て筆寫せしめ、静坐の際には、常に之を無距離となさしむることに留意し、又時々注意を與へて、机腰掛の位置を正しくせしむべし。

嘗て文部省に於て制定せられたる施行規則附録の机腰掛の標準は、既に廢止せられたるものなれども尙十分參考の價值あるを以て左に之を掲ぐべし。

項目	一號	二號	三號	四號	五號
身長	一〇〇以上 一〇〇未滿	一一〇以上 一一〇未滿	一二〇以上 一二〇未滿	一三〇以上 一三〇未滿	一四〇以上 一四〇未滿
机ノ高	一五、五〇	一七、〇〇	一八、五〇	二〇、〇〇	二一、五〇
机ノ幅	一二、〇〇	"	"	"	"
机ノ長 (二人掛)	三〇、〇〇乃至 三六、〇〇	"	三六、〇〇	"	"
腰掛ノ高	八、六〇	九、四〇	一〇、二〇	一一、〇〇	一一、八〇

腰掛ノ幅	腰掛ノ長 (二人掛)	倚用		靠用
		男兒	女兒	
八、二〇	二六、〇〇乃至 三二、〇〇	横木の高 五、〇〇	第一横木ノ高 四、〇〇	第二横木ノ高 一〇、〇〇
九、〇〇	"	五、四〇	四、四〇	一〇、八〇
九、八〇	三二、〇〇	五、八〇	四、八〇	一一、六〇
一〇、九〇	"	六、二〇	五、二〇	一二、四〇
一一、四〇	"	六、六〇	五、六〇	一三、二〇

(身長欄の數字はセンチメートル、括弧内及び机の高さ以下の數字は寸)

雑用具

三、雑用具 雑用具は、上述の校具の外、校務に必要なものにして、門札、國旗、教員机、時計、寒暖計、報時器、提燈、宿直用具、消防用具、火鉢等を含み、其の種類甚だ多し、各實用に適切なものを備へ付くべし。

第四節 學校園

學校園は學校に於ける諸種の教授に生きたる材料を供給し、児童をして自然物に接近して、自ら之を觀察せしめ、自

學校園

學校園の區分

然を樂み勤勞を愛好する習慣と美感とを養はしむることを得べく、教育上最も必要なるを以て、文明國中には法令を設けて之が設備を強制するものあり、即ち白耳義に於ては果樹及び園藝を以て小學校の必修科となし、更に法令を以て、各小學校には、少くとも一「グローセ」約一反歩の學校園を附設せざるべからずと規定し、其の他、佛蘭西及び加奈太に於ても、亦法令を以て之が設備を強制せり。

小學校に於ける學校園の面積は、三百坪内外を有することを得ば十分なりと雖も、經濟上の關係及び兒童數の多少に依り、百坪乃至二三十坪にても不可なりとせず。而して之を設くるときは、其の面積に應じ、適宜之を區劃して、**植物園・蔬菜園・花園・果樹園・樹林園・農業園**等とし、學術上、工業上の有益なる植物より、農業上の作物に至るまで、漸次之を栽培し、

管理

尙校地内の空地、運動場の一部等を利用し、四季の花弁等を植えて美觀を添へ、其の他、池を穿ちて魚類を放ち、蜜蜂家禽等を飼養せしむることを得ば、一層有益なり。學校園の管理については、兒童の受持區域を定め、互に協力して、之が整理の任に當らしめ、尙學校園日誌を備へて、天候、作業及び觀察事項を記入せしむべく、其の生産物は、勉めて之を教授上に利用するの外、花卉は以て教室の裝飾に供し、種子、果實等は或は教員・兒童共に之を試食し、或は之を兒童に分配して家庭に持ち歸らしめ、其の收穫の稍、多きものは之を賣却するが如く有益に之を處分すべし。

第五節 諸設備の保管

以上校地、校舍、校具等は、學校長に於て、常に當直・宿直を定めて、其の取締をなすべきものなるが、なほ此等の諸設備は

學校の保管

非常變災の場合を除くの外、小學校の目的以外に之を使用
することを得ざるを本則とすれども、尙教育・兵事・産業衛生
慈善等、公益上の目的のため特別の必要あるときは、其の使
用を妨げざるものとす。

〔參照〕(令)

第三十條

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

第三編 學校衛生

第一章 學校衛生の必要及び範圍

學校衛生とは、兒童及び教員が學校生活のために被むる
身體上の危害を豫防し、其の發育健康を保護する方法を講
ずるを云ふ。蓋し兒童の身體は、尙軟弱なるを以て、外來の刺
激に犯され易く、之に加ふるに學校生活は多數の集合なる
を以て、健康を害する諸種の誘因家庭よりも甚だ多く、其の
他、學校生活は、一方に於ては規律稍嚴にして他方に於ては、
學業の負擔漸く重く、兒童の精神を刺戟すること少からず。
學校衛生の忽諸に附すべからざること言を俟たずして明
かなり。

學校衛生の範圍は、頗る廣漠なるが如しと雖も、凡そ之を

學校衛生の意
義及び必要

學校衛生の範
圍

左の四項に概括することを得べし。

- 一、學校設備に關する衛生
- 二、學校生活に關する衛生
- 三、學校兒童に關する衛生
- 四、教師の衛生

第二章 學校設備に關する衛生

第一節 學校清潔法

學校清潔法

小學校設備上の衛生に關しては、採光、通風、煖房、机及び腰掛等の注意を以て、其の主要なるものとなす。而して是等は既に其の設備に關聯して前篇に於て詳述したるを以て、本篇に於ては主として學校清潔に關する方法を説明せん。蓋し校舎の設備如何に完備するも、常に之が清潔を保つ

に非ざれば、衛生上有害なるのみならず、校舎の保存上亦不利なること大なればなり。

學校清潔の實施に就きては、近時兒童をして之を爲さしむることの衛生上有害なることを主張するものなきに非ざると雖も、概して病菌等少き地方に在りては、便所、其の他の特殊の場所を除くの外は、兒童をして之を洒掃せしむるは、經濟上及び訓練上亦有益なるが故に、衛生上適當の方法に依りて之を行ひ、以て清潔、整頓秩序等の良習慣を養成するを可とす。されど大都市に於ては、諸種の病菌の散布甚だしきを以て、小使をして洒掃の任に當らしむべし。

明治三十年文部省の訓令せられたる學校清潔法は、即ち清潔の標準を示せるものなり。左に其の全文を掲げん。

學校清潔方法

(明治三十年文部省訓令第一號)

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及ビ浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

一、教室及ビ寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ヅ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及ビ階段ヲ潤シ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フベシ但シ掃除ノ爲メニ室内ヲ潤スハ生徒ノ再ビ入ルマデニ十分乾燥シ了ルヲ度トス

二、教室及ビ寄宿舎ニハ其ノ人員ニ應ジ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其ノ他棄却物ハ必ズ紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ズ唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムベカラズ

紙屑籠及ビ唾壺ハ毎日之ヲ掃除スベシ

三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁ズベシ但シ止ムヲ得ザル事情アリテ特ニ之ヲ許ス時ハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラザルコトヲ務ムベシ

四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應ジ靴拭ヲ備フベシ

五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セ

シムベシ

六、便所ノ尿溝及ビ注壁等ハ毎月一回水ヲ以テ洗ヒ閘房ハ濕布ヲ以テ拭フベシ

樋箱ニハ成ルベク蓋ヲ設クベシ

七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿俺酸加里粗製格魯兒滿俺(以上百倍乃至三百倍)硫酸鐵泥炭末木炭末乾燥土粉灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラズ汲取ラシムベシ

八、食堂炊事場浴室洗面所洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通ジ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且ツ掃除ヲ怠ルベカラズ殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤シ食後ニハ濕布ヲ以テ其ノ食卓等ヲ拭フベシ

九、芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラズ搬送セシムベシ

十、下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場浴室洗面所洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フベシ

十一、庭園體操場遊戯場簷下緣下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムベシ

乙 定期清潔方法

- 定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ其ノ他ノ長休ニ際シ行フモノトス
- 十二、先ヅ教室寄宿舎内等ニアル机腰掛・寢具・戸棚等ヲ室外ニ出シ戸障子・窓懸等ヲ外シ敷物ヲ剥ギタル後如露ヲ以テ牀板及ビ廊下ヲ潤シ天井・四壁・牀板・廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ拭洗スベシ但シ汚染殊ニ甚シキ部分及ビ器具等ハ熱湯汁若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スベシ
- 十三、簷下・牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及ビ簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スベシ
- 十四、寢具・窓懸・敷物等ニシテ洗濯シ得ベキモノハ之ヲ洗濯シ其ノ洗濯シ得ベカラザルモノハ先ヅ其ノ塵ヲ掃ヒ書物・文具ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スベシ
- 十五、器具・寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラザレバ室内ニ持込ムベカラズ
- 室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及ビ日光ヲ通ゼシムベシ

十六、牀板壁面等ニ罅隙アルモノハ此ノ際之ヲ填塞シ風抜穴・煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スベシ

十七、浴室洗面所・食堂・炊事場・生徒控所・雨中體操場・便所・下水・芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此ノ際盡ク修理ヲ加ヘ且ツ大掃除ヲ行フベシ

丙 浸水後清潔方法

- 洪水ノタメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スベシ
- 十八、水ニ浸サレタル校舎殊ニ寄宿舎ノ建具・牀板等ヲ取外シテ空氣ヲ通ジ且ツ牀下ノ汚物・泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火・火鉢等ヲ用ヒテ十分乾燥セシムベシ
- 十九、建具・牀板・校具・腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムベシ
- 二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ず數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スベシ但シ開校後一箇月間ハ必ず其ノ水ヲ煮沸シテ飲用スベシ
- 二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ゲタル各項ヲ適宜應用スベシ

第三章 學校生活に關する衛生

第一節 兒童の姿勢

學習の姿勢

兒童若し不正の姿勢を以て、永く課業に従事するとき、自然に骨骼の畸形を呈するに至るべきは免れざるところなり。即ち机面の餘りに低きものを用ひ、又は机腰掛が陽距離の場合に於てのみ永く課業に従ふときは、胸腹部を壓迫すること多きを以て、呼吸及び血行の機能を妨げ、且脊椎曲症に陥るに至るべく、若し又、腰掛餘りに高きときは、下脚懸垂のために疲勞を感じること大なるのみならず、上脚は自づから之がために牽引せられて、遂に大腿骨彎曲症に罹ることあり。然れば、教授中に於ける兒童の姿勢に注意し、常に正しき姿勢を保たしめ、漸次慣習をなすに至らしめざる

可からず。

着席の姿勢

着席の姿勢 上體を眞直にし、頭を正しく据え、胸部を張り、下腹に少しく力を入れ、腰部は深く腰掛の座面に掛け、背部を軽く倚靠に接し、兩足を正しく牀上に併置し、兩手を股上に置き、前方に着目するものとす。若し書籍を読むときは、兩手にて其の下部を支へて、少しく前方に傾け、兩眼と紙面との距離を約一尺二寸位ならしむべく、書寫の際には、机と腰掛との位置を陰距離とし、肘を張ることなくして紙面の一端を支へ、背部を少しく倚靠より離すべく、概して、右盤又は紙面の内端を机面の内端に並行に接せしむるを以て可なりとす。

起立の姿勢 上體を着席の際の如くし、兩足を揃へ、兩手を自然に垂れ、頭を正しくすべし。

又兒童をして永く同一の姿勢をなさしむるときは、疲勞を來し易く、従つて不正の姿勢を取るに至るべきを以て、教授の形式の變化に伴なひ、適宜に兒童を活動せしめて、なる

二分間體操

へく姿勢に變化あらしむべし、所謂深呼吸又は二分間體操の如きは、永く同一の姿勢に在るがために生ずる疲勞を防ぎ、併せて又不正なる姿勢を正し、健康の増進に資すること多し。

第二節 教授の開始及び休憩

近時疲勞問題研究の進歩に従ひ、小學校に於ける日課表に關する論究甚だ盛なるに至れり。蓋し兒童の疲勞を僅少ならしめ、以て教授の能率を大ならしめんと欲せば、教授學及び心理學上以外更に之を衛生學上より考察して、適當なる措置をなさざるべからず。今左に教授の開始時刻及び休憩時間に關する事を論述せん。

教授開始の時刻

一、教授開始の時刻 兒童は、其の年齢に應じて、一定の睡眠・休憩・遊戯等の時間を要するものにて、従つて強制的の學

習、課業は其の餘裕の時間に於て之を爲さざる可からず。然るに、兒童幼弱なれば、睡眠・休憩・遊戯等の時間を要すること益多きを以て、餘り早朝に授業を開始するときは、兒童をして起床後直ちに昇校せざるを得ざらしめ、従つて第一時に於ては、未だ十分に心意の覺醒を來さざる虞あるのみならず、通學路程の遠きに從ひ兒童は益、早朝に起床せざる可からざるを以て、従つて、睡眠時間を減縮し、健康に影響を及ぼすこと頗る大なるに至るべし。故に地方小學校に於ける授業開始の時刻は、夏季に於ては、午前八時、冬季に於ては、午前九時より早かる可からず。學校に於ける課業と共に、家庭に於ける兒童の復習、其の他の課事の如きも、從らに多く之を強制することなく、睡眠其の他兒童の心身發達の程度に必要な時間數を考へ、而して後に其の餘を之に配當すべき

休憩時間

ものなり

二、休憩時間 元來兒童疲勞の度は、午前に少くして、午後に多きを加ふるを以て、小學校に於ける教授は、なるべく其の疲勞の少なき午前の方に於て終結し、午後に於ては、専ら游泳、散步、氷滑、其の他の作業のみを課すべしとの意見あり。現に獨逸の或地方に於てはこの制度を實施せり。即ち各教授の中間には、僅に五六分間の用便に必要な休憩時間を設くるのみにて、教授を繼續するものにして、之を名けて**不分教授**と云ふ。勿論兒童疲勞の度は、午後に至れば、午前よりも増大することは事實なりと雖も、其の中間に少しく長き休憩時間を設くるときは、多少の回復を來たすものなるを以て、此の不分教授に對しては、反對の議論甚だ多し。休憩時間の必要なることは左の諸點より之を確認することを得

休憩時間の必要

べし。

- (一) 兒童の課業に於ける誤謬の量は、休憩前よりも、休憩後に於て少きことは、實驗上明白なる事實なり。
- (二) 永續する課業に於ては、兒童の下體先づ疲勞するを以て、正しき姿勢を保つことを得ず。又呼吸作用減殺せられ、眼筋は多少固著せられて、其の調節作用を鈍くするを以て、其の間に休憩時間を設け、兒童を室外に誘出して、呼吸及び循環の機能を促進せしめ、且視線を遠方に轉せしめ、眼筋の調節作用を促すの必用あり。
- (三) 教室内の空氣は、兒童の呼吸のために混濁するを以て、時々教室を開

放し兒童を室外に誘出して、十分室内の換氣をなす必要あり。

各教授時間の中間に於ける**休憩時間の長短**につきては、或は各時十分にて足れりとするものあり。或は年齢に従ひ、六歳前後の兒童には各時四十分、九歳前後には三十分、十二歳前後には二十分、十五歳の兒童には十五分の休憩を與ふ

休憩時間の長

べしとするものあり。諸家の研究未だ歸一するに至らずと雖も、概して最初の第一時の後には休憩を少くし、漸次教授を重ねるに従ひて、其の時間を増加すべしとの意見に對しては、異論少きものの如く、エルサス・ロドリゲン州に於ては、第一時の後には五分、第二時第三時の後には各十五分、第四時第五時の間には各二十分と定め、又フリードリッヒ・リヒテルは、次ぎの如く之を定め、多數の教育者衛生學者の贊するところとなれり。

教授時間	午前八時	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時
	五〇分	五〇分	五〇分	四五分	四五分	
休憩時間		一〇分	一五分	二〇分	三〇分	

休憩中の動作

本邦にては、學校に於て午前午後の中間に喫食する慣習なるを以て、此の間には凡て一時間の餘裕を與へ、兒童をし

宿題

文字

て安靜に食物を咀嚼せしめ、食後に於ても心身を安んずるに於ては、消化を促進せしむべく、而して、其の後の休憩時間に於ては、激烈に互らざる遊戯をなさしむるに止むべし。又概して休憩時間には、兒童に何等強制的の課業を課することなく、大氣中に出で、自由に過激ならざる遊戯をなさしめ、夏季は綠蔭に於て逍遙散步せしめ、又は輕快なる遊戯をなさしむるを以て、最も心身疲勞の回復に適するものとす。又、放課後及び日曜休日に於ける休息遊戯等も、兒童の疲勞回復に取りて、極めて緊要なるものなれば、學校又は家庭が、課業以外に、過度の復習若しくは宿題を強制的に課するが如きは、大に慎まざるべからざる事とす。

第三節 教授上の文字

讀本其の他諸教科書の紙質及び文字の大小は、兒童視官

の養護上最も關係多きを以て、嘗て文部省に於ては、其の文字と印刷に關する標準を定めて制限したることあり。國定教科書以外の書類を用ひ、併せて家庭に於ける自習用書を選ばんとする場合には、最も意を用ひざる可からず。而して、又教室の窓掛を用ひて日光の直射を防ぎ、黑板に書する文字の如きも、なるべく之を大にして、方二寸を下らざるべく、其の他、視力薄弱なる兒童には、適當なる座席を與ふる等諸般の用意を怠るべからず。

第四章 學校兒童に關する衛生

第一節 學校病

兒童は學校生活のために、諸種の影響を被むり、種々の疾病を誘發することあり。之を學校病と稱す。然れども其の病

學校病

勢緩慢なるものは、教員兒童共に之を覺知せざることあり。近時有名なる醫學者アキセルケーの實驗に依れば、學校病に罹れる兒童數は意外に多しと云ふ。學校病と認めらるゝもの左の如し。

脊椎彎曲症

※
脊椎の彎曲については、其の突角の側によりて前後左右の名稱を附す

近視眼

トラホーム

一、脊椎彎曲症 不完全なる机腰掛の使用、又は不適當なる使用法の永續せる結果、不良なる姿勢慣習となり、前後屈及び左彎右彎の如き畸形に陥るなり。常に適當なる机腰掛を用ひ、又常に之を正しく使用せしむること、に注意して、正當なる姿勢を保たしむることを怠る可からず。

二、眼疾 學校病中最も多きものを近視眼及びトラホームとす。近視眼は採光の不十分、机腰掛の不適當、兒童姿勢の不良、細小なる文字の読み書き等の原因より發生し、上級に進むに従ひ、著しく増加す。然れば、教員は兒童をして時々視線を遠方の物體に轉換せしむるの外、常に上述の諸原因を除去することに注意すべし。

トラホームは、多數雜居して、相觸接する機會多く、風塵の飛揚甚だしき

聽力減弱

頭痛・鼻血

呼吸器病

消化不良

神經衰弱

學校等に在りては、比較的に傳染迅速なる眼疾なり、常に健康兒童とトラホーム患者とを區別し、直接に相觸接せしむることなく、又器具・書籍等の貸借混用を禁じ、日々患者に醫療を加へしめて撲滅を期せざるべからず。

三、聽力減弱 諸種の耳疾を覺知せざる間に、漸次亢進して、聽力甚だ減弱するに至るものあり。

四、頭痛・鼻血 室内の温度高きに過ぎ、又は多數の兒童一室に密集して、換氣不十分なる時に發生す。

五、呼吸器病 不潔なる空氣の吸入、又は呼吸生活力の減弱より起る、清新なる空氣の流通及び正當なる姿勢の保持に注意すべし。

六、消化不良及び腹痛胸痛 食物の咀嚼不十分、運動の不足、姿勢の不良等より生ず、食事の際には、十分注意して、咀嚼せしめ、尙食後は少時安靜の位置に居らしむべく、急に激烈なる運動をなさしむ可からず。

七、神經衰弱 課業の過重、學習の過度の結果、漸次食慾の減少、身體の倦怠を來し、不眠症に陥ることあり、務めて、新鮮なる大氣中にて適度の運動をなさしめ、又課業の自修、宿題等の過重等を避けざる可からず。

傳染病

八、其の他諸種の傳染病

第二節 學校傳染病の種類及び豫防、消毒

學校の如き多人數の常に集合する場所に於て、殊に恐るべきは傳染病なり。傳染病の種類甚だ多く、之が豫防及び消毒の方法複雑なり。左に之に關する文部省令を掲げん

學校傳染病豫防規程(大正八年八月文部省令第二十九號)

- 第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ
- 第一類 痘瘡、實布埤利亞、猩紅熱、發疹室扶私、ペスト、赤痢、虎列刺、腸室扶私、バラチブス、流行性腦脊髓膜炎
- 第二類 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘
- 第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩
- 第四類 トラホーム其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病
- 前項ニ掲クル疾病ノ疑似症ニ對シテモ必要ニ依リ本令ヲ適用ス
- 第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其

ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又
一保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書中學校豫科及高
等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ
否ヤヲ記入スヘシ

第三條 第一條ニ掲クル傳染病ニ罹リタル職員生徒兒童等ハ治愈シタ
ル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス但シ第三類中ノ肺喉頭以外ノ結
核又ハ第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處
置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ此ノ限
ニ非ス

第四條 職員生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家
ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ豫防處置施行ノ狀況及
其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニ非サ
レハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 職員等學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病者又ハ其ノ疑アル
患者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告ス
ヘシ學校長ハ必要ト認ムルトキハ學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲ク
ル處置ヲ爲スヘシ

一、第一類ノ傳染病ナルトキハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村
長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二、第二類ノ傳染病ナルトキハ患者ノ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當
ノ處置ヲ爲スヘシ

三、第三類ノ傳染病ナルトキハ肺喉頭以外ノ結核ニシテ學校醫ニ於
テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞
ナシト認メタル者ノ外ハ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ
爲スヘシ

四、第四類ノ傳染病ナルトキハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置
ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ニ對シ
テ昇校ヲ許スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ之ニ對シテ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第六條 學校内、學校所在地及其ノ近傍若ハ生徒兒童等ノ通學區域内ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外、學校長ニ於テ全校若ハ其ノ一部ヲ閉鎖スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第七條 學校所在地若ハ其ノ近傍ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第八條 生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ其ノ地域ヨリ通學スル生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得
前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス
前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第九條 學校ノ寄宿舍ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一、初發ノ場合ニハ病名發病ノ日、患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置、其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ遲滞ナク報告スヘシ

二、續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病不明トキハ診斷決定ノ日)、患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置、其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ報告スヘシ

三、前二號ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡、其ノ他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ

第十條 本規定中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十一條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

- 一、消毒方法ハ左ノ五種トス
 - イ、燒却
 - ロ、蒸汽消毒
 - ハ、煮沸消毒
 - ニ、藥物消毒
 - ホ、日光消毒
 - 二、以下各消毒方法に適する物品及びこれが注意、藥物使用の方法等を細定し、尙ほ消毒方法の應用に當り傳染病の種類に應じて採るべき項目を掲げたれど、學校醫の職務執行に關する事項なるを以て略す。
- 第十三條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

第三節 救急療法

救急療法

小學校に於て兒童若し不慮の傷害を受け、又は不時の疾病に罹かるときは、醫師の來診するまでの間に於て、教員は先づ出來得るだけの應急手當を爲さざるべからず。其の方法に就きては、學校醫より實際的に傳習し、且必要なる藥品及び機械等を具ふるを要す。今救急療法を施し得べき二二三の場合を擧ぐれば次ぎの如し。

- (一)骨傷脱臼 打撲又は高所より落下したる時に生ず。此の場合には、上肢ならば三角繃帯を施し、下肢ならば之を延ばし、患部を安靜になし置くべし。患部に劇痛あるときは、手拭等を疊みて戴かせ、其の上に氷嚢を置くべし。
- (二)出血 動脈出血ならば最も危険なるを以て、直ちに綿を以て局部を壓迫し、其の上を布帛にて緊迫すべし。靜脈出血は血液の暗紅色なるを以て識別し得べし。清潔なる冷水にて局部を洗ひ、其の上を布帛にも緊迫すべし。
- (三)毒創 毒蟲、狂犬の咬傷を受けたる時は、直ちに三十倍の石炭酸水又は沸騰水を冷却したるものに、少量のアムモニアを加へて、局部を十分洗滌すべし。
- (四)中毒 多量の水を飲用せしめ、又は指頭を咽頭に挿入して、なるべく嘔吐を促すべし。
- (五)火傷 火傷部に油液を塗擦し、布帛にて靜かに其の上を蔽ふべし。
- (六)鼻血 冷水を鼻腔中に吸引せしめ、又は棉花を以て鼻孔を栓塞すべし。

し。

(七)嘔吐 吐瀉物は必ず器物に受け、消毒すべし。

學校に於て、救急上備へ付くべき必要なる藥品及び器械左の如し。

救急用藥品器械

- (一)二十倍及び五十倍の石炭酸水又は千倍の昇汞水
五十倍の石炭酸水は、負傷の箇所を洗ふ用に供し、二十倍のものは、吐瀉物其の他傳染の虞ある不潔物の消毒用に供す。石炭酸は温湯を以て溶解し得べし。千倍の昇汞水は、其の價廉にして、消毒防腐の効遙かに石炭酸に勝るも、劇毒の藥品なれば、小學校に於て備へ置くことは危険なるべし。
- (二)百倍炭酸、オレーフ油百瓦
右は火傷の節、先づ冷水を以て能く火傷部を洗ひ、暫く冷したる後此の油を塗布し、其の上を油紙にて覆ひ、繃帶を纏ふべし。

(三)生石灰五「ポンド」

右は三倍に溶解し、吐瀉物、喀痰等の消毒用に供す。

(四)英吉利斯絆創膏一卷

右は擦傷等を生じたる節、先づ其の局部を防腐し、其の上に貼付するものなり。

(五)晒木綿

右半反長さのものを四ッ裂、五ッ裂又は八ッ裂に爲し、繃帶に用ふ。(三角繃帶を用意するも亦可なり。)

(六)脱脂紗綿二反

右の五寸乃至一尺に切りたるものを五十倍の石炭酸水にて煮、常に之を貯へ置き、必用に臨み、絞りて創傷の局部に當て、上に油紙を覆ひ、其の上に繃帶を纏ふべし。(千倍の昇汞水にて製したるもの亦同じ)

(七)晒綿花

右は創傷に繃帶を施す節、其の局部を包被するに用ふ。

(八)亞麻仁油紙

- 右は創傷部の上、若くは石炭酸「ガーゼ」等の上を覆ふに用ふ。
- (九) 太き護謨管三尺
- 右は大出血の際、上部の大血管壓迫して、止血するの用に供す。
- (十) イルリガートル若くは水銃一箇
- 右は創傷を洗滌するに用ふ。
- (十一) 鉢及石炭油明罐數箇
- 一は藥液を入れ、一は汚物を容るゝに供す。
- (十二) 鉢及び毛拔

第四節 身體検査及び學校醫

身體検査

一、**身體検査** 兒童身體の健康及び發育の状態を知悉することは、教育上極めて必要なることなりとす。然れば小學校に於ては、毎年一回以上、兒童の身體検査を施行し、其の成績を前年の成績又は他の同年齡兒童の標準體格と比較對

照して教育上の参考とし、或は直ちに之を兒童に知らしめて教訓の料とし、或は之を父兄に傳へて、家庭の参考に供すべし。

學生生徒兒童身體検査規程

(大正九年七月文 部省令第十六號)

學生生徒兒童身體検査規定

- 第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得
- 監督官廳又は學校長に於て必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得
- 第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ
- 學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
- 學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育身長、體重、胸圍、概評
- 二 榮養
- 三 脊柱
- 四 視力及屈折狀態
- 五 色神
- 六 眼疾
- 七 聽力
- 八 耳疾
- 九 齒牙
- 十 其ノ他ノ疾病及異常
- 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得

色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神並聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ、四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ忽ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ、兩踵ヲ密接シテ直立シ、兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ、頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ、又女子ニシテ鬚アル者ハ小桿ヲ鬚下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除

去スヘシ

四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ、乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸ノ終レル時ヲ測定スヘシ、乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四助間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス

五 發育ノ概表ハ別ニ定ムル標準ニ據リ、甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス、六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ、其ノ佳良ナルヲ甲トシ、不良ナルヲ丙トシ、其ノ中間ナルヲ乙トス

七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ、彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス、其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ、自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ、然ラサルモノヲ強トス

八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ、兩眼ヲ各別ニ検査シ、裸眼視力ヲ記入スヘシ、裸眼視力一〇以上ナルヲ正視眼トス、屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ、弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

九色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
十聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ
十一齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ
十二其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊
ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚
病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、ヘルニヤ、神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘ
シ
十三監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上
特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス
第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體
検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ
但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ
別票ヲ用フルモノトス
第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルト
キハ之ヲ身體検査票ノ裡面ニ記入スルモノトス 繼續的監察ノ場合

亦同シ

他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體檢
査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ 身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘ
シ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其
ノ保護者ニ示スヘシ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學、又ハ治療保
護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特
ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體檢
査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ
在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ
地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限り
文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體
検査ニ關スル規定ヲ準用ス 但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコト

ヲ得
 第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

發育概評決定標準 前に掲げたる規程第四條第一項第五號の發育概評の決定は、更に大正九年文部省訓令に依り、左の標準に據るべきものと定められたり。

七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育標準表ニ照シテ當該年齢ヨリ一年々長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年々少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルモノヲ丙トス
 表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身長	體重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身長	體重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
七 年	三・五二	四・六六〇	一・三二二	三・四八	四・五〇〇	一・二一九
八 年	三・六七	五・一三〇	一・四〇	三・六二	四・九一〇	一・三三六
九 年	三・八二	五・六〇〇	一・四七	三・七七	五・三八〇	一・四三
十 年	三・九七	六・一〇〇	一・五四	三・九二	五・九〇〇	一・五一一
十 一 年	四・一二	六・六五〇	一・六一	四・〇八	六・四八〇	一・五九
十 二 年	四・二五	七・二三〇	一・七〇	四・二四	七・二〇〇	一・七〇
十 三 年	四・四一	七・七七〇	一・八一	四・四六	八・二〇〇	一・八四
十 四 年	四・六〇	八・九七〇	一・九五	四・六〇	九・二六〇	二・〇一
十 五 年	四・八三	一〇・三三〇	二・一四	四・七五	一〇・三九〇	二・一九
十 六 年	五・〇四	一一・八六〇	二・三五	四・八四	一一・三九〇	二・三五

學校醫

二、學校醫 學校衛生に關する諸種の施設を完全にし、兒童の危害をなるべく減少して、有爲強健なる國民を養成せんがために、明治三十一年勅令を以て、市町村立小學校に學校醫を置くことを制定し、尙其の資格を定められたるが、更に又文部省令を以て、學校醫の職務規程を定め、小學校衛生の改善進歩を期しつゝあり。同令に依れば、學校醫は少くも毎月二回、教授時間内に當該學校に至り、又學期始又學年末に於ては、特に臨校して衛生上の視察をなし、其の調査事項を視察簿に記入すべきものとす。

學校醫視察要項

學校醫視察の項目は、(一)校地建物設備の衛生、(二)校具の衛生、(三)教授の衛生、(四)運動、(五)職員生徒兒童の健康、(六)病者虛弱者、精神薄弱者の養護、(七)清潔、(八)飲料水、飲食物に關する事項等にして、尙生徒兒童の身體の検査をなし、傳染病發生の場

合には、諸般の注意を學校長に申告すべきものとす。

(參照) 學校醫職務規程大正九年二月文部省令第七號

第五節 病弱兒童に對する養護

病弱兒童

兒童に對して施すべき衛生的施設中に於て、殊に注意すべきものは、病弱兒童なり。是等の兒童は、其の身體上の障害より、延きて心意の活力不十分なるを以て、到底健全なる兒童と同一に學習し、運動するに堪へず。然るに、強ひて之を同一に取扱ふときは、心身の疲勞益甚たくして、容易に回復すべからざる状態に陥るべし。然れば、是等の兒童に對しては、一方に於て特に注意して其の教材を輕減し、教授時間を減縮し、一層家庭に於ける復習・自習等の課題を軽くし、出來得る限り、其の學習上の負擔を減ずべく、他方に於ては、最も規律的に、過激ならざる遊戯・運動を課して心身の發育を補

助せざる可からず。然れども、其の最も適當なる教育法は、此の如き病弱兒童は、之を學校と病院とを兼ねるが如き特殊なる教育所に收容して、特殊なる取扱を爲すにあり。

林間學校

獨逸に於ける林間學校の如きは即ち是なり。林間學校とは、肺病、腺病、心臟病、貧血症等の如き病弱兒童にして、其の未だ醫療を要するに至らざる程度のもを、夏季の初に於て各小學校より收容し、空氣清潔なる森林中の假校舍に於て教育するものにして、其の校舍は窓甚だ多く、十分日光と空氣とを導くに足るものなり。兒童の定員は、一學級二十人乃至三十五人とし、教授は二十五分毎に休憩時間を設け、毎日二時乃至二時半を越ゆることなく、且なるべく滋養ある食料を與へ、休憩時間に於ては自由に林間に運動作業をなさしむ。かくて夏季の靜養期を終れば、再び以前に就學したる小學校に復校せしむるものにして、此の取扱は心身上共に極めて有効なる結果を收めたりと云ふ。

休日植民

次に病弱兒童に對する特殊なる施設は休日植民なり。

休日植民とは、主に夏季休業中、下流社會の榮養不良の兒童又は病弱兒童を收容し、山間、海濱、林間等の空氣新鮮なる健康地に轉地療養をなさしめ、日々滋養ある食物を給して、自由逍遙遊戯をなさしめ、又特殊の運動、海水浴等の外、多少の課業を課するものにして、兒童は其の際直接に自然界に接し、有益なる知識を得、且其の健康を増進するを得るものなり。休日植民は、瑞西の牧師ピオンの創意にかゝるものなるが、今日に至りては、廣く歐米各國に行はるゝに至れり。以上諸種の施設は、主として大都市に必要なものにして、之を學校事業と稱するよりも、寧ろ社會事業と稱すべく之が創立及び發達は、廣く公衆の慈善心の普及に俟たざる可らず。本邦に於ても、近時各地に、この休日植民及び夏季休業中に於ける林間學校の企て起るに至れり。

水泳遠足等

積極的施設 其の他健全なる兒童に對しては、其の健康を増進せんがために、冷水摩擦水泳遠足登山自由運動徒競走氷滑其の他の運動を獎勵するも、積極的施設の一にして、之が監督の任に當る學校長及び教員は、豫め周到なる計畫準備をなし、各自心身の情況に適應せしめ、毫も兒童に危害を生ぜしむることなきを要す。

第五章 教師の衛生

教師の衛生
教員病

一般の職務に従事するものの外、特に教員の職に在るものに多く見るところの疾病あり。或は稱して教員病と云ふ。即ち諸種の呼吸器病、神經衰弱症、痔疾等是れなり。就中呼吸器病及び神經衰弱症に犯さるゝもの多きは我が國統計の明かに示すところなり。これ公立小學校教員疾病療治料給

與に關する規定の發布を見るに至れる所以なりとす。元來、小學校教員の職務は常に群集と共に風塵の間に生活し、其の校務甚だ煩多なるに拘らず、尙地方教化に關する副次的の事務少からず。之に加ふるに、常に學術の補習修養を要すること、又遙かに他の職務に過ぐるあり、教員が以上諸種の疾病に犯され易きは、免れがたきの數なりと云ふべし。然れば教員たるものは、常に自から注意して、消極的に衛生上の諸原則を確守するのみに止らず、更に積極的に體力の養護鍛鍊に努め、以て激甚なる其の職務に堪ふるの覺悟なかるべからず。

輓近小學校管理法終

附錄

- 一、地方學事通則
- 二、小學校令
- 三、小學校令施行規則

附錄

一 地方學事通則

(明治二十三年十月法律第八十九號
大正三年三月法律第十三號改正)

第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
市ノ學區ニ關シテハ市制第四百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財產營造物ニ關スル
規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百二十五條乃至第二百二十七條及町村ノ財產營
造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百
四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會
ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス

第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市税町
村税ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財產ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收
入アルトキハ先ツ其ノ費用ニ充ツヘツ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於

テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得

第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ

前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス

第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合ト稱ス

市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ町村及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クコトヲ得

其本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

二 小學校令

(明治三十三年八月十八日勅令第三百四十四號)

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ

市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學

校ノ規定ヲ準用シ但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視

ス

第五條 幼稚園盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ規定ニ關シテハ本令中別段

ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第二章 設置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 郡長ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタル

トキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 郡長ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラ

スト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ

數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト

二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村町村學

校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

郡長ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通

學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

郡長ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項

第二號ノ例ニ準スヘシ

第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ郡長ニ於テ町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ郡長ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメムトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條ニ依リ郡長ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトス

ルトキハ關係町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市ニ於テ設置スヘテ尋常小學校數校アルトキ又ハソノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキ又ハ市内ノ一區若ハ數區ニ對シ又ハ市ヲ分畫シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコト得此ノ場合ニ於テハ關係市及區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

郡長ハ町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數箇所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ町村若ハ町村學校組合ヲ分畫シテ數區ト爲シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條並第五十

四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童
教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條並第五十四條ニ
依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シ
テハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (明治四十年勅令
第二十五條削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得
市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學
校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ町村學校組合ヲ設ケムトスルトキハ組合規約ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ組
合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カムトスルトキ亦同ジ
前項ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ

準用ス

幼稚園、盲啞學校其他小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌、體操トシ女
兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女
兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項科目ノ外手工、農業、商業、女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ
土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖書、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ
得

前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得

第三十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第三十二條 小學校ノ教科目ニ兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ニ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第三十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理

者私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルトキハ

市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合私立小學校ニ在

リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ

其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ定檢シタ

ルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 (明治三十七年勅令第七十四號削除)

第二十六條 (同上)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ

補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ日數ヲ増加スル

コトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ監督官廳ニ於テ臨時小學校

ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理

者私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設 備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之

ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第五章 就 學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス
學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス
學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得
市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分又ハ高等學校若ハ中學校ノ豫科ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中唱歌、體操、裁縫並第二十條第二項及第三項ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス

本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク
免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ町村立小學校教員ノ任用ハ郡長ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村立小學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村立小學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

一 設備及其ノ維持ノ費用

二 職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與

三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村立小學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 郡長ハ町村立小學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メムトスルトキハ關係町村及町村立小學校組合ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五十三條 郡長ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ町村又ハ

町村立小學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ

二 町村立小學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村

立小學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルト

前項ノ認定ニ付テハ郡長ハ郡參事會ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十四條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣

ハ郡又ハ市ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一郡ノ資力第五十三條ノ補助ノ負擔ニ堪ヘサルト

二市ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞キ文部大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スルカ爲ニ要ス

ル費用ハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者

並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學

區ノ負擔ト爲スコトヲ得

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコト得ス但シ補習料ハ此

ノ限ニ在ラス特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立小學校ニ於テ授

業料ヲ徵收スルコト得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村

學校組合ノ收入トス

第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第六十條 市町村長市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村市町村學

校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス

第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長

又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行

セシムルコトヲ得

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員

ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス

市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置ク

ヘシ

市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ

委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六十四條 (大正八年勅令第十號削除)

第六十五條 市立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督シ町村

立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ郡長之ヲ監督ス

第六十六條 私立小學校ニシテ市内ニ在ルモノハ府縣知事之ヲ監督シ町村内ニ在ルモノハ郡長之ヲ監督ス

附則第六十七條以下略

三 小學校令施行規則 (明治三十三年八月二十一日 文部省令第十四號)

第一章 教科及編制

第一節 教 則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ
道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授セン
コトヲ要ス
知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ
兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス
男女ノ特性其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌親愛勤儉恭敬信實義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハシムコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各、其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナラシムコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除竝ニ小數、諸等數及簡易ナル分數、歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ分數、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得算術ヲ授クルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又

運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナル

モノヲ選フヘシ
第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍、詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一班ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實

ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ旨要トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ旨要トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時時自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ德性ノ涵養ニ資スルヲ以テ旨要トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、縫ヒ方方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ノ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、縫ヒヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類、性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買金融運輸保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ヒ國語算術地理理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約利用秩序清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住看病育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメシコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス
外國語ハ發音綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方話シ方綴リ方書キ方ヲ授クヘシ
外國語ヲ授クルニハ成クヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ毎週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ毎週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

唱歌ヲ闕クトキハ其ノ毎週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第十八條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ毎週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得ス

一 尋常小學校ノ毎週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得

二 高等小學校ノ毎週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十四時ヲ下ルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ毎週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ尋常小學校ニ於ケル年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキ

ハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試

驗ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セ

リト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一

條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ

之ヲ異ニスルコトヲ得

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式

ヲ行フヘシ

一 職員及兒童君カ代ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下
皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得

第三節 編 制

第二十九條 小學校ノ學級ハ十八學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限

ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ三學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一數級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十二條 (大正二年省令
第二十號制除)

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業及小學校令第二十條第三項ニ依リ加ヘタル教移目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ

裁縫手工農業、商業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得

第三十五條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ
土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置リコトヲ得

特別ノ事情アルトキハ第二項ノ規定ニ依ル外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 小學校ニ於テハ適宜專教科員ヲ置クコトヲ得

第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第四十條(大正二年省令第二十號削除)

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補高科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス
尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス
高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ
前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村市町村學校組合町村學校組合

又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日數、教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又

ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得ス但シ其

ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舎外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘ

シ

補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府

縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ

他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ

就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シ

テハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語書キ方、算術、理科、圖書ノ

教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキ

ハ之ヲ使用セントスル學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其

ノ採定ノ効力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ハ使用ヲ始メタル後四箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變

更スルコトヲ得ス

小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシ
メ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ
特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ前二項ノ規定ニ依ラサル
コトヲ得

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當ス

ル所爲アル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏學校職員若ハ
運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾セン
コトヲ周旋勸誘セタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又
ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ休泊料ノ類ヲ代辦シ受ケタル者並是等ノ
約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者

三 官吏學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若
ハ間接ニ官吏學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者
四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五十 採定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス
官吏又ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者

第五十八條 (明治三十六年省令
第二十二號削除)

第五十九條 (上同)

第六十條 (上同)

第六十一條 (上同)

第六十二條 (上同)

第六十三條 (上同)

第六十三條ノ二 (上同)

第六十三條ノ三 (上同)

第二章 設備準則

第六十四條 校地校舎體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上並ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校舎ハ教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

第六十五條 (明治三十七年省令第一號削除)

第六十六條 (上同)

第六十七條 (上同)

第六十八條 (上同)

第六十九條 (上同)

第七十條 (上同)

第七十一條 (上同)

第七十二條 (上同)

第七十三條 (上同)

第七十四條 (上同)

第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第七十六條 校舍ヲ新築増築改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選

定シ又ハ變更セントスルトキハ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ説立者ニ於

テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十七條 (大正二年省令第一號削除)

第七十八條 (明治三十七年省令第一號削除)
第七十九條 (明治四十二年省令第十二號削除)

第三章 就學

第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翠年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ方テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滞ナク學齡簿ニ記入スヘシ
市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞無ク其ノ兒童ノ就學始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ膽本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ

一 兒童死亡シタルトキ

二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ

三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前二項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學

校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲タル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫者ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第

三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編製スヘシ

學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ想定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ル事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日

以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ取ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第九十四條 郡長又ハ府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 (明治四十年省令第六號削除)

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 會長

一 常任委員

一 臨時委員

第九十九條 會長ハ道廳府縣內務部長ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ會長ノ揮指ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 (大正十二年省令
第二十號除削)

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨

償ヲ終ヘサル者

四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第一百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行

フ

第一百六條 試驗檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ臨時之ヲ行フ

第一百七條 無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第一百八條乃至第一百十二條ノ

規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

- 二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者
 - 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
 - 四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
 - 五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
 - 六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
- 前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル
- 第一百八條 小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、科目若ハ數科目ハ之ヲ選クコトヲ得本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
- 第一百九條 小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ク程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數諸等數、歩合算、比例、求積

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡單ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要

農業 農業ノ大要

商業 商業ノ大要

前項ノ科目中農業及商業ハ男子ニ限リ裁縫ハ女子ニ限ル

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十條 小學校專科正教員ノ試驗科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試驗科目ノ外必要ナル科目ニ付試驗ヲ行フコトヲ得

試驗科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試驗科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

各科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶セツメ之ヲ行フ

小學校專科正教員ノ試驗ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ベキ者ヲ謂フ

第一百十一條 尋常小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リ

テハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

音樂ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ

體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ
修身 道德ノ要旨

教育 教育教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀竝ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ初步

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練及遊戲

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試驗檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試驗ヲ闕クコトヲ得

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 小學校教員免許狀ヲ有スル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者

五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者

六 中學校又ハ明治三十二年文部省令第三十四號ニ依リ文部大臣ニ於テ中學校ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シタル者

七 高等女學校ヲ卒業シタル者

第一百十四條 試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試驗ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績

佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試驗檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試驗ヲ闕ク

第一百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

第一百十六條

(大正二年省令第二十號除削)

第一百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ

府縣知事ニ申請スヘシ

第一百十八條 府縣知事ニ於テ第一百七條第六號ニ該當スル者ニ小學校正教員免許狀ヲ授

與セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名

其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第一百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ

其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル

金額ヲ納ムヘシ

第一百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ私類ハ府縣知事之ヲ公告ス

第一節 學校長及教員ノ進退

第一百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ

休職ヲ命スルコトヲ得

一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ

二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

三 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スルトキ

四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ

五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員

トナルトキ

六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

七 一年現役トシテ服役シタル後陸軍補充令第三十七條ニ依リ勤務演習ニ召集セラ

レタルトキ

第一百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召

集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシ

テ服役スル者又ハ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニアラス

第一百二十四條 休職ノ期間ハ第一百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リ

テハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ擊屬中トシ同條第三號及第百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月第百二十二條第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙一箇月トス但シ第百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スル事ヲ得

一 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第百二十七條 第百二十二條又ハ第百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認めタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但ツ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間滿チタルトキ

第百二十九條 市町村立小學校教員ニツテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第百三十條 町村市立小學校准教員ノ進退ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第百三十一條 第百二十二條第一號第百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第三百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第三百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村市町村學校組合町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ檀ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス

第三百三十八條 學校長及數員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員取締役監查役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲナスコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第三百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル理由アルトキハ此ノ限ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第四百十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第四百十四條 第三百三十九條乃至第四百十一條ノ規定ハ業務停止、免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第四百十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖

モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

第四節 俸給、旅費及諸給與準則

第四百四十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

職名	一級									
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	
本科正教員	上	百八十圓	百四十五圓	百二十圓	百圓	八十五圓	七十五圓	六十五圓	五十五圓	四十五圓
	下	百六十圓	百三十圓	百十圓	九十圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十圓	四十圓
專科正教員	上	百二十圓	百圓	八十圓	七十圓	七十圓	五十圓	四十圓		
	下	百十圓	九十圓	七十五圓	六十五圓	五十五圓	四十五圓	三十五圓		
准教員	上	六十圓	五十圓	四十圓	三十三圓					
	下	五十五圓	四十五圓	三十五圓	三十圓					

第四百四十九條 一級上俸ヲ受ケ特ニ功勢アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓

マデ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マデ漸次増給スルコトヲ得

第四百五十條 專科正教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第四百五十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼スル者ニハ關係學校ノ

經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第四百五十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第四百五十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分一ヲ給ス但シ市町村市町村學校組合、

町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至

第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得

第四百五十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若

ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村市町村學校組合、町村學校組合又ハ

學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第四百五十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ

間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコ

トヲ得

第四百五十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘ

シ

一 懲戒ニ依リ免職セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失効ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第五十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額三箇日分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

前項ノ遺族其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 正教員ノ施費額は判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六十四條 第五十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第六十一條乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理

者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第六十六條 第四百十八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用、解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル

第六十九條 (明治四十四年省令第二十四號削除)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用、解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定並ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解

職セシムルコトヲ得

第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第六章 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定ム監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ

於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス

第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス
第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ

一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得

第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員ハ十人來下トス但シ東京市ニ在リテハ十五人マデニ増スコトヲ得

第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村

學校組合管理者、區長並ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ陳述ス

- 一 就學督促ニ關スルコト
- 二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
- 三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
- 四 設備ニ關スルコト
- 五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト
- 六 授業料ニ關スルコト
- 七 學校基本財産ニ關スルコト
- 八 教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目選定ニ關スルコト
- 九 修業年限ニ關スルコト
- 十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

第百八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス
 補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章

(明治四十年省令第六號創除)

第九章 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第百九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマデノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第百九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ云シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

第百九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲唱歌、談話及手技トス

第百九十八條 (明治四十四年省令第二十四號創除)

第百九十九條 (同上)

第二百條 (同上)

第二百一條 (上同)

第二百一條 保育ノ時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第二百四條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保母トス

保母ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百四條ノ二 保母ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第四百四條第百十四條第百十五條第百十九條乃至第百二十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許ニ關シ之ヲ準用ス

第二百五條 幼稚園長及保母ノ採用解職懲戒處分業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル

第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第二百七條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 建物ハ平家造トシ保育室遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ

二 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス

三 遊園ハ幼兒一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

四 恩物繪畫遊戯道具樂器黑板机腰掛時計寒暖計煖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ

五 敷地飲料水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ

第二百九條 盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得

第二百十條 盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百十一條 盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用解職懲戒處分業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル

市町村立ノ盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

大正十一年十一月十八日印刷
 大正十二年二月廿五日訂正再版印刷
 大正十二年二月廿八日訂正再版發行



著者 佐藤熊治郎
 著者 小川正行
 著者 大葉久吉
 發行者 東 勇治
 印刷者

定價	金六拾九錢
臨時定價	大正十二年度臨時 金壹圓拾七錢

大正拾參年 金壹圓貳拾四錢

東 勇治
 東京市小石川區久堅町百八番地



所刷印館文博社會式株 所刷印

發行所 關西專賣

東京市日本橋區本石町二丁目
 振替口座東京二八〇番
 大阪市西區阿波堀通四丁目
 振替口座大阪四三番

東京寶文館
 株式會社 大阪寶文館



文

文

此書式か海人の口
字心なきこと

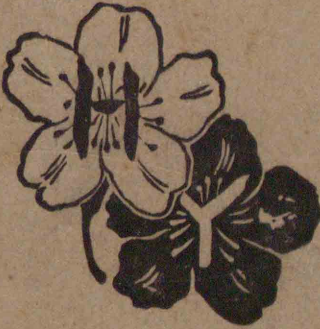
祝歌

歌子

新歌子

師範学校習字年

五田尋常高等小舎



広島大学図書

2000047533

